

実施方針に対する質問・意見への回答

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
1	2	第1	2				用語の定義（耐震管路網）	意見 耐震管路網の定義において、耐震適合管とあるが、この判断をするための「良い地盤」に関するデータ類を提示頂きたい。	
2	2	第1	2				用語の定義（耐震管路網）	質問 「...岩盤洪積層等良好な地盤に布設され、～」とありますが、市内のどのエリアが該当するのでしょうか。また、そこに布設されている配水管の管種、口径、布設年、延長をご教示ください。	本市が耐震適合管と設定した基幹管路の情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
3	2	第1	2				用語の定義（耐震管）	意見 本事業で採用が認められる耐震管及び耐震適合管の管種（材料・継手形式等）を口径別に明記していただくようお願いいたします。	耐震管については、阪神・淡路大震災以降の大規模地震における実績や「管路の耐震化に関する検討報告書 平成26年6月 平成25年度管路の耐震化に関する検討会（厚生労働省）」等を参考にするとともに、上町断層帯地震クラスの直下型地震に対しても、管路被害が生じない仕様とされており、現在、市が発注する更新工事では離脱防止型機構を有するダクタイル鋳鉄管（日本水道協会規格（JWWA規格）のG120, G121, G113, G114, K139, G112, A113）又は溶接継手の鋼管（JWWA規格のG117, G118, K151, K157）を使用しております。運営権者におかれましては、科学的根拠、これまでの市の使用実績及び市の管路構成を踏まえ、使用する管材料等をご提案いただければと存じます。また、基幹管路の耐震適合管は、良好な地盤に布設されたK形継手等のダクタイル鋳鉄管としておりますが、更新後の管路には、特段の事由がない限り、耐震管を採用するものとします。なお、本市では、給水岐の有無に関わらず、400mm以上の配水管を配水本管としております。
4	2	第1	2				用語の定義（耐震管）	意見 準拠すべき調達配管材料仕様書の発行年度を明記していただくようお願いいたします。	平成30年4月発行版に準拠ください。
5	2	第1	2				用語の定義（耐震管）	質問 耐震管は離脱防止機能を有する耐震継手のダクタイル鋳鉄管及び溶接継手の鋼管となっておりますが、それ以外の管種（配水用ポリエチレン管（融着継手）等）も耐震管として取り扱える可能性はございますか。	要求水準書No.394の回答をご確認ください。
6	3	第1	2				用語の定義（維持保全業務）	質問 洗浄排水作業は既設配水管内に堆積した錆や夾雑物を排出する作業であり、貴市の作業となっております。よって、配水管工事に伴う濁水発生は既設配水管の維持管理不足が原因であるため、運営権者は断通水作業時の過失のリスクは負うが、それ以外のリスクは貴市が負担する考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、市では、工事施工に伴う断通水作業等に起因して既設配水管内の錆や夾雑物が舞い上がり水質異常が発生するリスクに対しては、必要に応じて水理計算を行うなどにより、作業前後で流速、流向がどのように変化するか把握したうえで、周辺の配水管の老朽度やこれまでの断通水作業時における水質異常発生状況も勘案として、リスクが顕在化しないように施工を行っております。運営権事業開始後は、事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施する運営権者が、これまで市が施工者として負担してきた配水管工事に伴う水質異常発生リスクを負担し、施工にあたって水質異常が生じないように施工監理を行い、仮に水質異常が発生した場合は対応する責任を負うものになります。したがって、工事施工に伴う断通水作業等に起因する既設配水管内の錆や夾雑物による水質異常へのリスクは、原則運営権者が負担するものと考えております。
7	3	第1	2				用語の定義（維持保全業務）	質問 排水管設備や～排水管内に堆積した・・・とありますが維持保全について費用が発生した場合は大阪市側と理解してよろしいでしょうか？	維持保全は本市の費用負担で実施しますが、No.6の回答にある事由等、運営権者の施工に起因して維持保全に係る追加費用等が生じた場合は運営権者に負担いただきます。
8	3	第1	2				用語の定義（維持保全業務）	質問 配水管の機能維持を目的とした業務であり、「市」が実施する業務と規定されていることから、本事業に含まれないものと考えられるが、便宜上、運営権者が請負った場合の精算方法はどのようになりますか？（付帯事業として本事業に組み入れる？個別に契約？）	市と運営権者で協議のうえ決定することとなります。
9	5	第1	2				用語の定義（重要給水施設）	質問 重要給水施設の名称と場所、そこに至る既設配水管の管種、口径、布設年をご教示ください。	要求水準書No.263の回答をご確認ください。
10	5	第1	2				用語の定義（重要給水施設）	質問 重要給水施設に至るルートは優先的な耐震化が必要とありますので、そのルートを明示して頂けないでしょうか？	
11	5	第1	2				用語の定義（鋳鉄管）	質問 鋳鉄管が残存している場所、継手形式、口径、布設年をご教示ください。	要求水準書No.73の回答をご確認ください。
12	5	第1	2				用語の定義（鋳鉄管）	質問 鋳鉄管が残っている管路の早期更新が必要とありますので、そのルートを明示して頂けないでしょうか？	
13	5	第1	2				用語の定義（水理計算）	質問 「水理計算による妥当性照査を必須としている」とありますが、妥当性の判断基準をご教示ください。	「要求水準書（案）第3-3-(3)及び(4)」、「要求水準書（案）別添1-(3)及び(4)」をご確認ください。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
14	6	第1	3				本事業の実施にあたって想定される関係法令等	質問	改正民法施行に合わせて、請負工事標準約款、設計委託標準約款（以上国交省）が改訂されていますが、今後、提示される契約書に関わる書類については改訂されているとの理解でよろしいでしょうか。	本事業における契約は、「実施契約書（案）」に則って締結する予定であり、また、改正された民法を含め関係法令に従って、運営権者は本事業を実施することとなります。
15	8	第1	3	(2)	イ		市条例	質問	大阪府中小企業振興基本条例について、大阪市のホームページではリンクが切れています。ホームページ上での確認は可能でしょうか。	市ホームページのリンクを修正しました。なお、大阪市の例規（条例、規則、企業管理規程等）については、（市ホームページ>市政>方針・条例>条例・公報>条例・規則など）でも確認することが可能です。
16	8	第1	3	(3)			準拠又は参照すべき指針・仕様	意見	「その他関連基準」を削除してください。世の中の全ての基準が対象との解釈となりますので運営権者に多大な負担が強いです。	現在、市において準拠等している指針・仕様については、可能な限り具体的に示してありますが、本事業の遂行にあたって必要となる指針・仕様については、運営権者自らご確認していただきたいという、市を含めあらゆる事業者に適用される社会通念上の一般的な趣旨として記述させていただいている旨、ご理解のほどお願いします。
17	9	第2	1	(2)			目的	質問	「水道料金の値上げによって市民に負担を求めるとなく」との記載がありますが、貴市において、本事業期間中は水道料金の値上げはしないということでしょうか。	事業期間中、現行の料金水準を維持することを前提に本事業の制度設計を行っています。
18	10	第2	2				運営権者に求める基本方針	意見	基本方針の最初には、受託者の担うべき役割および市との関係に関する記述があって頂きたいのですが、如何でしょうか。これがないので、以下の項目の趣旨が不明朗となっている印象です。可能であれば、付け加えて頂けると本実施方針がよりよく理解できるかと思えます。	「大阪市水道PFI管路更新事業等実施方針」は既に確定し、本年4月15日に公表したものです。なお、受託者の担うべき役割と市との関係につきましては、平成31年2月公表の「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」のP40,41に記述をしており、実施方針においてもこういった考え方に基づいて運営権者の役割等を記述しております。こうした趣旨を踏まえてご提案をいただいたうえで、双方で協議を行い、実施契約の締結までに詳細を決めていきたいと考えております。
19	10	第2	2				運営権者に求める基本方針	質問	管路更新の計画、設計、施工全般にわたる技術革新に関する知見を広く調査、収集し、必要に応じて新技術の弾力的な導入を図るとありますが、市の仕様書・基準等の改訂は、運営権者が市と協議のうえ行うことでよろしいでしょうか。	運営権者において新技術を導入された際の市の仕様書や基準等の改訂については、適宜運営権者に協力をいただきつつ、市において実施することになります。
20	10	第2	2				運営権者に求める基本方針	質問	災害時には、市と連携しつつ、市内及び市に広域要請した水道事業者等における迅速な管路復旧支援を行うとありますが、東日本大震災のように府外の水道事業者等を支援することも想定されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の費用は、別途精算されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、支援に係る詳細については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
21	10	第2	2	(1)			運営権者に求める基本方針	質問	新たに使用する耐震管の規格とあるが何を指すのでしょうか？	管路更新工事にあたり、新たに布設する管として「耐震管」を使用するという意味です。
22	10	第2	2	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	「地域の資源や人材の活用等に努めること」とあるが、努めていると認められる基準をご教示願います。また、努めていないと判断された場合、市から運営権者に対しどのような指導やペナルティー等があるのでしょうか。	応募者は、「大阪府中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、地域の資源や人材の活用等に関する具体的な事業提案を市に示し、本事業開始後は、運営権者は、その事業提案に基づいて本事業を実施することとなります。実施契約締結後は、提案の遵守義務を負い、市によるモニタリングの対象となります。
23	10	第2	2	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	「震災時の迅速な管路復旧に向けた体制構築」とありますが、市が今は公表されていない、「市域の管工事業者」などの現状につきご教示ください。応募準備の参考にしたいと思います。	市が令和元年度に入札を実施した、管路更新に係る請負工事契約の実績（契約締結先、契約金額等）については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
24	10	第2	2	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	大阪府中小企業振興基本条例では市内の中小企業の受注機会確保に努めることが規定されています。従来2倍の管路更新工事を計画する場合、市内企業のみでは消化できないことも予想されます。市外企業を活用することも可能でしょうか。	市内及び市外の施工実施者をどのように編成して、管路更新工事の体制を構築していただくかが、本事業推進にあたっての重要な要件となります。「要求水準書（案）第4-3(7) 施工実施者の選定」にて、市内中小企業者の活用等に係る水準を示しており、市の水準を満たしていれば、市外事業者の活用も可能としておりますので、応募者におかれましては、市の「実施方針」や「要求水準書（案）」の趣旨を踏まえ、自由にご提案いただければと存じます。なお、市内中小企業者の活用に関するものを含め、運営権者に求める基本方針を十分に理解した提案については、評価する考えです。
25	10	第2	2	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	市内企業のみでは従来2倍となる管路更新工事を実施できない可能性があります。市外企業の活用が認められる条件をご教示下さい。	
26	10	第2	2	(2)			運用権者に求める基本方針	質問	「大阪府中小企業振興基本条例の趣旨を遵守しつつ、地域の資源や人材の活用等に努めること」とありますが、大阪市内の中小企業の活用は事業提案書の審査において、評価の対象になるのでしょうか。	
27	10	第2	2	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	管路更新の大幅なスピードUPは、市内業者以外の力が必要と思われます。発注者の基準があればご回答願います。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
28	10	第2	2	(2)			質問 「大阪市中小企業振興基本条例（平成23年大阪市条例第59号）」の趣旨を遵守しつつ、地域の資源や人材の活用等に努めることとありますが、一定の拘束力があると考えてよろしいでしょうか？	応募者は、「大阪市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、地域の資源や人材の活用等に関する具体的な事業提案を市に示し、本事業開始後は、運営権者は、その事業提案に基づいて本事業を実施することとなります。実施契約締結後、運営権者は自ら提案した事項については、これを遵守する義務を負うこととなりますので、市によるモニタリングの対象となります。	
29	10	第2	2	(2)			意見 「大阪市中小企業振興基本条例」の趣旨を遵守しつつ、地域の資源や人材の活用等に努めることとありますが、遵守されているが定期的な検証を希望します。		
30	10	第2	2	(2)			質問 「本事業実施にあたっては、市内中小企業の健全な発展を目的とする「大阪市中小企業振興基本条例（平成23年大阪市条例第59号）」の趣旨を遵守しつつ、地域の資源や人材の活用等に努めること。」とありますが、貴市での確認方法に係るご想定がございましたらご教示下さい。		
31	10	第2	2	(3)			質問 (3)市と同等以上の施工監理体制を構築とあるが、現状、市の体制は開示願えるのか。	要求水準書No.6の回答をご確認ください。 現状の市の体制については、「要求水準書（案）第5-4 参照文書」及び「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。 なお、「要求水準書（案）」の参照文書については、優先交渉権者の決定後に提供する予定です。	
32	10	第2	2	(3)			質問 「市と同等以上」について定量化された管理手法や管理基準があればご教示ください。ない場合は、何をもちて市と同等以上と評価するのか考え方をご教示ください。	要求水準書No.6の回答をご確認ください。	
33	10	第2	2	(3)			質問 市と同等以上の施工監理体制をご教示お願いします。		
34	10	第2	2	(3)			意見 市と同等以上の施工管理体制を構築すること。と記述されていますが、構成メンバーを計画するにあたり、貴局の今年度においての施工管理体制を教示いただきたい。監督員人数、役割、監督員一人当たり担当現場数など。	本市の管路更新に係る業務執行体制については、「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」をご参照ください。 なお、監督員一人当たり担当現場数は、6箇所程度が本市の実績です。施工監理体制等については、民間事業者のノウハウを活かしたご提案をしていただきたいと思います。	
35	10	第2	2	(4)			質問 大阪市様としても技術革新に関する知見を調査、収集され、それらを積極的に運営権者へ提供・推薦等行っていく意向でしょうか？	市においても、技術革新に関する知見の調査・収集を積極的に図るとともに、必要に応じて運営権者にも提供していきます。	
36	10	第2	2	(4)			質問 「新技術の弾力的な導入を図る」との記載がありますが、一方でP8に準拠又は参照すべき指針・仕様が記載されています。合理的な新技術の場合でも準拠又は参照すべき指針・仕様に示されていないものは導入できないのでしょうか。	要求水準等を満たすことを前提に、提案内容に基づき適切な時期を選んでいただき、導入を判断いただければと思います。 なお、新規の管材料等の導入にあたっては、市の「資材等審査委員会」にて承認を得る必要がありますので、市による審査及び承認手続き期間を考慮したうえでご提案ください。	
37	10	第2	2	(5)			質問 「管路更新の促進に努める」とありますが、これは「災害時には」を受けるとの理解で宜しいでしょうか。	「災害時には」を受けているものではありません。「災害時には、市と連携しつつ、市域及び市に応援要請した被災地方公共団体における迅速な管路復旧視察を行う」、「本運営事業で培ったノウハウを水平展開し、管路更新の促進に努める」が2つが並列になっています。	
38	10	第2	2	(5)			質問 災害時の市内及び市に応援要請した事業者等への復旧支援について、構築すべき具体的な復旧支援体制はどのようにお考えでしょうか。	現在、市は工事業者への個別要請により支援体制を構築していますが、本事業開始後は、実施契約にてあらかじめ災害時における市内管路網の早期復旧や他都市等被災時の復旧支援に係る運営権者の役割を明記し、より迅速かつ効果的な災害対応を実施することを想定しています。体制の概要については、平成31年2月に公表した「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化策について（素案）」のP70をご参照ください。	
39	10	第2	2	(5)			質問 災害時に市に応援要請した水道事業者等とは、府外も含むのでしょうか？	全国の水道事業者になります。	
40	10	第2	2	(5)			質問 「広域的な災害対応及び水道基盤強化に向けた積極的な事業運営に努めること」とありますが、これは可能な限り対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本運営事業の目的が「広域的な水道の基盤強化に資する様々な広域連携方策を推進する」であることを考慮の上、広域的な災害対応及び水道基盤強化に向けた積極的な事業運営に向けた方針、体制などの提案をいただければ幸いです。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
41	10	第2	2	(5)			運営権者に求める基本方針	質問	運営権者は「災害時には、市と連携しつつ、迅速な管路復旧支援を行う」となっていますが、当社は大阪市と災害時における水道施設の応急対策に関する協定書を締結していますが、運営権者から当社の参画を要請された場合、災害時はどのように対応すればよいか。	市と、災害時における水道施設の応急対策に関する協定を締結している民間事業者については、運営権事業開始後も、可能な限り市との協定に基づき市への協力をお願いしたいと存じます。
42	10	第2	2	(5)			運営権者に求める基本方針	質問	本運営事業で培ったノウハウを水平展開しとありますが、具体的にどのような想定でしょうか	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを期待しており、また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。本運営事業の実施にあたって構築した管路更新に係る体制や業務実施ノウハウを生かして、大阪府域内外の他水道事業者等の管路更新に関する業務を担っていただければ幸いです。
43	10	第2	2	(5)			運営権者に求める基本方針	質問	「大阪府域をはじめ広域的な」との記載がありますが、大阪府以外に関しても積極的な事業運営を求めているのでしょうか。	
44	11	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	すべての配水管とはいわゆる配水細管も含むのでしょうか？	本運営事業の対象は、市水道事業において使用する全ての配水管及びその付属設備であり、配水細管も含まれています。ただし、配水細管は、「要求水準書(案)第3-3-(2)ア」にて断水区域の低減化に寄与する路線選定を優先する市の考えでは、優先順位の高い路線ではないことを申し添えます。
45	11	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	配水細管が50mmの場合、更新は原則同径の耐震管でしょうか？	更新後の管路の口径については、「要求水準書(案)第3-3-(3)ア」及びこれに関連する要求事項を満たす場合は、必ずしも同径とする必要はありません。また、更新後の管路は、「要求水準書(案)第4-3-(1)」及びこれに関連する要求事項を満たす管材材料を選定いただくこととなります。
46	11	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	(4) 全ての配水管と附属設備が把握出来る詳細は、事前公表されるのか。	要求水準書No.64の回答をご確認ください。
47	11	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	本運営事業の対象となる施設の範囲は、市水道事業において使用する全ての配水管及びその附属設備とありますが付属設備の範囲についてご教示願います。	附属設備の範囲につきましては、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにて、お示しする予定です。
48	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	実施契約に定める委託禁止業務とはどのようなものを想定しているか、募集要項等の公表に先んじてご教示いただけますでしょうか。	基本的には再委託を広く認める方向ですが、委託禁止業務の詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
49	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	市と運営権者で締結する大阪市水道PFI管路更新事業等実施契約に委託禁止業務として定められた業務について、コンソーシアムの組成のための重要事項であるため、ご教示していただきたい。	
50	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	「委託禁止業務として定められた業務～」とありますが、何が該当するのかをご教示ください。	
51	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	委託禁止業務として定められた業務をご教示お願いします。	
52	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	委託禁止業務は現時点でどういった業務が委託禁止と想定されているのでしょうか。(実施契約で定めるとありますが、早期に開示していただかないと検討が進められない。)	
53	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	(6) 委託禁止業務とは、どのような内容かお教えいただけますか。	
54	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	委託禁止業務と定められた業務は、具体的にどのような業務が想定されておりますか？	
55	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	「委託禁止業務として定められた業務」とは、具体的に何を指しているのでしょうか。	
56	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	委託禁止業務の範囲についてご教示願います。	
57	11	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	「詳細な実施条件は要求水準書(案)に示しているとおりであり、実施契約においても示すもの」とありますが、要求水準(案)から内容が大きく変更される可能性はありますでしょうか。	
58	12	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	本事業の範囲は、「配水管路の耐震管への更新事業及びそれに付帯する業務」に限定され、「既設管路を含めた配水管施設全体の運営ではない」という理解で間違っていないでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
59	12	第3	1	(6)			事業の一部を再委託した場合の取引条件は、運営権者と再委託先との協議により決定するものと考えてよろしいですか？ それとも、これまで公共事業として市が発注していた時の取引条件を継承しなければなりませんか？	本事業は、運営権制度を活用した事業であるため、再委託先との取引条件については、要求水準等を満たしつつ、運営権者自らが検討する事項となります。	
60	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	確認ですが、「市水道事業において使用する配水管（平成31年3月末時点で5,133km）を対象施設とし、耐震管への更新に係る、計画から設計、施工までの一連の業務を実施する事」とありますが、既布設の配水管の「維持管理」は、たとえ更新対象であっても含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
61	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	本運営事業の対象施設となる配水管（平成31年3月末時点で5,133km）のうち、本事業期間内に運営権者が実施しなければならない事業量とされる1,800kmの対象配水管の具体的な管径、位置、路線ルートなどをご教示ください。	本運営事業は、運営権者が、1800kmの対象路線を自ら選定して実施していただくものであり、重要給水施設（災害医療機関及び広域避難場所）に至る路線を全て耐震管に取り替える等のケースを除き、市が路線を予め定めて運営権者に施工をお願いするものではありません。なお、路線選定を行っていただくために必要な管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。	
62	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	運営者が実施しなければ、1800km以上とありますが具体的な施工箇所はどの時点で開示いただけますか。		
63	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	本事業期間において事業量1800km以上を達成すべき定量的指標となっておりますが、具体的なルート及び管種等についてあれば教えて頂きたい。		
64	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	「特定事業の実施に関する一切の経費支出額と資金回収の時点の違いから一時的に資金不足が生じた場合は、自前で調達して補うこと」とありますが、不可抗力発生時等の予測出来ない事態により資金計画が変更になった際には、市と協議をして負担に対する取り決め等の変更の機会を設けてもらいたいと考えます。	本事業は、運営権事業になりますので、仮に、資金計画が変更になった場合であっても、原則、当該変更後の資金計画に基づき運営権者の事業計画を見直すことで、要求水準の達成を目指していただくこととなります。 なお、不可抗力により事業費の増加が見込まれるような場合であっても、運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価される範囲にあっては、定期レビュー又は臨時協議を実施し、適宜適切な対応を図っていくことになるものと考えています。	
65	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	リスク分担表の考え方も含めて、想定外の要因による資金不足は貴市とその内容に応じて負担割合を決めることを希望します。		
66	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	「運営権者が実施しなければならない事業量1,800km以上とし～」とされてますが、公募時点で更新を義務付ける具体的な路線があればご教示ください。また、その路線に施工できない箇所は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書（案）第3-3-(1)ア」の定量的指標のうち、「基幹管路の耐震適合率」および「重要給水施設（災害医療機関及び広域避難場所）に至る路線を全て耐震管に取替」の指標の達成に更新が必要な管路（水管橋を含む）は、運営権者にとって路線選定の裁量がない路線となっております。 また、当該路線に限らず、更新対象路線について施工ができないかどうかは、設計段階や施工段階といった業務プロセスの中で検討し判断するものと考えます。 なお、施工ができない箇所の扱いについては、「要求水準書（案）第3-3-(2)ク」によります。	
67	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	配水管の更新事業とあるが、管口径は何ミリ～何ミリまでが対象ですか。又、基幹管路とは何ミリ～何ミリですか。	本運営事業の対象となっている配水管の口径は25mmから2000mmです。 また、本市では、給水分岐の有無に関わらず、400mm以上の配水管を配水本管としていることから、基幹管路は口径400mm以上の管路となります。 管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。	
68	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	特定事業に要する資金について、一時的に資金不足が生じた場合は、自前で調達して補うこととしますが、市から工事に係る前払金相当分を先に収受することは可能でしょうか。 民間で工事に係る前払金を調達すると、公共の起債より確実に利率が高くなり、最終的に市民の負担増加につながります。また、民間で前払金相当を用意する場合、相当な資金の手当てが必要になり民間事業者の参画への障壁になると考えられます。	市の一部負担金の支払いについては、工事が完成した年度ごとの支払いを原則とし、支払時期についての詳細は、募集要項等公表時にお示しする予定です。 本事業は、運営権事業ですので、経費支出から資金回収までの間の資金調達については、運営権者で行っていただくことが基本となりますので、ご理解をお願いします。	
69	12	第3	1	(6)	ア	特定事業	1800km以上とありますが、上限の設定はありますか？5133kmがそれに当たりますか？	本運営事業を実施する一番の目的である「耐震管路網の早期構築」に向けた定量的指標として、「要求水準書（案）」では、16年間の事業期間中における1,800km以上の更新量を求めておりますが、これは、「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」P14-17に記載のとおり、中長期的な更新サイクルの視点を踏まえたものです。 また、市民・お客さまに新たな負担を求めることのないよう、水道局の経営状況も踏まえることが前提となります。 したがって、「要求水準書（案）」では更新量の上限の設定をしておりませんが、事業提案にあたっては、こういった考え方を踏まえたうえで、具体的な更新量をご提案いただきたいと思っております。 なお、求める提案内容や審査基準については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
70	12	第3	1	(6)	ア		特定事業	質問	「特定実施事業に係る費用」とは、具体的に何を指しているのでしょうか。	配水管更新工費に基づき事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額及び本運営事業実施に伴い毎年度発生する計画業務等その他会社運営に係る経費に事業報酬の額を加味したものになります。 「実施方針 第5-3-(1)」をご参照ください。
71	12	第3	1	(6)	ア		特定事業	意見	現在、計画業務、設計業務、施工業務で市が活用している業務システムについて、できるだけ具体的に提示されることを希望します。	市が管路更新業務で活用しているシステムの一覧は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。なお、管路情報管理システムについては、関心表明書等提出者を対象に閲覧の機会を設ける予定(令和2年7月下旬以降)です。
72	12	第3	1	(6)	ア		特定事業	意見	維持管理業務との境界について、できるだけ具体的に提示されることを希望します。	募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
73	12	第3	1	(6)	ア		特定事業	質問	(6)-ア 対象施設(配水管5,133km)の配置図は事前開示いただけるのでしょうか。	要求水準書No.64の回答をご確認ください。
74	12	第3	1	(6)	ア		特定事業	質問	定められている管路の耐震化率もしくは管路の老朽化率の要求水準について、16事業年度末までの整備量を単純試算すると1800km以上必要となり、少なくとも2058kmの整備が必要となります。1,800km以上と示された理由について教えてください。整備量について変更の余地があるということでしょうか。	要求水準書No.250の回答をご確認ください。
75	12	第3	1	(6)	ア	(イ)	設計業務	質問	市が策定している計画があり、それを開示するという理解でよろしいでしょうか？	「実施方針 第3-1-(6)ア(ア)」の配水管更新計画は、運営権者が事業期間内で実施する管路更新に係る計画のことであり、市が策定している計画ではありません。
76	12	第3	1	(6)	ア	(イ)	設計業務	質問	市策定の既存配水管更新計画がある場合、反映させる必要はありますか？あるいは、どの程度加味する必要がありますか？	本運営事業では、「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」の後半部分が組み込まれており、運営権者には、この部分を担っていただくこととなります。このため、運営権者におかれましては、「管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画」の趣旨を踏まえていただき、事業計画をご提案いただくこととなります。
77	12	第3	1	(6)	ア	(イ)	設計業務	意見	設計業務の中に「施工実施者の選定」とありますが、施工実施者の選定は設計企業ではなく施工企業にて行うため施工業務の中に含めていただけないでしょうか。	市においては、施工実施者の選定は設計業務の一つとして位置付けていますが、施工企業が施工実施者の選定を行うことは特段問題はありません。ご指摘の趣旨は、あくまで運営権者側のご対応ですので、適切にご判断していただければ結構です。
78	12	第3	1	(6)	ア	(イ)	設計業務	質問	施工実施者の選定等は、設計業務に含まれる記載ですが、これが施工業務で対応となることは問題ないでしょうか	
79	12	第3	1	(6)	ア	(イ)	設計業務	質問	管路情報は、位置、仕様を含めてGIS、CAD等で整理されたデータを貸与可能でしょうか。	管路情報管理システムに登録されている図形デジタルデータについては、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者にお示しする予定です。
80	12	第3	1	(6)	ア	(イ)	設計業務	質問	既設の他の埋設物、架線物の情報h、位置、仕様を含めてGIS、CAD等で整理されたデータを貸与可能でしょうか。	
81	12	第3	1	(6)	ア	(ウ)	施工業務	質問	「地元調整」とありますが、現状でのやり方とトラブル記録をご教示下さい。	要求水準書No.28の回答をご確認ください。 問い合わせ状況については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 また、工事に対する意見・苦情等については、市ホームページ「市民の声」( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/000006578.html">https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/000006578.html</a> )を参考にしてください。
82	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	「市又は他水道事業者等が管理する水道管路が被害を受けた場合、実施契約に基づき、市又は当該他水道事業者等の費用負担のもと、市と連携して、水道管の修繕等の応急復旧活動を実施する。」とありますが、このときの命令および権限系統および責任は誰にあるのでしょうか？ また他自治体との折衝の窓口と責任は誰にあるのでしょうか。さらに「他水道事業者」の範囲は、府内、関西、全国、のどこまで及ぶのでしょうか。	「要求水準書(案)第6 災害への対応に関する要求水準」に記載のとおり、応急復旧活動に係る責任は市が負い、他自治体等との折衝は市が行い、市より運営権者に指示を行います。また、運営権者が編成する「水道復旧体制」における指揮命令は、運営権者で行うこととなります。 「他水道事業者」の範囲は、全国各自治体等の水道事業体になります。
83	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	市と連携し、市の指揮下で行動する応急対応時において、受託者作業員が被災した場合の労災はどのようにお考えでしょうか？	復旧作業中の労働災害については、「労働者災害補償保険法」の範囲内において補償の適用を受けることができます。そのためにも、運営権者は施工実施者に対し、下請負人の労働者の分まで労災保険に加入させ、確認しておく必要があります。 なお、政府管掌の労災保険でカバーしきれない部分については、想定されるリスクに応じて民間の損害保険会社の保険(法定外補償条項、使用者賠償責任条項等が入っている保険等)への加入を検討いたします。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
84	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	応急対応の実施により、予定していた更新が行なえず更新延長が1,800km以上とならなかった場合の取り扱いは、運営権者に帰責はなく市側の帰責事由との理解でよろしいでしょうか。	応急対応の実施をお願いする場合は、災害時等、特段の状況にあるものと想定されますので、その時々状況に応じて、市として運営権者と協議しつつ、弾力的に対応することと考えております。応急対応の実施により1,800kmの更新が実施できなくなったことが客観的に明らか場合には、当該影響のあった更新量を要求水準の未達と扱わないなどの対応が考えられます。
85	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	費用は市負担との事ですが、年度払いではなく、実施後都度払いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	「実施契約に基づき」とありますが、支払金額等は変更契約によって定められるのでしょうか。それとも実施契約に災害への応急対応発生時の支払条件等が規定されるのでしょうか。	発生費用の事後精算に関する考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
87	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	実施契約に基づき、市又は当該他水道事業者等の費用負担のもととありますが、費用は全額精算されるのでしょうか。	なお、他水道事業者等が被災した際の応急対応に要した費用は、事業者間の協定等において、応援水道事業者が応急対応に要した費用を受援水道事業者に事後請求し、受援水道事業者が費用を負担する仕組みがありますので、市域外で発生した災害への応急対応に関しては、市より受援水道事業者に事後請求のうえ、市より運営権者に支払うこととなります。
88	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	費用負担の精算方法は、運営権者に負担がない方法（一部前払い金、発生費用全額の事後精算等）として、実施契約（案）に示されるのでしょうか。	
89	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	意見	当該他水道事業者等の費用負担のもととありますが、具体的な方法についての記述を希望します。	
90	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	「市又は他水道事業者等が管理する水道管路」について、「本運営権事業の対象となる施設の範囲は、水道事業において使用するすべての配水管及びその附属設備とする。」と規定されていることから、運営権者の復旧活動の内容は、本運営権事業の対象となる施設である「配水管」と同じであると理解してよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。なお、給水管接合替え業務も本市費用負担とはいえ、実施していただくため、場合によってはお願いすることがありますが、あくまで市と運営権者双方で協議のうえ実施するものとご理解のほどお願いします。また、送水管も、都市の規模によっては本市の配水管クラスのもの想定されますので、これについても給水管と同じ対応をお願いすることがあります。
91	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	意見	市又は当該他水道事業者等の費用負担の要領を今後実施契約書(案)でご開示願います。	費用負担の要領については、「地震等緊急時対応の手引き」（日本水道協会）等を参照願います。なお、発生費用の事後精算に関する考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
92	13	第3	1	(6)	イ	(ア)	市又は市域外で発生した災害への応急対応に関する業務	質問	災害復旧費に伴う費用負担は、運営権者には無いものと考えてますが要領書等がありますか。	災害復旧費に伴う費用は、市又は当該他水道事業者等が負担しますので、運営権者に求めることはありません。その際の費用負担に係る基本的な考え方については、「地震等緊急時対応の手引き」（日本水道協会）等を参照願います。
93	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	意見	特定事業の実施に合わせて整備することが合理的とありますが、業務負荷量によっては特定事業に影響を及ぼすと考えますので、協議し合意したときに実施することを希望します。また、その場合は事業費変更の対象にさせていただきたい。	給水管接合替に関しましては、附帯事業として運営権者に実施を義務付けるものであり、接合替え箇所が多いという理由で当該配水管路線にある給水管接合替えを放置することはできません。給水管接合替の過去実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、これらの附帯事業は、利用料金とは別に市が費用負担しますので、事業費変更等の対象ではありません。
94	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	給水管接合替、鉛給水管の取替、消火栓の設置等を附帯事業としていますが、その場合、これらの費用は貴市が負担するため、提案時の事業費（按分率）には含めないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	配水管更新において、多くの場合「給水管接合替」工事を伴うものと考えます。実施契約が未公表の時点ですが、「給水管接合替」工事の設計、発注、監理等の一連の業務は運営権者が行い、これらを包含した費用の全額を市が負担すると考えて宜しいですか。また、その場合の費用請求や支払いのタイミング等の具体的内容をお示し下さい。	「給水管接合替」に係る業務範囲は、ご理解のとおりです。費用負担の方法については、募集要項等の公表時にお示しする予定です。
96	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	「特定事業の実施に合わせて整備することが合理的なもの」とありますが、「誰が合理的」と判断するのでしょうか。運営権者との理解で宜しいでしょうか。	
97	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	合理的と判断するのは、大阪市様になるでしょうか？又は運営権者との双方になるでしょうか？	「実施方針」に明示している「給水管接合替」と「消火栓の設置」については、「特定事業に附随する業務」として市が運営権者に実施を義務付けます。それ以外の業務については、双方協議のうえ実施の可否を決定いたします。
98	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	市の費用負担のもと、運営権者が実施する場合の合理的判断基準をおしえてください。	
99	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	給水管接合替や鉛給水管の取替等の給水管整備を市の費用負担の実施とあるが、年あたりの件数はどれくらいでしょうか。	配水管更新時における給水管接合替及び鉛給水管取替の実績（平成30年度）を「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にお示ししていますので、そちらをご参照ください。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
100	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	実施契約に基づき、市の費用負担のもと、運営権者が実施する。とあるが基本的に年度末に精算するとの考えでよいでしょうか？また、費用は実費とビデオにありましたが、材料等単価はどのような考えになりますでしょうか？	特定事業に附随する業務に対する市の費用負担の精算や算定等（舗装復旧費や材料費等含む）に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
101	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に付随する業務	質問	給水管や消火栓等は市の費用負担とありますが、費用算定はどのようにするのでしょうか。また、路面復旧費はどのように分けるのでしょうか。	
102	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	費用負担の精算方法について、受託事業者に負担がない方法（市の精算ルールによる支払ではなく、発生費用全額の事後精算等）として、実施契約（案）には示されるのでしょうか。	
103	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に付随する業務	質問	費用は市負担との事ですが、特定事業の支払に追加して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金とは別に、市より費用負担いたします。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
104	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	給水管接合替や鉛給水管の取替等は特定事業ではなく附帯事業でよろしいのでしょうか。このとき費用は市、施工は運営権者の記載がありますので業者は運営権者が選定して宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に附随する業務	質問	給水管接合替、鉛給水管の取替、消火栓の設置の必要数の根拠となるデータをご教示ください。費用は貴市負担とありますが、作業工数・施工期間の見積もりに必要となります。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
106	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に付随する業務	質問	特定事業（運営権者実施）に合わせて、市負担で運営権者が実施する「給水管接合替」「鉛給水管の取替等」「消火栓設置」等の想定工程量はどのくらいですか。（運営権者の施工体制の検討のため）	
107	13	第3	1	(6)	イ	(イ)	特定事業に付随する業務	質問	本項目に示す業務（給水管整備等）について、過去3年間の大阪市が実施した実績（事業量・金額）をご提示いただけないでしょうか。	
108	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	行政間の合意があっても、運営権者と当該他水道事業者等が協議しても、費用面等でかい離があり合意できない場合には、受託しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者には、管路耐震化促進業務を通じて、広域的な水道基盤強化に向けた積極的な事業提案を期待しており、運営権者となられた暁には受託に向けて協議、調整いただきたいと考えております。経営上の理由等によりどうしても合意が困難な場合にも実施を義務付けるものではございませんが、市としては、そうした事態にならないよう、運営権者の状況やご意向にも配慮しつつ、行政間の合意形成に努めてまいります。
109	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「本事業期間が終了した後であっても、当該事業の契約関係等に基づき、継続して実施することを妨げない。」とありますが、運営事業者や工事実施者の体制が整わない等により合意に至らなければ実施しなくともよいとの理解で宜しいでしょうか。	
110	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「当該他水道事業者等と協議し、合意したときは」とありますが、合意出来ない時は、業務義務は無いとの理解でよろしいでしょうか。	
111	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	冒頭では運営権者に義務付ける業務とありますが、本項では協議し、同意したときはとあります。運営権者の合意がなければ義務とはならない、事業者側の理由で実施困難の場合は強制力はないとの解釈でよろしいでしょうか。	
112	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	意見	左記の合意について、貴市が他水道事業者等と協議を行う前には運営権者への事前相談をいただくことを希望します。	
113	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	当該他水道事業者と運営権者が合意に至らなかった場合、運営権者になんらかのペナルティは発生するのでしょうか？	
114	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	当該他水道事業者と運営権者が合意に至らなかった場合、その業務は当該他水道事業者が単独で行うものと考えてよろしいでしょうか？	
115	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	大阪府域内外の他水道事業者等が市との合意に基づき、自ら管理する水道管の更新等の業務を運営権者に行わせようとする場合、合意した場合は、随意契約となりますでしょうか。	附帯事業として実施する事業としては、基本的にご理解のとおりです。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
116	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	現在も府下の市町村との技術支援等で連携をされ、管路更新等業務を実施されていると推察しますが、その連携が継続される(今回の業務に引き継がれる)可能性が高い対象市町村は現時点でありますでしょうか？	令和元年度末時点で実施の実績はございませんが、今後、「大阪市水道 広域連携・海外展開戦略」( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000500701.html">https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000500701.html</a> )に基づいて、他都市等との協議を進めてまいります。
117	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	意見	本業務の概要と過去の実績をご開示願います。	
118	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「当該他水道業者と協議し、合意したときは・・・管路更新業務を実施する」とありますが、過去において年間に事業量としての実績を開示できますか？	
119	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「大阪府域内外の他水道事業者等が、市との協定等による行政間の合意に基づいて、自ら管理する水道管の更新等の業務を運営権者に行わせようとする場合」とありますが、応募時点では分からないので、事業規模設定や収支予想ができません。本契約に縛られない別契約を締結する、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「これ(他水道事業者等の管路更新等業務)を実施する内容や手法等について市及び当該他水道事業者等と協議し、合意したとき」とありますが、契約条件などは、如何に決めることになるのでしょうか。	運営権者も含めた当事者間で協議の上決定することとなります。
121	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	運営権者は、他水道事業者等が行わせようとする管路更新等業務を実施するとされていますが、その場合の費用負担は当該他水道事業者等であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。水道事業者間等の協定に基づいて処理されます。
122	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	参考に、他水道事業者の管路更新以外どのような業務を想定されているのか。また、市の承認とあるが、承認のための提出資料の内容等教えて頂きたい。	附帯事業として実施する「行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務」に関しては、他水道事業者等の水道管更新業務のみであり、行政間の合意が前提となるため、市による別途の承認も必要ありません。任意事業に関しては、市は、特定事業や他の附帯事業に影響を与えるリスクがないことを事業計画等により確認の上承認を行うこととなります。
123	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	「当該事業の契約関係等に基づき、継続して実施することを妨げない」とありますが、その際のSPCの存続、市への報告等はどのようにお考えでしょうか。	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを期待しており、また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。そのため、本事業終了以降においては、市は、直接関与することはないものの、SPCには、広域的な管路更新事業を担う民間事業者として発展していただきたいと考えております。
124	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	本事業期間終了後にも、運営権者が他水道事業者等との管路更新等業務を継続できるのは、「本事業期間内に結ばれた契約関係に含まれる業務」のみとの理解でよろしいでしょうか。	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを市として期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として、運営権者の自由裁量で実施する場合は「任意事業」として行っていただくことを想定したものです。また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。運営権者が全て再委託できるかどうかについては、発注する側の自治体等の定めによるものです。なお、運営権者の構成企業が直接受託することは、本運営事業と関係のないものです。
125	13	第3	1	(6)	イ	(ウ)	行政間の合意に基づく他水道事業者等の管路更新等業務	質問	受託業務の事業範囲(市の事業と比べて限定されることを想定)によっては、運営権者が受託するのではなく構成企業が直接受託する、又は運営権者が受託し全てを再委託することも可能でしょうか。	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを市として期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として、運営権者の自由裁量で実施する場合は「任意事業」として行っていただくことを想定したものです。また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。運営権者が全て再委託できるかどうかについては、発注する側の自治体等の定めによるものです。なお、運営権者の構成企業が直接受託することは、本運営事業と関係のないものです。
126	13	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	「任意事業を提案することができ」とありますが、応札時に任意事業を提案しない事も可能でしょうか。	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを市として期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として、運営権者の自由裁量で実施する場合は「任意事業」として行っていただくことを想定したものです。また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。なお、任意事業は、実施の有無を含め、あくまで運営権者側のお考えを主体に提案いただくことが基本と考えております。
127	13	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	応札時に任意事業を提案しなかった場合、評価及び得点に影響はありますでしょうか。	市が任意事業に求める趣旨の一部は、No.126に係る回答に記載のとおりですが、評価及び得点への影響については、募集要項等の公表時に示す予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
128	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 イ・(ウ)の他、他水道事業者等からの事業についても、事前に市の承認が必要となりますでしょうか？	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを市として期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として、運営権者の自由裁量で実施する場合は「任意事業」として行っていただくことを想定したものです。また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。 なお、任意事業は、実施の有無を含め、あくまで運営権者側のお考えを主体に提案いただくことが基本と考えておりますが、本運営事業への経営上の影響を考慮するため、事前承認が必要となります。	
129	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 任意事業のイメージが湧かないが、関係法令遵守と公序良俗に反しないのであれば、どんな事業でもよいのでしょうか？	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であることはもとよりですが、運営権者には、府域内外の管路耐震化促進にも貢献していただくことを市として期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として、運営権者の自由裁量で実施する場合は「任意事業」として行っていただくことを想定したものです。また、そのことは、SPCの発展、インセンティブ向上にも寄与するものと考えています。 なお、任意事業は、実施の有無を含め、あくまで運営権者側のお考えを主体に提案いただくことが基本と考えておりますが、その詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
130	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 任意事業において関係法令及び公序良俗に反しない範囲と書かれていますが、特別に制限等具体的なものがありますか？	任意事業は、実施の有無を含め、あくまで運営権者側のお考えを主体に提案いただくことが基本と考えておりますが、その詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
131	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 応札時に提案した提案が、事業開始時に実施できなくなった場合にはペナルティのようなものが発生するのでしょうか。	応札時に提案された任意事業は、経営区分が明確にされているか、運営権者の経営に支障を生じていないか等についてが主なモニタリングの対象となります。	
132	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 「市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は、任意事業を提案することができる」とありますが、任意事業の提案は評価に影響しないとの理解で宜しいでしょうか。	今回の運営権事業は、市内の管路耐震化促進が大前提であり、特定事業に関するご提案が主たる評価の対象となります。ご質問の任意事業は、SPC独自の創意工夫によって事業経営上の付加価値向上をめざすなど、運営権者側のインセンティブ向上にも寄与するものとして、あくまで運営権者側のお考えを主体に提案いただくことが基本と考えております。 ただし、市は、SPCに対して、府域の管路耐震化促進にも貢献していただくことを期待しており、行政間の合意に基づいて運営権者自ら実施する場合は「附帯事業」として、SPCの自由裁量で実施する場合は「任意事業」として行っていただくことを想定しておりますので、こうした趣旨を踏まえた任意事業のご提案をいただいた場合には、上記の附帯事業を補完するものとして、一定の評価対象になりえるものと考えていますが、具体的な評価及び得点への影響については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
133	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 任意事業は優先交渉権者選定の評価の対象となりますでしょうか。	任意事業は、実施の有無を含め、あくまで運営権者側のお考えを主体に提案いただくことが基本と考えておりますが、その詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
134	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 任意事業の一つとして環境対策(CO2関連)事業が考えられますが、提案する任意事業に対しては国等の支援策(補助金等)の活用も検討しても良いのでしょうか。また、管路施設以外を対象とした事業についても認められるのでしょうか。	任意事業実施にあたって国等の支援策の活用を制限する予定はございません。また、任意事業の範囲については、募集要項等公表時にお示しする予定ですが、基本的には運営権者の提案を尊重します。	
135	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 運営権者の自らの企業努力により、他水道事業者等から管路更新等業務を受託する場合は、事前に市の承認を必要とするが、行政間の合意がなくても任意事業として実施できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
136	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 任意事業をする場合、運営権者が貸与されている資産を使用して任意事業を行っても良いのでしょうか。	貸与対象資産は、募集要項等公表時にお示しする予定です。任意事業は、実施の有無を含め、あくまで運営権者としてのお考えを主体に提案いただくことが基本と考えておりますので、貸与対象資産を確認のうえ、ご提案いただきたいと思います。	
137	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 (6) - ウ 他水道事業者等が、自ら管理する水道管とあるが、市が管理する水道管と他事業者が管理する水道管が錯綜しているのか。その全容は識別可能なものなのでしょうか	水道法第8条において、認可基準として、「給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと」と定められており、基本的に、市が管理する水道管と他の事業者が管理する水道管が錯綜していることはありません。大阪市においては、他の事業者の導水管が埋設されているなど、一部例外はございますが、下水道等の他の埋設物と同じく、設計時の調査等により識別可能となっております。	
138	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 「任意事業を実施するにあたっては～事前に市の承諾を」との記載がありますが、事前とは何の事前でしょうか。(例えば入札前、事業契約前、実施前など)	一般的な理解として、任意事業の実施に係る実質的な一連の事務手続きの中で、運営権者のご判断により適宜行っていただくことを想定しています	
139	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 独立採算で行う事業とあるが、経理区分を明らかにすれば特定事業で得た利益から投資して新たな任意事業を行ってよいか教えてください。	任意事業は、実施の有無を含め、あくまで運営権者側のお考えを主体に提案いただくことが基本と考えております。なお、市による事前承認にあたっては、本運営事業への影響を考慮して、個別に判断いたします。	
140	13	第3	1	(6)	ウ	任意事業	質問 任意事業で今回の事業対象となる貴市の資産を借用(占有土地の上に機器等を設置することなど)する事業は可能という認識でよいでしょうか。	任意事業は、実施の有無を含め、あくまで運営権者側のお考えを主体に提案いただくことが基本と考えております。なお、市による事前承認にあたっては、本運営事業への影響を考慮して、個別に判断いたします。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
141	14	第3	1	(7)	ア		本事業期間	質問	新型コロナウイルスの今後の影響によっては公募時期や事業開始時期等の見直しがあり得るとい理解で宜しいでしょうか。現状のまま収束すれば今のところ問題はございませんが第二派等が生じた際には検討を円滑に進めることが困難な可能性も想定されます。	募集・選定のスケジュールについては、今後、募集要項等公表時にお示しする予定ですが、新型コロナウイルス感染症を原因とする見直しについては、現時点で想定しておりません。なお、ご指摘のとおり、今後の状況によって適宜適切に対応していく必要があると認識しております。
142	14	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	「運営権の存続期間の範囲内で両者が合意した期間に限り、本事業期間を延長することができる」とありますが、「延長合意」は契約期間のいつを期限として行う必要があるのでしょうか。	具体的な期限を設ける想定はございませんが、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
143	14	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	(7)ウに、運営権の存続期間は令和25年3月31日を超えることができないとありますので、期間を延長した場合の復旧に要する費用等の支払いは、水道料金からではなく全額市の予算より支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	令和25年4月1日以降の期間延長は想定しておりませんが、お尋ねにありますとおり、仮に令和25年4月1日以降にも行うべき残務等がある場合には、運営権実施契約とは別途、市と取り交わす契約での取扱いになると考えます。
144	14	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	16事業年度で業務を完了させる計画を基に運営権者が決定されるが、不可抗力により業務の期間を延長した場合、必要となってくる経費や報酬などは、追加費用として認めてもらえるものなのでしょうか？	事業期間の延長に関しては令和20年4月1日から令和25年3月31日までの最大5年間のみ、市と運営権者の合意により可能としており、期間延長した場合の利用料金及び一部負担金の取扱いに関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
145	14	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	自然災害等の不可抗力により・・・とありますが、住民トラブルなど自然災害以外による工事遅延により必要事業量が不足した場合は期間延長はできないのでしょうか？	
146	14	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	事業期間の延長を申し出ることができる事由として、「自然災害等の不可抗力により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要が生じた等の実施契約に定める事由が発生した場合」とありますが、不可抗力により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する場合のほかに、実施契約に定められる事由を開示下さい。	
147	14	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	「16年後の出口については、一定16年間で危ないところはやりきるため、一定の穏当なベ-スに戻す。その時に基本的には水道局が、その時の陣容でやるシナリオ～」との水道局長の発言がありましたが、不可抗力以外での事業の延長は無いですか。	実施方針において、「自然災害等の不可抗力により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要が生じた『等』の実施契約に定める事由が発生した場合」に合意延長を申し出ることができることと定めており、その他の合意延長が認められる事由については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
148	14	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	運営権者は事業期間の延長を申し出ることができるかと自然災害等の不可抗力による物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する場合の他に必要が生じた等の実施契約に定める事由を開示ください	
149	14	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	意見	不可抗力には工事の進捗に予期せぬ障害が発生した場合も入ると思いますので、「自然災害・事前に把握できない変更等」の実施契約に定める事由が発生した場合は、運営権者は本事業の延長を申し出ることができるとしていただきたい	
150	14	第3	1	(7)	ウ		運営権の存続期間	質問	自然災害等の不可抗力以外でも合意延長の事由になると考えてよいか(例：運営権者に責めない地元住民の反対地域等事業の進捗に多大な影響を及ぼすもの)。	
151	14	第3	1	(7)	ウ		運営権の存続期間	質問	延長を含め令和25年3月31日までとありますが、延長が発生した場合の、違約金(ペナルティ)についてご教示下さい。	合意延長を実施することで違約金やペナルティを課すことはありません。
152	14	第3	1	(7)	ウ		運営権の存続期間	質問	運営権の存続期間の延長は最大でも令和25年3月31日までとのことですが、この延長期間を「5年」と定めた理由をご教示下さい。	他の運営権事業での取り扱いを踏まえ、5年としております。
153	14	第3	1	(7)	ウ		運営権の存続期間	質問	前節の不可抗力により尚も延長が運営権者から提案されたにも関わらず本項により終了となった場合、未完了となった事業の取扱いについてご教示下さい。	合意した延長期間の範囲内での更新が実施できない合理的理由があり、また、実施できないことが客観的に明らかな場合には、当該影響のあった整備量を要求水準の未達と扱わないなどの対応が考えられます。
154	14	第3	1	(7)	ウ		運営権の存続期間	質問	運営権の存続期間は、令和25年3月31日を超える事が出来ないとありますが、同(7)イに記載のある不可抗力による運営権設定対象施設を復旧する必要が生じた場合、程度によっては期間中の復旧が不可能な場合も考えられますが、その場合はどの様を考えていらっしゃいますか？	不可抗力を原因とする事業継続(事業期間の延長を含む)にかかる具体的なプロセスについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
155	14	第3	1	(7)	ウ		運営権の存続期間	意見	運営権の存続期間延長は最大で5年間とありますが、不可抗力で本事業が停止する期間を想定することは困難であるため、存続期間の上限を撤回するか、本事業量の見直しについて協議して頂きたい。	PFI法第24条により、運営権はみなし物権となりますので、存続期間を設定する必要があります。合意延長実施にあたって、合意した延長期間の範囲内での更新が実施できないことが客観的に明らかな場合には、当該影響のあった整備量を要求水準の未達と扱わないなどの対応が考えられます。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
156	15	第3	1	(7)	エ	(ア)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	「それ以降の市が指定する日」とありますが、事業終了日から、この「指定する日」までの事業および施設の責任は誰が負うのでしょうか。	「要求水準書(案)第3-3-(2)-カ」とおり、全ての工事を本事業期間内に完成していただくことになるため、基本的には本事業終了日ですべての運営権設定対象施設(=配水管)の引渡しは完了するものと考えております。例外的に、やむを得ない事情で本事業期間内に完成しなかった工事に係る配水管は「それ以降の市が指定する日」に引き渡しいただくこととなりますが、それまでの間の責任は運営権者が負担することになります。
157	15	第3	1	(7)	エ	(ア)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	運営権設定対象施設(市水道事業として使用する全ての配水管)を市に引き渡すとありますが、施工中の所有権は運営権者にあり、工事が完成する毎に市に引き渡し、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日においては全ての工事が完了しているため、すべての配水管の所有権は結果的に本事業終了までに引き渡すことになるという意味合いでしょうか。	ご質問の点を含めた本事業終了時の手続きの詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
158	15	第3	1	(7)	エ	(ア)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	「(前略)、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければなりません。」とありますが、施設の所有権は貴市に属すると理解しておりますが、具体的な引き渡す「運営権設定対象施設」とは何かをご教示ください。	
159	15	第3	1	(7)	エ	(ア)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	P16(11)にて更新を行った施設(配水管)の所有権は市に属すると記載されていますが、本細節3で対象としている運営権設定対象施設とは具体的に何を指すかお示してください。	
160	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	「市の指定するもの」への引継ぎとなった場合、市の引継ぎ確認方法・引継書の雛型・記載すべき内容等についてご教示頂けないでしょうか。また、引継ぎ時に必要となる書類・資料等についてもご教示頂けないでしょうか。	事業終了時の業務の引継ぎの詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
161	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	「引継書の作成等本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。」とありますが、市から運営権者が引き継ぐときも同様のことが行われる、との理解で宜しいでしょうか。引継ぐ内容とはどのような項目でしょうか。	市から運営権者への引継ぎ事項は、事業開始までの協議等を踏まえて決定します。
162	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	「必要に応じて」とありますが、この判断は誰が如何なる基準で決めるのでしょうか。	市又は市の指定する者(次期事業者)が任意で判断するものです。その場合に、運営権者には買取に向けた協議に応じていただくこととなりますが、買取に必ず応じることまでは求めておりません。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
163	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	「買取の方法等については、実施契約書(案)で示す。」とありますが、買い取り物件やその価額の基準は如何に決められるのでしょうか。	買取の方法等については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
164	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	買取の方法等については、運営権者に負担がない方法(残存価額の全額を基準に、資金調達に係る費用の加算を認める等)として、実施契約(案)に示されるのでしょうか。	
165	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	任意事業に係る業務の引継も含まれますか。	含まれません。
166	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	5行目「必要に応じて、運営権者と協議のうえ、運営権者の資産等を買収することができる。」とありますが、具体的にはどういった内容が考えられているのでしょうか。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
167	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	引継書に必要な記載内容をお教えください。	
168	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	質問	業務終了後の引継ぎ時において、市が運営権者の資産を買収することができると思いますが、買取実施の有無や買取の範囲はどのように考えておられますか。	
169	15	第3	1	(7)	エ	(イ)	業務の引継	意見	実施契約書(案)には、買取の方法等併せて買取対象資産の決定時期及び買取金額の決定時期の明示を希望します。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定ですが、具体的な決定時期については、市と運営権者の協議事項となります。
170	15	第3	1	(8)	ア	(ア)	運営権	質問	本事業では全ての配水管を運営権設定対象施設としておりますが、更新事業の対象は布設後40年以上経過した老朽管です。運営権の設定を全ての配水管とした理由をご教示ください。運営権設定を老朽管のみとすれば、運営権対価が下がり運営権者の負担が軽減するのではないかと考えております。	厚生労働省が令和元年9月30日に策定した「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」に記載のとおり、水道施設運営権の活用にあたっては、運営権設定対象施設の範囲を、最小でも取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設といった機能的に分割できる範囲並びに遮断弁等で分離できる施設の範囲としなければなりません。そのため、市内一円の配水管のうち、布設後40年を経過したいわゆる老朽管のみを運営権設定対象施設とすることは制度上できないことをご理解のほどお願いいたします。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
171	15	第3	1	(8)	ア	(ア)	運営権	質問	運営権者が受領する権利の一つとして、「市水道事業として使用する全ての配水管を運営権設定対象施設として設定される運営権」が記載されているが、11頁第3章1節(6)で記載のある範囲との整合性は？	<p>運営権設定対象施設は、市水道事業において使用する全ての配水管及びその附属設備とお考え下さい。なお、附属設備の具体的な範囲については、募集要項等公表時にお示しする予定です。</p> <p>市が他自治体等と本事業に関連して締結している協定、覚書等の概要（名称、締結先、締結概要、共管・情報提供の区分等）については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。なお、協定、覚書等の本書（写し）については、事業者選定手続き中にお示しする予定です。</p>
172	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	意見	協定・覚書等を締結している他自治体様の数や協定・覚書の内容の提示を希望します。	
173	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	意見	本事業開始後のものに限定されているが、参考として、現在締結しているものがあるなら開示していただきたい。	
174	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	こちらで想定している共管等することとなる協定、覚書等についてご教示願います。	
175	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	意見	これらの協定や覚書は、締結内容が運営権者の契約義務のため、入札前に開示して頂けないでしょうか。開示がない場合は、これらの締結内容の履行に関する責任・費用は市負担となる事をご了承下さい。	
176	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	本事業開始後は市と運営権者で共管等（共同管理等）することとなる協定、覚書等とありますが、募集要項等の公表時には協定、覚書等に加え、運営権者が担う業務の内容（同業務の作業ボリュームが想定できる）を示していただけののでしょうか。	
177	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	既に市で締結している協定、覚書、或いは締結を予定している協定、覚書の一覧やその内容について開示されるのはいつでしょうか。	
178	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	意見	事業開始後貴市と運営権者の共管となる協定、覚書等の全てをご開示願います。	
179	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	運営権者が受領する権利の「他自治体等と締結する協定、覚書等は、どんなものがありますか。	
180	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	協定・覚書についてはどの時点で開示いただけますか。	
181	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	意見	本事業を計画するに当たって、他自治体との協定・覚書等を事前にももらえないと責任及び費用については責任が持てないことになります。	
182	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	(8)-ア-(イ)市が他自治体と締結する内容はどの様なもので、その協定・覚書については開示いただけますか。	
183	15	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	ここで示す、他自治体との協定・覚書とは、具体的に何を指しているのでしょうか。本事業に際して、大阪市と他自治体等と協定・覚書を締結する予定があるということでしょうか。	
184	15	第3	1	(8)	イ	(ア)	土地及び施設等の使用权	質問	土地及び施設を計画するにあたり、貴局の今年度の本事業範囲に係る土地・施設使用量を教示頂けますでしょうか？（床面積・机の数など）	
185	15	第3	1	(8)	イ	(ア)	土地及び施設等の使用权	質問	行政財産を借用する場合、借用の可否と借用条件について、競争的対話において貸付の見込額を含めて協議することは可能でしょうか。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
186	15	第3	1	(8)	イ	(ア)	土地及び施設等の使用权	質問	市が必要と認めた場合に行政財産を貸し付けるとのことですが、行政財産貸し付けの詳細は提案内容に応じて実施契約締結までに開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
187	15	第3	1	(8)	イ	(ア)	土地及び施設等の使用权	質問	無償又は時価より低い対価で貸し付ける行政財産について、予定している施設等を教えてください。	
188	15	第3	1	(8)	イ	(ア)	土地及び施設等の使用权	質問	使用权が与えられる施設については劣化情報が明確なものでしょうか。また、返還する際の劣化補修は事業者の費用負担により行うのでしょうか。また、補修基準等は提示されるのでしょうか	
189	15	第3	1	(8)	イ	(ア)	土地及び施設等の使用权	質問	行政財産の貸付について、その対象範囲をご教示ください。	
190	16	第3	1	(8)	イ	(イ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	質問	(8)-イ-(イ)機材及び備品の一覧は開示いただけるのでしょうか。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
191	16	第3	1	(8)	イ	(イ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	質問	譲渡または貸与対象資産はいつ公表されるのでしょうか。	
192	16	第3	1	(8)	イ	(イ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	意見	入札者が譲渡・貸与も含めて、より経済的な方法での調達を入札価格に織り込む為、入札前にこれらの資産を開示下さい。	
193	16	第3	1	(8)	イ	(イ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	質問	貸与対象資産について、大阪市水道局が保有する設備管理に関わるシステム類や施工で使用する機材等は、貸与対象となるのでしょうか。	
194	16	第3	1	(8)	イ	(イ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	質問	運営権者が希望した場合、給水タンク車や応急給水資材は貸与対象資産に含まれるのでしょうか。含まれる場合、例えば給水タンク車の損料や保険等の費用負担、あるいは応急給水ポリ袋等の消費に伴う費用負担はどのようにお考えでしょうか。	応急給水に係る備品については、運営権者にて準備していただくことを想定しており、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にて、市のこれまでの入札実績を参考にお示ししています。その他の譲渡又は貸与対象資産については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
195	16	第3	1	(8)	イ	(イ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	意見	貸与される工具の具体的な種類や数量を提示いただきたい。	運営権者への譲渡又は貸与を予定している器具等については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
196	16	第3	1	(8)	イ	(イ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	質問	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産については、事業期間中に買い替えが必要となった場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	市が譲渡する機材及び備品等の買替えの費用については、運営権者にてご負担願います。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
197	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	派遣職員の人数や期間に制限はありますか。	
198	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣期間は、市と運営権者との協議により、任意に定めることが可能か。最低および最長期間が設定されるのでしょうか。また、派遣人数についても同様に最大および最小人数が設定されるのでしょうか。	
199	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣を要請した場合に、現時点で派遣可能な職員数の上限及び下限、役職・ご経験等についてご提示下さい。	
200	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣期間に上限は設定されておりますでしょうか。	
201	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣を要請した場合の費用は運営権者が負担することになっています。派遣された職員が、運営権者が求める業務遂行能力に達しない場合、運営権者は職員の交代を求めることは可能でしょうか。	
202	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	派遣要請できる人員数に制限はありますか。	
203	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	費市から派遣可能な職員について、費市から一方的に派遣されるのではなく、運営権者が実務経験や能力評価をみて選定可能との理解でよろしいでしょうか。	
204	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣要請についてですが、最大何名程度の派遣が可能でしょうか？また、想定している期間はありますか？	職員派遣については、その必要性の有無、人員数など、運営権者の裁量に委ねるものとして、運営権者の主体的なご提案に基づいて、本市が対応することとしています。運営権者のご提案に基づき、本市と運営権者が協議を行い、本市において協議内容を考慮のうえ、運営権者へ業務を継承することができる職員の人選、人員数、期間等を決定することになります。また、本市から運営権者への派遣期間は、「PFI基本方針」及び「ガイドライン」において、運営事業の開始から最大5年間程度とされています。個別の職員の派遣期間は、「PFI法施行規則」において、3年を超えない範囲内とされています。職員派遣については、応募者のご提案に沿って、協議を行うことを基本としています。
205	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	大阪市職員の派遣される方々の職種・年齢・立場・人数等の人選を運営権者から要望は可能なのでしょうか。	
206	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	大阪市職員の派遣要請は何名程度をお考えですか。	
207	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣要請に関し、運営権者より派遣希望職員のおおよその年齢、経験および保有資格等を指定することは可能でしょうか。	
208	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	意見	過去の書類によれば、たとえば令和2年1月29日戦略会議資料p5において実施契約に基づく民間事業者への派遣を創出した人的資源の再配置の一環と位置付けている。また2019年2月素案p77では、民間事業者への職員派遣を創出可能人数の30%としている。以上のような行政的な職員の適正配置等から、現在職員派遣の規模、期間、条件などにつき、どのようにお考えか開示いただきたい。	
209	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	意見	本運営事業へ市職員を派遣することを想定されていますが、具体的にどのような業務内容で何人くらいの派遣を想定されているか、ご教示ください。	
210	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣要請に関して、職種及びこれまで従事されていた方等の具体的な要望は可能でしょうか。	
211	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	万が一、派遣していただいた方の力量が期待レベルに達しなかった場合、派遣期間の短縮や交代要請に応じていただけるのでしょうか？	
212	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	「なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件」に関して、派遣期間は何年でしょうか。	
213	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	派遣期間は最大5年と考えて良いでしょうか。派遣人数の上限等の設定はあるのでしょうか。	
214	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣について、派遣を要請することも要請しないことも運営事業者の裁量となる認識でよいでしょうか。	職員派遣については、ご理解のとおりです。職員派遣等については、No.197の回答をご確認ください。
215	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	1/29の戦略会議で「最初のうちはPFI事業者の方へ引き継ぎも兼ねて派遣ということを一程度想定している」との経営改革担当部長の発言がありましたが、最大派遣期間・最大人数・派遣者の実施業務内容等の市の思いについて教えてください。(当面(例えば、10年程度等)、市からの派遣職員が計画・工事監理業務等の実務を実施して頂くことは可能ですか。)	職員派遣等については、No.197の回答をご確認ください。なお、職員の派遣は、事業の初期段階において職員が有する専門的な知識及び技能を運営権者に継承することにより、運営事業の円滑な立ち上げを支援することが目的ですので、派遣職員の業務は本制度に則ったものになります。
216	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣人数は30%×190人、約57名で想定すればよろしいでしょうか。労働条件は、事業者側の規約でよろしいでしょうか。	職員派遣等については、No.197の回答をご確認ください。なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件は、運営権者の規約が適用されますが、市の水準が基本になります。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
217	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 大阪市職員の派遣される方々が着任された後、運営権者から人事交代の要望は可能なのでしょうか。尚、市、派遣者、運営権者の情報の取扱い(秘密保持等)についてお考えをご教示お願いします。	職員の派遣等については、No.197の回答をご確認ください。 なお、派遣職員については、運営権者と直接雇用契約を締結することになりますので、秘密保持等に関しては、運営権者の社内規程が適用されることになります。
218	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 事業開始時期に限らず、事業期間の途中からの段階的な職員派遣も可能でしょうか。	職員の派遣等については、No.197の回答をご確認ください。 なお、事業開始後から最大5年程度までの間でありましたら、段階的に職員を派遣することは可能ですので、協議のうえ、ご対応をさせていただきます。なお、派遣時期等については、本市の人事異動のルールを踏まえたものになります。
219	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	意見 職員の派遣要請が出来るタイミングをお示し下さい。(例：事業提案時、事業契約締結後など)	職員の派遣等については、No.197の回答をご確認ください。 なお、職員の派遣要請ができるタイミングは、事業提案時を基本に考えており、その後、本市と協議を行っていくことを想定しています。
220	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 市に対する職員の派遣要請について、年齢、経歴等を踏まえた面談等をさせていただいた上で決定いただくような進め方でお願いできますでしょうか。	職員の派遣等については、No.197の回答をご確認ください。 なお、運営権者が本市の職員に面談することは、現時点では想定しておりませんが、優先交渉権者に決定された後、市と、職員の派遣要請に関する決定手法等を協議させていただきたいと考えています。
221	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 派遣人数について制限或いは想定している人数はございますか。また想定している役職等、候補者リストといった履歴のわかる資料は予め開示いただけますか。	職員の派遣等については、No.197の回答をご確認ください。 なお、個別の職員の情報を開示する予定はございません。
222	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 派遣職員の経験、能力について判断可能な情報について開示してもらえるのでしょうか？	
223	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 事業計画を作成するにあたり、職員の派遣の費用を見込む必要がありますので、労働条件等市の水準をご教示ください。	本市の労働条件等は、次の規定及び資料をご参考ください。 ・「大阪市水道局職員就業規程」 ・「大阪市水道局企業職員給与規程」等
224	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 (9)市の労働条件及び水準は事前開示いただけますか。	大阪市例規データベース <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a>
225	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	意見 費市職員の労働条件及び人件費に関する条件として具体的に定めているものをご開示願います。	給与・定員管理等の状況 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000014049.html">https://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000014049.html</a>
226	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	意見 事業期間中、派遣してもらえる職員の人数とその人の専門分野(例：事務系 人、技術系 人、技能系 人)、派遣期間、力量、報酬等、の情報を提供していただきたい。	職員の派遣等については、No.197の回答をご確認ください。 本市の労働条件等については、No.223の回答をご確認ください。
227	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 派遣職員に係る給与その他の労働条件は、市の水準を基本とありますが、派遣の可否・人数と労働条件について、競争的対話において給与等の見込額を含めて協議することは可能でしょうか。	職員の派遣等については、No.197の回答をご確認ください。 本市の給与と労働条件については、No.223の回答をご確認ください。なお、派遣職員に係る給与と労働条件に係る費用については、運営権者の負担になります。
228	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 「職員の派遣を要請することができる」とありますが、派遣可能な職員の所属先別人数、年齢、給与その他の労働条件等をご教示願います。また、派遣された市職員の籍は、市に残るのでしょうか。	職員の派遣等については、No.197の回答をご確認ください。 本市の給与と労働条件等については、No.223の回答をご確認ください。 なお、派遣期間中については、派遣職員の籍は本市には残りません。
229	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 派遣される職員の給与等は、市からの直接払いでしょうか、運営権者からの直接払いでしょうか。	市から派遣する職員は、PFI法に基づき、退職派遣扱いになりますので、給与等につきましては、本市の給与と労働条件等を基準として、運営権者から当該職員へ直接、お支払いしていただくこととなります。 本市の給与と労働条件等については、No.223の回答をご確認ください。
230	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	意見 大阪市職員基本条例では、退職者の再就職が規制されています。派遣された職員が退職(定年退職を含む)した場合において、運営権者が当該職員を雇用できるように条例を見直して頂くことは可能でしょうか。	関係企業への全ての再就職が禁止されているわけではありませんので、「大阪市職員基本条例」に基づく再就職のルールに沿ってご対応いただきたいと思います。
231	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 市からの派遣職員がSPCへ転職することは可能でしょうか？	詳細については、市ホームページ「職員の退職管理について」をご参照ください。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000171445.html">https://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000171445.html</a>
232	16	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問 「職員の派遣を要請することができる」とありますが、派遣期間満了又は退職を迎えた場合、市に復帰しなければならないという理解で宜しいでしょうか。	派遣期間満了又は退職を迎えた場合については、ご理解のとおりです。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
233	16	第3	1	(10)			市が実施している業務との連携 質問 市が実施している「維持保全業務」「新設工事」等と調整とあるが、具体的な内容・工程量を教えて頂きたい。	「新設工事」については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、「維持保全業務」については、市が、本事業に関係があると判断しました情報につきましては、優先交渉権者の決定後に開示をしております。	
234	16	第3	1	(10)			市が実施している業務との連携 質問 市が実施する業務との調整が困難な場合は、本事業が優先されると考えて宜しいでしょうか。	特段の事情がない限り、ご理解のとおりです。市が実施する業務が、その特段の事情に合致するかどうかは、その時の状況に応じて判断することとなります。	
235	16	第3	1	(10)			市が実施している業務との連携 質問 「維持保全業務及び新設工事等を市が実施している」とありますが、更新して市の検収を受けたものの維持管理は市の責任との理解で宜しいでしょうか。	運営権者が新たに整備した市水道事業に係る配水管の維持管理は市の責任となります。	
236	16	第3	1	(10)			市が実施している業務との連携 質問 対象配管の一部を市が維持新設を行うとありますが、その工事の瑕疵責任は市側にあると考えて宜しいでしょうか。	市が直接発注して行う工事については、ご理解のとおりです。	
237	16	第3	1	(11)			更新を行った施設の所有 質問 「運営権者が新たに整備した市水道事業に係る配水管の所有権は、市に属する。」とありますが、運営権者は当該引渡し資産に、見合いの債権を市に対して持つことになる。「不可抗力」で施設が破綻したときにも、市への運営権者からの債権は消えることなく、（減価償却費金額相当の債権として）市から回収することができる、との理解で宜しいでしょうか。	運営権者が更新した配水管に係る無形固定資産計上分（提案された事業費に基づく部分に限る）は利用料金として回収可能ですが、契約不適合責任があった場合は運営権者の負担となります。運営権者の市に対する債権は一部負担金相当額であり、更新工事完了後に精算されますので、運営権者の債権として残り続けることは想定しておりません。	
238	16	第3	1	(11)			更新を行った施設の所有 質問 民間資金により整備した管路の所有権は、引き渡し等の手続き後に市に属することになるのではないのでしょうか？	民間資金により整備した管路の所有権帰属の時期を含む取扱い及び整備の手続きの詳細については、募集要項等でお示しする予定です。	
239	16	第3	1	(11)			更新を行った施設の所有 質問 運営権者が新たに整備した市水道事業に係る配水管の所有権は、市に属する。と記載がありますがいつをもってどの範囲の所有権を市に属することになるのでしょうか。（通水した段階等）	民間資金により整備した管路の所有権帰属の時期を含む取扱い及び整備の手続きの詳細については、募集要項等でお示しする予定です。	
240	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い 意見 配水管更新に係る設計業務委託等の本運営事業実施に係る契約について、原則として運営権者が承継することとなる契約の数、内容、運営権者が負担することとなる代金の提示を希望します。	配水管更新に係る設計業務委託等の本運営事業実施に係る契約対象については、契約相手方の承諾を得たうえで契約の承継を行うため、契約数、金額等については、優先交渉権者決定後の協議事項となる予定です。	
241	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い 質問 承継した契約につき、本事業開始日の前日までに履行された設計、施工に関する瑕疵修復義務等を運営権者は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務委託に関してはご理解のとおりです。また、工事請負契約は運営権者へ承継せず、未竣工工事として本事業期間中も市が施工します。	
242	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い 意見 市から運営権者に承継される「設計業務委託契約等」について、その契約内容（契約者、設計対象地域、設計内容、契約金額など）の開示時期をご教示ください。		
243	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い 質問 配水管更新に係る設計業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約について、事業期間内における施工となるものについては、事業計画書の検討・作成に係るため、募集要項等の公表時に情報提供していただくことは可能でしょうか。	優先交渉者決定後に優先交渉権者に対して開示予定です。なお、承継する設計業務委託契約のボリュームについては、「配水管」の更新に係る約35km分を予定しています。	
244	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い 質問 不履行部分や当該負担金については、いつ頃開示されるのでしょうか。		
245	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い 意見 設計業務委託契約書等の標準的な仕様等についての開示をお願いします。	「設計業務委託契約書」等の標準的な仕様等については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてお示しする予定です。	
246	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い 質問 本事業開始日に履行が終了していない契約の取り扱いについて記載されております。多くの契約が当初の予定通りには終了しないと想定されますので、「本事業終了日」において履行が終了していない契約についての取り扱いについてご教示ください。特に、設計業務委託は請負契約と同様の扱いとしていただきたい。	請負工事に関しては、「要求水準書（案）第3-3-(2)-カ」のとおり、全ての工事を本事業期間内に完成していただくこととなるため、基本的には本事業終了日において履行が終了していない契約が発生しないように事業計画を立案していただくようお願いいたします。なお、設計業務に関しては、事業期間終了に伴う市又は次期事業者への円滑な引継ぎを図る観点から、状況に応じて取り扱いについて協議を行うことも想定されます。	
247	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い 質問 「本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする。」記載がありますが請負工事等は別で設計業務委託契約等に限った事でしょうか。	請負工事等、本事業開始後も市が引き続き実施する委託契約は、代金も全額市が負担します。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
248	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	(12) 運営権者に契約の承継を行うとあるが、市と運営権者間で協議のうえ合意したものでなくては、運営権者に不利な契約が継承される懸念があると考えます。片務的な継承をさせるために"合意した内容で継承する"ことにできないでしょうか。	現時点では、承継対象契約は、円滑な事業引継に向け、本事業開始直後の運営権者による早期の工事着手のための「配水支管」の更新に係る約35km分の設計業務委託のみを予定しています。これは、優先交渉権者の事業提案書における早期更新路線との整合性を図るために、双方協議を行ったうえで、合意に至った設計業務委託を承継するものであり、運営権者と市の双方にとってメリットがあるものと考えております。
249	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	「本事業開始日までに履行が終了していない契約については、原則、市が契約相手からの承諾を得たうえで、運営権者が当該契約に係る一切の権利・義務を引き継ぐ」とありますが、これに関し運営権者側に否認等の権利は無く、リスクが大きいものと思われませんか？	
250	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	「本事業開始日の前日までに市が締結し」との記載がありますが、対象を「配水管更新工事に係る請負契約」に限定しています。限定する理由をご教示ください。	運営権者は、配水管更新工事の事業者としての地位を承継することから、本事業開始日以前に市が実施する業務やそれに附随する契約等は、「配水管更新工事に係る請負契約」を除き、基本的に全て承継されるものと考えております。すなわち、「配水管更新工事に係る請負契約」に関しては、引継ぎに伴う責任区分が不明確になることや事務手続きが煩雑になる等の課題があることから、例外的に市が事業開始後も契約当事者として実施することとしたものです。
251	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	意見	「配水管更新に係る設計業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約については、原則として、市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし」とありますが、業務の煩雑さから、請負と同様に引き続き市が契約当事者となるよう希望します。	
252	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	「本事業開始日の前日までに履行した部分」とありますが、履行した部分を特定する手続きをご教示ください。	本事業開始日の前日までの成果物に対する検収を行います。
253	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	「運営権者は、当該契約に係る一切の権利及び義務を承継する」とありますが、契約内容にかかわる瑕疵についても運営権者が負うのでしょうか。	
254	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	運営権者は、当該契約に係る一切の権利及び義務を承継するとあるが、瑕疵についての条件をご教示ください。	運営権者への契約承継の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
255	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	「当該契約に係る代金のうち、本事業開始日の前日までに履行した部分に係る代金については、市が負担することとする。」とありますが、「履行した部分」の成果については、市により設計品質の担保がされたものとみなしてよろしいでしょうか。	
256	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	意見	「配水管更新に係る設計業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約については、原則として、市が契約相手方からの承諾を得たうえで市から運営権者に契約の承継を行うものとし、運営権者は、当該契約に係る一切の権利及び義務を承継するものとする。」とありますが、該当する契約については、競争的対話の過程で全ての開示をお願いいたします	現時点では、承継対象契約は、円滑な事業引継に向け、本事業開始直後の運営権者による早期の工事着手のための「配水支管」の更新に係る約35km分の設計業務委託のみを予定しています。これは、優先交渉権者の事業提案書における早期更新路線との整合性を図るために、双方協議を行ったうえで、合意に至った設計業務委託を承継するものであり、そのため、競争的対話の過程で開示することはできませんが、運営権者と市の双方にとってメリットがあるものと考えております。
257	16	第3	1	(12)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	原則として、運営権者が当該契約を承継するとありますが、例外的に、運営権者が承継しない契約は、市が継続して当事者となるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
258	17	第3	2	(1)			選定基準	質問	優先交渉権者の選定基準についてご教示頂けないでしょうか。	優先交渉権者の選定基準については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
259	17	第3	2	(1)			選定基準	質問	事業費総額の縮減について、市は約10.5%の縮減を見込んでいるようですが、この場合、縮減対象となった事業費総額の具体的内訳・金額をお示し下さい。例えば、配水管工事の場合、設計、入札、落札、支払等のどの金額を基準にして「縮減」としてありますか。	10.5%の縮減効果は、一定の前提条件のもと、現行の分離分割の発注をまとめ発注を行うことにより、効率的な事業実施が可能と考え、試算を行った結果です。縮減対象となった事業費総額は、これまで市が行ってきた契約実績値をベースに想定しており、参考となる実績データにつきましては、可能な限り開示してまいります。運営権者には、民間ならではの創意工夫による事業手法やノウハウ等に基づきご提案を期待しているところであり、これが優先交渉権者の重要な選定にも関与するものと考えています。
260	17	第3	2	(1)			選定基準	質問	事業費総額の縮減について、市が4月27日に公表した「特定事業の選定」では10.5%の事業費総額の削減を見込んでいます。この根拠として「まとめ発注による工間接費の圧縮や公共調達ルールに縛られない…」ことを掲げています。一方で、「大阪府中小企業振興基本条例」を遵守することが強く求められていますが、「まとめ発注」や「柔軟な調達ルール」とどのようにリンクするのかご教示下さい。	市は、施工実施者の選定について、優良な市内事業者を優先して選定することを図る等の要求水準を定めており、運営権者は当該水準を満たしつつ、主体的に施工実施者の選定に係る基準を定めることとなります。市は、「大阪府中小企業振興基本条例」の趣旨を遵守することも求めています。これは市内外の施工実施者を編成し、管路更新事業の体制を構築していただく際の要件としたものです。したがって、市が従来実施している入札制度（分割発注等）の実施まで求めるものではなく、民間事業者の有するノウハウ等を使い、まとめ発注や柔軟な調達ルール等を実施・運用することで事業費の削減に繋がっていただければと考えます。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
261	17	第3	2	(1)		選定基準	意見	選定基準に「市が自ら従来の方式によって実施した場合と比較」とありますので、現在の状況を開示してください。	「市が自ら従来の方式によって実施した場合」は、市による現行の分離分発注方式のもと、倍速化する事業量に応じて職員数を加配すると仮定したうえで総事業費の試算を行ったものです。参考となる実績データの開示には、可能な限り対応してまいります。事業提案に際しては、各応募者の創意に基づく自由な発想により行っていいただければと存じます。
262	17	第3	2	(1)		選定基準	質問	「市自らが従来の方式によって実施した場合」の、実施内容をご提示いただけませんか。	
263	17	第3	2	(1)		選定基準	質問	ここで記されている「選定事業」はP12アの特定事業に加えて特定事業に追加される業務との理解でよろしいでしょうか。	本運営事業（大阪市水道PFI管路更新事業）をPFI法第2条第4項の選定事業としており、本運営事業は、特定事業のことを指しています。
264	17	第3	2	(1)		選定基準	質問	本事業に期待する効果のひとつとして「耐震管路網の早期構築の実現」を認識しておりますが、要求水準書に示される更新事業量に関して、目標の事業年度よりも早期に達成することは評価の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。本事業は、管路更新の促進を主眼とするものであり、KPI（「要求水準書（案）」P31における定量的指標を参照）における指標の早期達成は、事業提案における評価の対象となることを想定しております。なお、事業者選定の評価対象項目の詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
265	17	第3	2	(2)		選定結果の公表	質問	特定事業の選定を行わない場合は、本事業はどのように取り扱われるのかご教示願います。	令和2年4月22日に、市ホームページにて「大阪市水道PFI管路更新事業等 特定事業の選定」を公表しており、既に選定を実施しております。
266	18	第4	1	(1)		募集及び選定方法	意見	水道資材専門商社の存在意義をご確認願います。水道資材のプロとして、適切な在庫を通時、施工現場等へ届ける事でスムーズな施工が成り立っています。今回のPFI管路更新事業には物流、特に緊急配送体制を持つ市内専門商社の協力が必須であることを具申し上げます。	管路更新事業に係る民間事業者については、多角的な観点から本事業への参画を積極的に検討されることを市は希望しております。
267	18	第4	1	(1)		募集及び選定方法	質問	公募型プロポーザル方式の事業提案書では料金按分率も提案することになっているが、事業費（配水管更新工事費+会社運営経費+報酬等）の上限価格（予定価格）は公表されるのでしょうか？2019年2月に示された素案に記載されている3400億円という数字が生きているなら、VFM10.5%を考慮すると予定価格は3043億円ということになるのでしょうか？	運営権者には、民間ならではの創意工夫による事業手法やノウハウに基づくご提案を期待しているところであり、ご質問にあります提案の参考となる市で想定する上限価格等の事業費の目安に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。なお「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」P77にお示しした3400億円の工事費は、素案作成時点における過去の実績数値による参考値であり、建設改良費のみで運営経費等は含まれておりません。事業提案時には、自ら事業計画を立案していただき、これに応じた事業費と、会社運営に必要な経費等を適切に見込んでいただきますようお願いいたします。
268	18	第4	1	(1)		募集及び選定方法	質問	本事業の優先交渉権者の選定に係る評価に際して、同時期に募集される「大阪市工業用水道特定運営事業等」での提案の有無や提案内容等が、直接的・間接的にも影響を及ぼすことは全くないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	18	第4	1	(1)		募集及び選定方法	質問	「市が評価し、選定する優先交渉権者等について」との記載がありますが、本件は一般的なPFIの審査のように、審査委員が評価するのではなく、市が評価し選定すると理解してよろしいでしょうか。	運営権者は、安心安全な水を供給する重要なライフラインという、公共性・公益性の高い水道事業の一翼を担うことから、これまで市が実施してきた取組みの実績と同等以上の事業運営の実現とコーポレートガバナンスの行き届いた事業経営に努めることを市は求めています。そのため、選定手続きの透明性・公平性・客観性を担保しつつ、水道事業に精通した市の職員が責任を持って、応募者を評価し、有識者による検討会議からの意見を聴取したうえで、優先交渉権者を選定することとしています。
270	18	第4	1	(1)		募集及び選定方法	質問	「検討会議からの意見を聴取したうえで」とは、予め市にて優先交渉権者等を選定し、その結果について意見を聴取する手続きであると考えてよろしいでしょうか。	
271	18	第4	1	(1)		募集及び選定方法	意見	「検討会議からの意見を聴取したうえで」とありますので、会議は非公開としても、公益事業であることを鑑み、検討会議での意見は公開すべきです。	検討会議の議事要旨は、市ホームページにて公表予定です。
272	18	第4	1	(1)		募集及び選定方法	質問	応募する優先交渉権者はコンソーシアムの代表企業となるのでしょうか。また求められる法人形態を教えてください。	優先交渉権者は、代表企業1社を指すものではなく、構成企業を含むコンソーシアムとなります。代表企業又は構成企業に求める資格要件については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
273	18	第4	1	(2)	ア		審査に関する考え方	質問	「・・・応募者の水道事業等に係る実績を勘案しつつ、・・・提案を高く評価する」とありますが、実績についての評価基準、要件はどのようなものでしょうか。	事業者選定に関する詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
274	18	第4	1	(2)	ア		審査に関する考え方	質問	応募者の水道事業等に関する実績を勘案とあるが、どのような審査内容となるのかご教示願います。	
275	18	第4	1	(2)	ア		審査に関する考え方	質問	応募者の水道事業等に係る実績とは、具体的に、どのような実績か、水道以外（下水、工業用水、農水、専用水道等）でも可能か、また、国内外を問わないのか？	
276	18	第4	1	(2)	ア		審査に関する考え方	意見	審査における配点が提案内容と案分率とに分かれる場合、提案内容の配点を高くしていただくようお願いいたします。	
277	18	第4	1	(2)	ア		審査に関する考え方	質問	「応募者の水道事業等に係る実績を勘案しつつ、」とあるが、具体的にどのような実績が評価対象となるのでしょうか。	
278	18	第4	1	(2)	ア		審査に関する考え方	質問	応募者の水道事業等に係る実績を勘案とあるが、実績の判定基準があれば教えてください。	
279	18	第4	1	(2)	ア		審査に関する考え方	質問	応募者の水道事業等に係る実績を勘案しつつとありますが、どのような実績を想定していらっしゃいますか？	
280	19	第4	1	(2)	イ	(ア)	募集要項等の公表	質問	「要求水準書（案）」のみが、募集要項等の公表時に先立って公表された理由をお聞かせ下さい。	他都市等におけるPFI事業の先行事例においては、「要求水準書（案）」を募集要項等の公表に併せて示されるケースが多いですが、本事業においては、令和2年2・3月市会にて「実施方針条例案」の審査をしていただくにあたり、より詳細に市の考えをお示しするという趣旨から、条例案を補充する資料として、募集要項等の公表に先立ってお示したところです。 また、民間事業者にとりましても、市の考えや各業務の要求事項等について早い段階から具体的に把握することにより、本事業への参画の検討について、早期に着手できることにつながると考えています。
281	19	第4	1	(2)	イ	(ア)	募集要項等の公表	意見	「要求水準書（案）」「モニタリング計画（案）」「基本協定書（案）」「実施契約書（案）」は応募のための必須資料であり、かつ相互に補完しあう関係にあると考えられるため、同時に公表すべきではないでしょうか。	「要求水準書（案）」については、No.280の回答の趣旨から、令和2年4月15日に実施方針と併せて既に公表しておりますが、ご質問のモニタリング計画（案）、基本協定書（案）及び実施契約書（案）については、募集要項と併せて公表する予定です。
282	19	第4	1	(2)	イ	(イ)	資格確認書類の提出及び審査（資格審査）	意見	11月の資格確認書類提出時には、スケジュール面で具体的な事業計画や収支計画の検討が厳しい状況です。このため、コンソーシアムの構成企業の一部離脱も考えられます。代表企業を除く構成企業の変更の可否について、追加だけでなく、一定の条件を提示のうえで認めていただきたいと思います。	資格審査については、応募者（構成企業を含む。）が本事業を実施する能力や実績があるか等について審査するものであるため、資格確認書類提出後に構成企業の離脱を認めることとなれば、審査の基準や合否に影響を与えることとなります。そのため、原則として構成企業の離脱を認めないことと考えております。 一方、検討途上で構成企業を追加する必要がある場合には、事前に市の承諾を得ること追加することが可能です。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
283	19	第4	1	(2)	イ	(ウ)	競争的対話の実施	質問	競争的対話は何回ぐらい開催される予定でしょうか。	競争的対話に参加されるコンソーシアムに詳細をお伝えする予定ですが、複数回の実施を想定しています。なお、実施にあたっては、コンソーシアム側のご意向も踏まえながら適宜適切に行っていきたいと考えています。
284	19	第4	1	(2)	イ	(ウ)	競争的対話の実施	質問	実施回数は何回でしょうか？	
285	19	第4	1	(2)	イ	(ウ)	競争的対話の実施	意見	競争的対話の実施にあたっては、事業内容が多岐にわたり、契約関係も複雑であることから、テーマ別（技術面、契約面）に複数回の競争的対話を実施していただきたい。	
286	19	第4	1	(2)	イ	(ウ)	競争的対話の実施	質問	競争的対話の実施回数は想定されてますでしょうか？	
287	19	第4	1	(2)	イ	(ウ)	競争的対話の実施	意見	「要求水準書（案）」「モニタリング計画（案）」「基本協定書（案）」「実施契約書（案）」は相互に補完しあう関係にあると考えられるため、競争的対話の実施対象とすべきではないでしょうか。	
288	19	第4	1	(2)	イ	(エ)	事業提案書の提出及び審査（事業提案審査）	質問	プレゼンテーション実施に関しての具体的な方法を教示願います（同席可能人数等）。	事業提案審査の実施までに、プレゼンテーションに参加されるコンソーシアムあてにお示しする予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
289	19	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	質問 事業提案書は、実施契約締結前に運営権者が市へ提出する全体事業計画書の骨子となるものとあります。事業提案書の作成、市との協議において、市から事業提案書の提案内容を超える変更要望がないものとの理解でよろしいでしょうか。	事業提案書の作成にあたって、市から応募者に対し変更要望等を行ったり、市と協議を行うことは想定しておりません。
290	19	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	質問 市から事業提案書の提案内容を超える変更要望がある場合は、市の負担増のもとで、収支計画の見直しを行えるとの理解でよろしいでしょうか。	
291	19	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	意見 事業提案書は全体事業計画書の骨子になるため、事業提案書の作成時点で精度の高い提案が必要になると考えています。そのためには、要求水準書に示される参照文書等は制限なくは全て開示していただきたい。	「要求水準書(案)」に示された参照文書のうち、下線の引かれた資料については、令和2年4月15日に公表しており、事業提案書の作成に市が必要と考える情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。それら以外の資料については、必要に応じて開示する予定です。
292	19	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	質問 任意事業については、実施する場合のみ提案とありますが、提案された任意事業は、評価の対象となりうるのか、また、その実施義務はどのようにお考えでしょうか。	No.132の回答をご確認ください。 任意事業の実施義務については、運営権者のご提案に基づく事業であり、実施契約に盛り込まれた事業については、SPCの発展的な事業運営の観点からも、本事業開始後、主体的に履行していただくことを期待しています。
293	20	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	質問 「任意事業については実施する場合のみ」とあるが、任意事業の提案の有無、あるいは提案した場合の内容の善し悪しは、事業提案審査に影響を与えるのでしょうか?	No.132の回答をご確認ください。
294	20	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	意見 「事業提案書は、本事業を効率的に遂行できる具体的な実現手法、根拠等を示しつつ、・・・実施計画に基づいたうえで作成することとする。」とありますが、管網図、管種、管径、布設年度、延長、土盛り、修繕更新履歴等の詳細資料の早期開示を希望します。	事業提案書の作成に必要な管路延長等に関する情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、管路情報管理システムについては、関心表明書提出事業者を対象に、閲覧の機会を設ける予定(令和2年7月下旬以降)です。
295	20	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	質問 具体的な実現手法、根拠等を示しつつとありますが、管路情報データを活用したく考えております。業務概要の説明動画で、管路情報は閲覧のみとのことでしたが、膨大な延長及び情報がある管路を対象により実効的な提案をするためには、データを活用したく考えております。ついては本提案のみに活用することを誓約する条件付きでデータを貸与いただくことは可能でしょうか。	管路情報管理システムに登録されている図形デジタルデータについては、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者にお示しする予定です。
296	20	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	意見 提案する事業実施体制や方法の評価と利用料金按分率の評価を厳密に分けるために、事業内容の評価の後に按分率評価を行っていただくようお願いします。	
297	20	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	意見 1800kmの管路更新やKPIの達成が最重要な事業であるため、評価の割合を、提案事業内容：按分率=8：2とする等、提案事業内容を重要視するようお願いします。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
298	20	第4	1	(2)	イ	(工)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	意見 1800kmの管路更新やKPIの達成が最重要な事業であるため、「提案する利用料金按分率の妥当性」といった評価項目・配点設定をお願いします。	
299	20	第4	1	(2)	イ	(オ)	優先交渉権者等の選定及び公表	質問 事業提案審査後の優先交渉権者への通知の時期はいつを予定されているのでしょうか。次点交渉権者の記載がありますが最高2グループが交渉権者選定の理解で宜しいでしょうか。	事業提案審査の結果については、当該審査参加者へ速やかに通知することとしており、具体的な日程については、募集要項等公表時にお示しする予定です。また、ご理解のとおり優先交渉権者と次点交渉権者はそれぞれ1者を選定するという趣旨です。
300	20	第4	1	(2)	イ	(オ)	優先交渉権者等の選定及び公表	質問 事業応募者が1者だった場合でも本事業は成立しますでしょうか。	応募者に対しましては、市自らが従来の方式によって実施した場合と比べ、耐震管路網の早期構築の実現と事業費総額の縮減が図られ、要求水準等に定める事項を満たすことを前提とした事業提案を求めることとしております。したがって、応募者の提案が市の求める条件を満たしているのであれば、仮に1グループの応募でありましても、優先交渉権者の選定に向けた審査対象となり、結果、適正と判断されれば、本事業は成立するものと考えております。
301	20	第4	1	(2)	イ	(オ)	優先交渉権者等の選定及び公表	質問 応募者が1社(1グループ)であった場合でも、選定が実施されるのでしょうか?	
302	20	第4	1	(2)	ウ		優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	質問 「事業費総額の縮減達成が見込まれない場合は取り消す」とありますが、応募者としても多くの人員、費用をかけ事業提案書等を作成いたします。総事業金額(総事業費、含まれる事業の内容、各項目の金額等)を事前に公表願えますでしょうか。	No.267の回答をご確認ください。
303	20	第4	1	(2)	ウ		優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	質問 事業費総額の縮減について、市が4月27日に公表した「特定事業の選定」では10.5%の事業費総額の削減を見込んでいます。「事業費総額の縮減達成が期待できない」とは、この10.5%が定量的基準となるのでしょうか。	「実施方針」に記載された「事業費総額の縮減達成が期待できない」とは、特定事業の選定において示した約10.5%を基準とするものではなく、市が従来の方式によって実施した場合と、応募者が提案した内容を比較した際に、市の従来の方式より応募者の提案の方が事業費総額の縮減が見込まれない等と判断した場合、市は優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあるというものです。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
304	20	第4	1	(3)	ア	基本協定の締結	質問	競争的対話が複数の資格合格者と行われた場合において、「調整された基本協定書(案)」に優先交渉者の意思が十分反映されない場合でも修正には応じて頂けないのでしょうか。	まず、基本的にご質問のような状況にならないよう、基本協定の締結に向けた競争的対話等を行う予定ですので、優先交渉権者の選定後に基本協定書(案)を修正することは、選定手続きの公平性を損なうことから、原則応じないこととしています。	
305	20	第4	1	(3)	ア	基本協定の締結	質問	競争的対話に基づいて調整された基本協定書(案)の修正には原則として応じない旨は承知しますが、競争的対話における十分な協議と修正対応をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.283及び304の回答をご確認ください。	
306	20	第4	1	(3)	ア	基本協定の締結	質問	競争的対話に基づき調整される内容は、運営権者との対話によるものだけが反映されると考えてよろしいでしょうか。	競争的対話に参加された、全てのコンソーシアムとの協議に基づき、調整された基本協定書(案)となります。	
307	20	第4	1	(3)	イ	特別目的会社の設立	質問	S P C設立時に出資者の追加は可能でしょうか。また、事業開始後に、大阪市のS P C参入の可能性は考えられますでしょうか。	S P C設立時には、優先交渉権者となったコンソーシアムの構成企業以外への本議決権株式の割当は認められませんが、構成企業以外の者であっても本完全無議決権株式の割当てを受けることは可能です。なお、市がS P Cに出資する予定はありません。	
308	20	第4	1	(3)	イ	特別目的会社の設立	質問	優先選定権者選定時点で構成企業に含まれていなかった企業でも特別目的会社設立時にあらたに参画することができますか。		
309	20	第4	1	(3)	イ	特別目的会社の設立	質問	特別目的会社は合同会社でもよろしいでしょうか。	会社法に規定する株式会社を想定しています。	
310	20	第4	1	(3)	イ	特別目的会社の設立	意見	SPCの設立を、基本協定の締結から市会への議案提出までに行う必要があるため、適切な期間の確保をお願いします。	市は、事業提案書の作成に必要な資料を募集要項等公表前に開示(令和2年6月から開示、同年7月からはマッピングシステム閲覧についても受付開始予定)、関心表明書提出者向けの説明会開催を予定する(令和2年8月下旬から9月上旬予定)など、民間事業者が本事業への参画に関し、早期検討に着手できるような環境づくりに努めてきました。	
311	20	第4	1	(3)	イ	特別目的会社の設立	質問	P F I法第19条第4項に規定する運営権設定に係る議案の市会提出までにとりませんが、募集要項等の公表時には、議会上程手続きを考慮した具体的な締切の時期を提示いただけるのでしょうか。	今後とも、これまでのP F I事業の他事例やアドバイザー業者からの意見等を踏まえ、S P Cの設立や運営権設定議決、業務の引継ぎ等の日程等を含めた、適切な期間を確保したうえで、事業実施に向けた準備を進めていく予定です。なお、民間事業者の公募・選定を含む具体的なスケジュールについては、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
312	21	第4	1	(3)	ウ	事業計画書の提出	質問	優先交渉権者決定から、新たな資料による事業計画提出までの期間はどのくらいとお考えでしょうか。		
313	21	第4	1	(3)	ウ	事業計画書の提出	質問	市から貸与又は提供される追加の開示資料とは、どのような資料で、どのくらいのボリュームでしょうか。	追加の開示資料は、事業提案に基づきつつ、より具体的な内容を反映した事業計画を作成するために提供するものであり、主なものは、「要求水準書(案)」に示された参照文書のうち、下線の引かれていない資料となります。	
314	21	第4	1	(3)	ウ	事業計画書の提出	質問	市公表の追加開示資料の読み時に相応の時間を要するが想定するボリュームを開示願いますでしょうか。また計画書の想定提出期間を開示願いますでしょうか。	No.313の回答をご確認ください。なお、本事業に関するスケジュールについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
315	21	第4	1	(3)	ウ	事業計画書の提出	質問	「市から貸与又は提供される追加の開示資料を活用しつつ」とありますが、この内容は優先交渉権者になってから開示されるので、もし優先交渉権者側からみて極端に不利なもの(ex.対象工事が想定を超える)であったときは如何にすれば宜しいのでしょうか。	追加の開示資料は、事業提案に基づきつつ、より具体的な内容を反映した事業計画を作成するために提供するものです。それらは、「要求水準書(案)」の参照文書でお示しているように、局の業務マニュアル・手引き等の実務的な資料が主なものとなりますことをご理解のほどお願いします。なお、工事箇所を選定は、運営権者自身が行うものであり、市は個別に指定しません。	
316	21	第4	1	(3)	ウ	事業計画書の提出	質問	実施契約締結後に市から追加の資料を開示された事により、新たな事実が判明し提案した内容の一部の履行に支障を生じたときの費用負担についてご教示下さい。		
317	21	第4	1	(3)	ウ	事業計画書の提出	質問	市から貸与又は提供される追加の開示資料を活用しつつとありますが、事業提案書の提案時に想定外の事項をできるだけ少なくするために、資格確認書類の審査後に全ての資料を開示していただくことは可能でしょうか。	事業提案書の作成に市が必要と考える情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、優先交渉権者選定後に提供する追加の開示資料については、「要求水準書(案)」の参照文書でお示しているように、局の業務マニュアル・手引き等の実務的な資料が主なものであり、事業提案に関わらない資料と考えています。	
318	21	第4	1	(3)	ウ	事業計画書の提出	質問	「追加の開示資料を活用しつつ」の記載がございますが事業提案審査前にこの「追加の開示資料」を参考にしたほうがより精度の高い事業提案ができると考えますが、基本協定締結後の開示はなぜでしょうか。		
319	21	第4	1	(3)	ウ	事業計画書の提出	質問	市から貸与又は提供される追加の開示資料とは、具体的に、いつ開示される、どの資料を指しますか。	「要求水準書(案)」に示された参照文書(下線のない資料)のような実務的な資料が主なものであり、優先交渉権者選定後に提供予定です。	
320	21	第4	1	(3)	エ	準備行為	質問	現地調査は優先交渉権者となるまで実施されないのでしょうか。		
321	21	第4	1	(3)	エ	準備行為	意見	現地調査は応募者となるための準備行為としても必要であり、募集要項公表と同時に、応募者が現地調査を実施できるようにして頂きますでしょうか。	現地調査の実施については、優先交渉権者選定後としており、具体的な日程については、市と優先交渉権者の協議により決定する予定です。	
322	21	第4	1	(3)	エ	準備行為	質問	具体的にいつから現地調査を実施できるのでしょうか。(例えば、令和3年8月以降等)		

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
323	21	第4	1	(3)	工		準備行為	質問	現時点の準備行為の開始時期についてご提示をお願いします。	優先交渉権者選定後を想定しており、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
324	21	第4	1	(3)	オ		運営権の設定及び実施契約の締結	質問	競争的対話に基づいて調整された実施契約書(案)の修正には原則として応じない旨は承知しますが、競争的対話における十分な協議と修正対応をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.283の回答をご確認ください。
325	21	第4	1	(3)	オ		運営権の設定及び実施契約の締結	質問	事業計画書等の作成にあたり、優先交渉権者が市から事業提案時における条件にない変更望があると考える場合は、実施契約書(案)の修正協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業計画書は、事業提案書を基に作成するものでありますことから、市が事業計画書に対し内容の変更を要望することは基本的にないと考えています。
326	21	第4	1	(3)	オ		運営権の設定及び実施契約の締結	質問	市は、運営権の設定に関する厚生労働大臣への許可申請を行うとあります。認可申請に係る手続きは全て市の負担であり、優先交渉権者に申請書類等の作成支援を求める場合は、その経費を負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権の設定に関する厚生労働大臣への許可申請に係る、書類等の作成支援を要請する場合の経費については、基本的には運営権者の負担と考えており、詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
327	22	第4	1	(3)	カ		譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問	市が算出する予定価格以上で有効真見積書の場合は譲渡、貸与とあるが、第3-1-(8)-イ-(ア)では土地、施設の使用権は無償又は時価より低い対価とあり、矛盾しませんか。	第3-1-(8)-イ-(ア)の土地及び施設等の使用権については、地方自治法の規定により、行政財産を第三者へ原則貸し付けることはできないものの、PFI法第69条第6項に基づき、本運営事業の用に供するために、市が必要と認めた場合に、運営権者へ貸し付けることができるものです。また、PFI法第71条第2項により、市が必要と認めるときは、無償又は時価より低い対価で運営権者へ貸し付けることがあると示しています。上記規定に基づいて行政財産を運営権者へ貸し付けた方が、本事業の実施に資することとなる等と市が判断した場合に適用することとなります。
328	22	第4	1	(3)	カ		譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問	「市が算出する予定価格」とありますが、資産の内容と価格を開示するタイミングは如何でしょうか。	譲渡又は貸与対象資産については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定ですが、それら資産の価格については、運営権者に見積もりを行っていただくことを想定しています。
329	22	第4	1	(3)	カ		譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問	運営権者は、本事業開始日に譲渡又は貸与対象資産等を市から授受する。とあるが、どのような資産を想定しているのでしょうか？	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
330	22	第4	1	(3)	カ		譲渡又は貸与対象資産等の授与	質問	P16、第3-1-(8)-イ-(イ)本運営に必要な機材及び備品等も対価支払いが必要(有償)となるのでしょうか？	
331	22	第4	1	(3)	カ		譲渡又は貸与対象資産等の授受	意見	譲渡等に関するSPCが支出するコストを収支計画に反映する必要がある場合は、譲渡の可能性のある物品等について客観的にコスト算出できるよう、可能な限り具体的に提示されることを希望します。	
332	22	第4	1	(3)	カ		譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問	市が算出する予定価格以上で有効な見積書とありますが、有効とはどのような判断基準でしょうか。	法令や市の契約ルールに則り、形式的な要件を満たした見積書を基本的に指しています。
333	22	第4	1	(3)	カ		譲渡又は貸与対象資産等の授受	質問	譲渡又は貸与対象資産とは、具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか？	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、管路情報管理システムや道路管理システム等本事業の実施に必要なシステムについては、その利用権の貸与を想定しています。
334	22	第4	1	(3)	カ		譲渡又は貸与対象資産等の授受	意見	(3)-カ 市が算出する予定価格以上とあるが、施工に有効な資産であれば市簿価での譲渡が良いのではないかと考えます。本事業目的の安価で高品質の耐震管路網の早く、間違いない構築を進めるためにも。	ご意見として承ります。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
335	22	第4	1	(4)	イ		守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄	意見	事業提案書等の作成に必要な情報は適当な時期に開示するとのことですが、運営権対象施設は数量が膨大であるため、詳細資料(布設図面、管種、管径、布設年度、地盤条件、土壌特性、修繕更新履歴ほかデューデリジェンス資料を含む)の開示を早期に希望します。	事業提案書の作成に必要な資料については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しし、それ以外の資料については、必要に応じて開示します。
336	22	第4	1	(4)	イ		守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄	質問	「事業提案書等の作成に必要な情報が判断する情報を適当な時期に開示する」とありますが、具体的にどういった内容を予定しているかご教示ください。事業提案書は事業計画書の内容と整合させる必要があるため、配信動画面の資料P23にある基本協定締結以降の開示では事業提案ができかねます。	
337	22	第4	1	(4)	イ		守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄	質問	事業提案書等の作成に必要なと判断される資料の開示は、募集要項公表時に可能な限り提示されることを希望するとともに、募集要項公表後も提案者要請により開示いただきますよう、要望します。	
338	22	第4	1	(4)	イ		守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄	意見	提案書作成に必要な資料を適当な時期に開示することとなり、配信動画面でも2020年6-10月にマッピングデータが開覧予定とされていますが、少しでも早い時期に開覧ではなくデータで提供していただきたい。	管路情報管理システムについては、関心表明書提出事業者を対象に、開覧の機会を設ける予定(令和2年7月下旬以降)です。
339	22	第4	1	(4)	イ		守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄	意見	説明会資料の中で示された「13情報開示」の協定締結以後の資料の早期開示をお願いします。また、管路情報では上水以外の埋設管についても開示をお願いします。	事業計画書の作成に必要な、追加の開示資料については、優先交渉権者選定後に提供予定です。また、市が管理する水道管等施設に関する情報については、関心表明書提出事業者を対象に、令和2年7月下旬以降、管路情報管理システムの開覧の機会を設ける予定です。
340	23	第4	1	(4)	ウ		提出書類の取扱い	質問	「市は、優先交渉権者の選定後、審査結果公表の一環として、必要に応じて提出書類(選定されなかった応募者からの提出書類を含む。)の一部を公開する場合があります。」記載がありますが公開する場合の範囲はどのイメージでしょうか。	提出書類のうち、「大阪市情報公開条例」に基づき、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除くなど精査したうえで、市は、公表範囲を決定します。
341	23	第4	1	(4)	ウ		提出書類の取扱い	質問	審査結果公表の一環として、必要に応じて一部を公開とあるが、必要に応じてとは具体的にどんな場合でしょうか?	
342	23	第4	1	(4)	ウ		提出書類の取扱い	質問	提出書類には秘匿情報も含まれることから、公表される内容はどのようなプロセスで決定されるかを教示ください。	
343	23	第4	1	(4)	ウ		提出書類の取扱い	意見	提出書類には、選定される・されないに係らず独自ノウハウ・秘匿したい技術等を記載すると想定されますので、公表前には事前に提出書類作成者の同意が必須であると考えます。	
344	23	第4	1	(4)	ウ		提出書類の取扱い	質問	「市は、これを無償で使用することができる。」とありますが、書類提出者の許可を得ずして使用するとの意味でしょうか。	
345	23	第4	1	(4)	ウ		提出書類の取扱い	質問	「一部を公開する場合があります。」とありますが、書類提出者の許可を得ないとの意味でしょうか。	
346	23	第4	1	(4)	ウ		提出書類の取扱い	意見	審査結果公表の一環として、必要に応じて提出書類の一部を公開する場合がありますが、事業提案書には応募者のノウハウも含まれていますので、公開にあたっては応募者と協議のうえ、承諾した範囲にとどめていただきたい。	
347	23	第4	2	(1)	ア		応募者の構成	質問	現在の要件では実績要件は含まれておりませんが今後含まれる予定でしょうか。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
348	23	第4	2	(1)	ア		応募者の構成	意見	本事業は前例のない事業であることを鑑み、実績要件はできる限り多くの企業が応募可能な要件にさせていただくようお願い致します。	ご意見として承ります。
349	23	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	構成企業が同時に他のコンソーシアムに属してはならないとされています。同時期に市が実施する工業用水道特定運営事業は含まないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	23	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	本事業の役割を担うのであれば、構成企業の数や業種に制限はないのでしょうか?また代表企業はどんな業種の企業でもよいのでしょうか?	コンソーシアムにおける構成企業数について、コンソーシアムの形態である限りにおいて上限・下限を設けることは想定しておりません。その他の参加資格に関することについては、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
351	23	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	「複数の企業によって構成されるグループ～」とありますが、企業数に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	
352	23	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	コンソーシアムを構成する企業数の上限・下限等はありませんでしょうか?	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
353	23	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	構成企業が同時に他のコンソーシアムに属することは認めないとありますが、資本の関係があるようなグループ企業等も含まれると言う理解でよろしいのでしょうか？	代表企業や構成企業の参加資格要件等については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
354	23	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	コロナ禍の影響により事業概要説明会が中止となった為、コンソーシアムを組む相手先である複数の民間業者との交流の場が無くなってしまいました。今後、情報交換の場などを設けていただける機会はございますか？	市として、市が提供する民間事業者による情報交換の場とは考えておりませんが、今後、関心表明書等提出事業者向けの説明会開催（令和2年8月下旬から9月上旬）や、募集要項等に係る説明会開催を予定しております。
355	23	第4	2	(1)	イ		議決権株式	質問	代表企業の出資比率が最大になるのでしょうか？	基本的にはご理解のとおりですが、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
356	23	第4	2	(1)	イ		議決権株式	質問	SPCの資本金の上限・下限等はありませんでしょうか？	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
357	23	第4	2	(1)	イ		議決権株式	質問	「構成企業は、SPCに出資する」とあるが、応募時の構成企業とSPCは同じ(イコ-ル)会社なのか。	構成企業が出資をして、SPCを設立することとなります。
358	23	第4	2	(1)	ウ		構成の変更等	意見	資格確認書類の提出以降であっても、競争的対話を通して、応募者(グループ)の方針変更が発生する可能性もあるため、代表企業の変更や構成企業の離脱については、認めて頂けることを希望します。	No.282の回答をご確認ください。
359	23	第4	2	(1)	ウ		構成の変更等	意見	資格確認書類の提出以降、構成企業の離脱は原則として認めないとありますが、事業内容を精査した上で参画判断したい企業もあると想定されるため、競争的対話以降にコンソーシアム構成員を確定するような条件に変更できないでしょうか。	
360	24	第4	2	(2)			参加資格	質問	参加資格要件の詳細については、募集要項等公表時(R2.10月頃)に開示するとありますが、追加や変更は無いとの理解でよろしいのでしょうか。資格確認書類の提出がR2.11月頃となっており、約1か月間と短いため確認です。	参加資格の要件について、「実施方針」では市の基本的な考え方を示しており、それを踏まえたうえで、詳細な資格要件を募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、募集要項等公表後、当該資格要件について、項目の追加や変更を行うことは、想定しておりません。
361	24	第4	2	(2)			参加資格	意見	構成企業の参加資格について、ア 法令事項、イ 市の要綱及び税の滞納等に係る事項以外の項目があるのであれば、コンソーシアム構成にも関わるため、7月の質問回答のタイミングで開示していただけないでしょうか。 例) ・官公庁での施工実績(官公庁で施工実績がある会社が代表企業もしくは構成員にいないと参加できない等) ・登録種目(水道施設、機械器具設置、土木の資格等)の必要性について	
362	24	第4	2	(2)			参加資格	質問	参加資格について、「ア 法令事項」および「イ 市の要綱及び税の滞納等に係る事項」以外の要件が追加されることはないでしょうか。	
363	24	第4	2	(2)			参加資格	質問	参加資格、実績については提示されている条件で確定でしょうか。あるいは募集要項の段階で条件を付加するご予定でしょうか。実績等が評価対象とすれば現時点でのお考えを教示ください。	
364	24	第4	2	(2)			参加資格	質問	大阪市水道局が100%出資するOWGSが本事業の応札に参加可能な場合、OWGSを含むコンソーシアムが明らかに有利になると考えますがどのように公平性を担保するのでしょうか。	代表企業及び構成企業の参加資格については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
365	24	第4	2	(2)			参加資格	質問	構成企業の中で工事を担う企業の、経営事項審査の総合評価値に条件設定あるのでしょうか？	
366	24	第4	2	(2)			参加資格	質問	本事業の応札において、大阪市水道局が100%出資する株式会社大阪総合水道サービス(OWGS)は事業者として参加することは可能でしょうか。	
367	24	第4	2	(2)			参加資格	質問	詳細は募集要項等公表時に開示されるとのことですが、構成企業の入札参加資格申請の必要性は？必要がある場合、申請業種や分類と構成企業の役割が合致していなければなりません。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
368	24	第4	2	(2)			参加資格 質問	参加資格要件の詳細については、募集要項等公表時（R2.10月頃）に開示するとありますが、市が公表した事業の説明用動画では募集要項等の質問に対する回答はR2.12月となっていました。資格確認書類の提出がR2.11月頃となっており、質疑の回答が間に合わない可能性がありますかどうかお考えでしょうか。	ご要望も踏まえ、公募・選定のスケジュールについては、募集要項等公表時にお示ししますので、応募者はそのスケジュールに沿った対応をしていただくこととなります。
369	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 意見	令和2年10月の募集要項等（募集要項、モニタリング計画（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案））に関する質問の受付、そして、その回答を受けて、資格確認書類の提出を行いたく、11月の資格確認書類の提出を12月の質問回答公表以降（説明用動画より）に設定して頂くことを希望します。	
370	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 質問	令和3年以降の詳細なスケジュールの提示はいつ頃なのでしょう？	
371	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 質問	令和3年度以降の各手続きの想定時期を開示お願いします。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
372	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 質問	令和3年以降の内容について、現時点で想定されているスケジュールをご教示ください。月単位など。	
373	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 意見	少なくとも11月に予定されている「参加表明書の提出」までに6ヶ月以上の期間が必要と考えます。	
374	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 意見	11月の資格確認書類の提出以降のスケジュールについて、早急にお示ししていただきたい。事業提案書の提出時期、特定後の事業計画書の作成期間がどの程度を想定されているかが、重要な判断材料となっています。	
375	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 意見	更新路線の抽出や工事費の積算等に時間を要するため、更新対象路線の選定が可能な電子データが開示されてから事業提案書の提出期限までは、6ヶ月以上確保できるスケジュールでお願いいたします。	No.310の回答をご確認ください。
376	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 意見	実施契約締結後の準備期間が少なく、令和4年度の事業量が限定されると6年目の要求水準達成に影響がでると考えます。業務引継ぎが確実に入る期間の設定を検討していただきますようお願いいたします。	
377	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 質問	令和3年以降に運営権設定に関する市会の議決を予定されてますが、6月議会または10月議会のいずれを想定されているかをご教示ください。	
378	25	第4	3				事業者選定のスケジュール等 質問	新型コロナ対応における現時点のスケジュール見直しの予定があれば教示ください。	No.141の回答をご確認ください。
379	26	第5	1				リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担 質問	「市は水道事業者として水道事業運営全般にわたるリスクを管理する」とありますが、水道事業運営全般のリスクを負担しているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営権者が行った配水管更新工事に起因して発生する責任は運営権者に負担していただきます。
380	26	第5	1				リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担 質問	「市は、水道事業者として策定している事業継続計画（BCP）に基づき、断水の早期解消に向けた管路復旧計画の策定等を実施することにより事業継続に向けたリスクを負担し、運営権者は、実施契約に基づいて市と応急復旧班を編成し、市内配水管の早期復旧工事に従事する。」とありますが、リスク負担は市だが、運営権者はその枠内での業務を担う、との理解で宜しいでしょうか（受運営権者はリスクは負わない）。	ご理解のとおりです。なお、運営権者は、「要求水準書（案）第6」に掲げる役割に関し、適切に対応していただくことが必要となります。
381	26	第5	1	(1)			不可抗力 質問	費用の差額を市が負担するところだが、運営権者作成通りの費用査定と考えて宜しいでしょうか。	運営権者が算出した増加費用に関しては、市との協議が必要と考えております。
382	26	第5	1	(1)			不可抗力 質問	地震や台風などの不可抗力により配水管に生じた物理的損傷について、断水早期解消に向けた応急復旧的対応に関する費用は市が、その後実施される恒久的対応のうち当初の計画更新に沿う内容以外により生じた追加費用は市が、計画内容のものは運営権者が負担するという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
383	26	第5	1	(1)			不可抗力	意見	「事業計画変更後の費用と変更前の費用の差額を市が負担」とありますが、その差額の支払いは、年度払いではなく、実施後都度払いとしていただこうをお願いします。	市の費用負担の精算や算定等、詳細に関しては募集要項等公表時にお示しする予定です。
384	26	第5	1	(1)			不可抗力	質問	事業計画書の変更により運営権者の事業費が増となった場合は、事業計画書変更後の費用と変更前の費用の差額を市が負担するとありますが、工事費の増加分だけでなく、人件費等の運営経費全体の増加分を負担していただけるのでしょうか。	
385	26	第5	1	(1)			不可抗力	質問	事業費の精算は単年度単位で実施されるのでしょうか	
386	26	第5	1	(1)			不可抗力	意見	不可抗力により損壊した配水管の補修は災害対応で行われるケースが多く、実際の費用が官積算を上回ると考えられます。運営権者側が工事計画と費用の両方を提示し、貴市の承認の後着工し、完工後その費用を貴市からお支払いいただくといった手順を希望します。	不可抗力により損壊した配水管の補修は、本運営事業とは別に附帯事業として実施いただくことになり、費用は事後精算となりますが、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 不可抗力による優先的な管路更新の実施に係る費用負担は、No.383のとおりです。
387	26	第5	1	(1)			不可抗力	意見	不可抗力の場合は災害発生と同様に市の費用負担で対応できないでしょうか。実際の費用が官積算より上回ることが予測されます。	基本的にはご意見のとおり、市の費用負担となります。 すなわち、不可抗力により配水管が損傷した場合、市はその状況を踏まえ、運営権者の当初の事業計画で予定していた路線よりも、当該損傷した路線等を優先して更新する必要があると判断すれば、運営権者に対し、事業計画（更新する路線の順序等）の変更を求めることがあります。この場合、原則として事業期間全体の事業量やKPIに変更はなく、事業計画の組み換えとなるものですが、お願いする路線によっては、結果として運営権者の事業費総額が増加する場合も考えられることから、そういった場合には、双方協議のうえ、その差額を市が負担することとしています。 ただし、「実際の費用が官積算より上回ることが予測される」とのご指摘ですが、災害発生時の緊急的、応急的な工事の場合には、計画的な更新工事よりも施工単価が上昇するのではないかというご懸念だとすれば、当該項目の内容は、そのような応急的対応を想定したものではありません。計画的な更新工事の範疇であることを申し添えます。
388	26	第5	1	(1)			不可抗力	質問	「事業計画書の変更により運営権者の事業費が増となった場合は、～」とありますが、不可抗力による事業費の変更とともにKPIも変更がありうると理解してよろしいでしょうか。	市の指定する優先更新路線の更新を実施することとなった結果、KPIの達成が不可能となったことが客観的に明らか場合は、KPIの変更を含め、市と運営権者で対応を協議します。
389	26	第5	1	(1)			不可抗力	質問	不可抗力により配水管（既設管）が物理的に破壊された際、運営権者は必要に応じて計画を変更し、当該事業として実施する（計画を変更したことにより費用の増となった場合は、差額は市の負担）とありますが、その管が当該事業による更新予定管ではなく、既設の耐震管等であった場合は、先に記載しました「維持保全業務」としての対応となるのでしょうか？	本運営事業の運営権設定対象施設は市内一円の配水管ですので、既設の耐震管等であっても、事業計画を変更の上、本運営事業として運営権者に実施いただきたいと考えております。なお、当該更新を優先した結果、KPIの達成ができなくなったことが客観的に明らかとなるときは、KPIの変更を含め、市と運営権者で対応を協議します。
390	26	第5	1	(1)			不可抗力	質問	不可抗力であるかどうかの判断はだれがどの場でなされることになるのでしょうか。	実施契約書に記載する定義に該当する場合は不可抗力となります。
391	26	第5	1	(1)			不可抗力	質問	地震や感染症の蔓延等により工事を実質的に遂行することができなくなった場合や遂行する上で賃金の上昇等のコストの増加が発生した場合、配水管等に物理的損傷がなかった場合であっても、運営権者が事業計画書を変更することを許容し、事業計画書の変更により運営権者の事業費が増となった場合は、事業計画書変更後の費用と変更前の費用の差額を市が負担することを許容していただけるのでしょうか。	まず、総論（原則論）として、様々な危機事象に対するリスク分担の基本的な考え方は、運営権者の裁量にて実施していただく事業範囲においては、運営権者に相応の負担を求めこととなります。 一方、各論として、こうした原則の範疇にあるかどうかのグレーなケースが多々あるかと存じますので、実施契約等の趣旨に基づいて、市と運営権者双方で協議することになるものと考えます。 例えば、ご質問にある、不可抗力等により、配水管の物理的損壊は生じないまでも、全体事業費の増加が見込まれるような場合であって、運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価される範囲にあっては、定期レビュー又は臨時協議を実施し、適宜適切な対応を図っていくことになるものと考えています。
392	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	質問	更新後1年以内の突発的な破損のリスクにおいて、不可抗力による場合はそのリスクは市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による破損の場合でも、例えば、要求水準で求める耐震性を備えていれば破損が生じない規模の地震により破損が生じた場合は、重過失として配水管更新後10年は運営権者がリスクを負担します。
393	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	質問	既設配水管の老朽により生じた漏水事故により、運営権者設置の配水管に漏水事故が誘発された場合は、リスク分担として経年数によらず市が負担するという認識でよろしいでしょうか？	どのような具体のケースがあるか現時点では想定しておりませんが、少なくとも、市の既設配水管に起因すると客観的に明らか場合など、運営権者設置の配水管に瑕疵がない限りは、ご理解のとおりです。
394	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	質問	第三者が実施する当該工事近辺での工事等に起因する配水管の破損の場合は、運営権者は瑕疵担保責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	当該配水管に瑕疵がない限りは、ご理解のとおりです。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
395	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	質問	運営権者の故意又は重大な過失について、そのように判断する基準はどのようなものでしょうか。	具体的な事情を総合考慮の上での判断となりますが、例えば、要求水準で求める耐震性を備えていれば破損が生じない規模の地震により破損が生じた場合は、重過失として運営権者がリスクを負担します。
396	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	意見	配水管更新後1年以内に発生した突発的な破損については運営権者がリスクを負担するとありますが、完成検査時に貴市による確認が不可能だった運営権者の責による施工不良や資機材不良に限ること、また破損原因の究明は双方が協力して実施することとしていただきたい。	配水管更新後1年以内に発生した突発的な破損については、原則として運営権者がリスクを負担しますが、破損原因の究明については、双方が協力して実施するものと考えております。
397	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	意見	突発的な破損のリスクについては配水管更新後1年内も災害発生と同様に市の費用負担で対応できないでしょうか。	配水管更新後1年以内に発生した突発的な破損については、原則として運営権者がリスクを負担することとしますので、ご了承ください。
398	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	質問	突発的な破損のリスクについては更新後1年以内は運営権者が全てリスクを負担するとなっておりますが、突発的な破損について具体的に教えてください。	配水管更新後1年以内に発生した突発的な破損の具体例については、運営権者の責による施工不良や資機材不良に起因するものが考えられますが、これに限らず、原則として運営権者がリスクを負担します。
399	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	質問	民法改正により、「瑕疵」は「契約不適合」となりましたが、その期間はここに記載されているとおりで変わりはありませんか？	内容について大きな変更を加えることは想定しておりませんが、名称については、募集要項等の公表時にお示しする実施契約書(案)において「民法」の改正を反映いたします。
400	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	質問	運営権者が負担する突発的な破損リスクについては、施工に起因した破損が対象であり、不可抗力による破損は対象外ですか。	配水管更新後1年以内に発生した突発的な破損については、施工不良や資機材不良に限らず、原則として運営権者がリスクを負担します。また、不可抗力のうち、例えば、要求水準で求める耐震性を備えていれば破損が生じない規模の地震により破損が生じた場合は、重過失として配水管更新後10年は運営権者がリスクを負担します。
401	26	第5	1	(2)			配水管の瑕疵担保	質問	瑕疵担保期間を超えて更新後10年間運営権者がリスクを負わなければならないとされる「運営権者の故意又は重大な過失」にはどのような事象が該当するか、現時点で想定される事象を例示いただけないでしょうか。	具体的な事情を総合考慮の上での判断となりますが、例えば、要求水準で求める耐震性を備えていれば破損が生じない規模の地震により破損が生じた場合は、重過失として運営権者がリスクを負担します。
402	27	第5	1	(3)			水量、水圧、水質の異常	質問	配水管更新工事において、既設図の不備により生じた異常は、市がリスクを負担するのと考えて宜しいでしょうか。例えば、配水テレメータの水圧取出し管が既設図と現況が異なっていた場合、更新工事で切断してしまうと市内全域での水圧異常が生じ、最悪の場合は配水管が破裂することもあり得ると考えます。	一般に、水道事業者は、使用している既存図面の精度や信頼性の多寡はあれ、ご指摘のような事象が生じることのないよう、注意を払いながら既存図面を利用し、場合によっては試験掘りも行いながら、慎重に設計、施工を行っています。もちろん、本市の場合、一定の精度、信頼性のある図面をもとに業務を進めておりますが、管路更新業務全般を担っていただく運営権者に対しましては、当然そうしたリスク回避を図りつつ、高い技術力をもって業務を遂行していただくものと考えております。市と運営権者双方で確認しながらご指摘のようなミスがないよう対応していただければと考えております。
403	27	第5	1	(3)			水量、水圧、水質の異常	意見	係る異常が老朽化による場合は市がリスクを負うべきではないでしょうか？	老朽化に起因する場合は維持保全業務に係るリスクとして市が負担します。運営権者がリスクを負うのは、あくまで、実施した一連の配水管更新工事に関わって発生したものです。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
404	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	意見 「運営権者が配水管更新工事を施工する際に異常が生じた場合には、運営権者がリスクを負う」とありますが、更新工事に生じた異常でも水道事業者側に起因する異常（例えば、既設管の錆による水質異常）も考えられますので、更新工事の際に生じた異常というだけで運営権者のリスクとするのは適当ではなく、見直しをお願いします。	市では、工事施工に伴う断通水作業等に起因して既設配水管内の錆や夾雑物が舞い上がり水質異常が発生するリスクに対しては、必要に応じて水理計算を行うなどにより、作業前後で流速、流向がどのように変化するか把握したうえで、周辺の配水管の老朽度やこれまでの断通水作業時における水質異常発生状況も勘案して、リスクが顕在化しないように施工を行っております。 運営権事業開始後は、事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施する運営権者が、これまで市が施工者として負担してきた配水管工事施工に伴う水質異常発生リスクを負担し、施工にあたって水質異常が生じないように施工監理を行い、仮に水質異常が発生した場合は対応する責任を負うものになります。 したがって、工事施工に伴う断通水作業等に起因する既設配水管内の錆や夾雑物による水質異常へのリスクは、原則運営権者が負担するものと考えております。	
405	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 運営権者が配水管更新工事を施工する際に異常が生じた場合には、運営権者がリスクを負うものとすると思いますが、管路更新においては施工時の流向・流速等の変更に伴う濁水等の発生は、一定程度は避けられないものである。維持保全業務を市が行うとなっていることから、事前の洗管作業等の不足が影響するなど、施工だけに起因するものでないことが明らかとなった場合は、運営権者が全てのリスクを負うものではないとの理解でよろしいでしょうか。		
406	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	意見 「運営権者が配水管更新工事を施工する際に異常が生じた場合には運営権者がリスクを負うもの」とありますが、工事に伴う断水リスクは運営権者になりますが、濁水等による水質異常は既設管の維持管理不足に起因するため、それは貴市のリスクであると考えます。よって、これに伴う市民への補償も市側としていただきたい。		
407	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 運営権者が負担するリスクは、配水管更新工事に起因する異常のみが対象ですか。		
408	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 「運営権者が配水管更新工事を施工する際に異常が生じた場合には、運営権者がリスクを負うものとする。」とありますが、これは運営権者に責がある場合と理解してよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、No.404の回答もご確認ください。	
409	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 「運営権者が配水管更新工事を施工する際に異常が生じた場合には、運営権者がリスクを負うものとする」とありますが、異常の原因が運営権者に起因しない場合、運営権者がリスクを負わないという理解でよろしいでしょうか。		
410	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 水量、水圧、水質の異常が市及び運営権者のいずれに起因するか特定できない場合には、その原因究明及び対応について、双方が協力して実施する。とありますが、その原因によってリスク分担が変わるということでしょうか。		
411	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 配水管における水量、水圧、水質の異常が生じた場合のリスク負担が運営権者負担となっていますが、負担の対象となる具体的な内容についてご教示ください。		
412	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	意見 市及び運営権者のいずれかに起因するか特定できない場合には、その原因究明及び対応について、双方が協力して実施するとありますが、費用負担についても双方で協議、合意することを希望します。	特定できない場合の原因究明や対応に係る費用負担については、その方向で考えております。	
413	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 運営権者が断通水作業を実施した際の水濁りに対して補償はないと認識していますが、現在の市の対応についてご教示ください。また、運営権者に求める対応は現在の市の対応と変わらないと考えて良いでしょうか。	No.404の回答をご確認ください。 また、断通水作業により発生・判明する濁り水等に対しては、その解消のための現地対応等を行うことがあり、運営権者移行後も同様の対応を求めます。	
414	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 断通水作業を実施した際の一時的な水濁りについては、PRによる事前連絡による対応がメインと考えて良いでしょうか。これまで水質に関して補償した実績はありますか。	No.413の回答をご確認ください。 市の水濁りへの対応については、「要求水準書（案）第5-4 参照文書」にてお示ししています。 なお、「要求水準書（案）」の参照文書については、優先交渉権者の決定後に提供する予定です。	
415	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 断通水作業を実施した際の一時的な水濁りへの対応について、現在の市のマニュアルを引継ぐことが可能でしょうか。	No.413の回答をご確認ください。 市の水濁りへの対応については、「要求水準書（案）第5-4 参照文書」にてお示ししています。 なお、「要求水準書（案）」の参照文書については、優先交渉権者の決定後に提供する予定です。	
416	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 (3)1で市及び運営権者のいずれの責にも帰すことのない事象とあるが、その他水量、水圧、水質の異常が起こる要因を市では想定されているのか、教えていただけますか。	No.404の回答をご確認ください。 ご指摘の記述箇所については、こういった点を前提に、発生した水量、水圧、水質の異常の原因が特定できない場合の原因究明及び対応を双方が協力して実施することを定めたものです。	
417	27	第5	1	(3)		水量、水圧、水質の異常	質問 「水量、水圧、水質の異常が市及び運営権者のいずれに起因するか特定できない場合」について、どのような状況を想定されていますか。		

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
418	27	第5	1	(3)			水量、水圧、水質の異常	意見	業務開始時で構いませんので、基準を開示してください。	基本的には、運営権者が本運営事業として配水管更新工事を施工する際に生じ水量、水圧、水質の異常リスクは運営権者に負担いただきますが、その基準については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、No.404の回答もあわせてご確認ください。
419	27	第5	1	(3)			水量、水圧、水質の異常	質問	運営権者がリスクを負うとされる「配水管更新工事を施工する際」とは、どの時点からどのような内容を指すか具体的に提示ください。	「配水管更新工事を施工する際」は、本運営事業として、PRを含めた配水管更新工事の施工の着手から、工事完成後の市への資産引渡までの期間となります。 なお、No.404の回答もあわせてご確認ください。
420	27	第5	1	(3)			水量、水圧、水質の異常	質問	水量、水圧、水質の異常が市及び運営権者のいずれに起因するか特定できない場合は調査により原因を究明するとあるが、原因究明に長い時間が経過した場合（特に、事業期間を超える期間を要する場合等）、調査の結果どちらに原因があるか不明であった場合、あるいは両方に原因があると判明した場合は、原則に則り市がリスクを負担するという理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の場合におけるリスク負担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 なお、No.404の回答もあわせてご確認ください。
421	27	第5	1	(4)			需要の変動	質問	現時点で市は水需要の減少リスクを想定しておりますか？ もし、想定されているようであれば、参考として資料を開示してください。	水道事業にとって、給水収益に直結する水需要の動向は、最も重要な経営指標であり、常に社会経済動向等を注視しつつ、その趨勢を的確に予測し、経営戦略にもお示しているとおり、経営収支シミュレーションを行いながら、事業を運営しています。 今後とも、同様の考え方で中長期的な水需要動向を把握してまいりますので、この考え方をご参考にしていただければと存じます。 なお、管路更新につきましては、市民の安心安全を確保するために促進してまいりますので、水需要の減少リスクが本事業に及ばないよう、市が当該リスクを負担することを想定した利用料金按分率の考え方を実施方針にお示しています。
422	27	第5	1	(4)			需要の変動	質問	「要求水準書で定める配水管更新事業量どりの実施が困難と市が判断した際には、当該事業量について見直しを行う。」とありますが、このとき生ずる当初計画との差による追加費用の負担は市側ということで宜しいでしょうか。	需要が想定を下回った場合等の事業量の見直しに関しては、減量を想定しており、当初計画との差による追加費用の発生は想定しておりません。
423	27	第5	1	(4)			需要の変動	質問	要求水準書で定める配水管更新事業量どりの実施が困難と市が判断した際には、当該事業量について見直しを行うとありますが、事業量の削減額のみを基準として利用料金按分率を見直すのではなく、運営権者の運営経費全般を基準とした見直しとの理解でよろしいでしょうか。	
424	27	第5	1	(4)			需要の変動	質問	市が想定する範囲を下回る需要の減少について、定量的基準を示して頂けますでしょうか。	「要求水準書」で定める配水管更新事業量どりの実施が困難と市が判断し、当該事業量見直しを行うこととなる想定を大幅に超える水需要減少とは、水需要の減少リスクについて市が利用料金按分率を補正する等により、運営権者の事業費必要額の全部または一部を担保することができない場合を想定しており、具体的には、事業量どりの実施の現実性の観点から、将来時点における事業環境や経営状況と密接な関連をもって、決定がなされるものと考えます。
425	27	第5	1	(4)			需要の変動	質問	市が想定する範囲を下回る需要の減少とは、具体的にはどれくらいでしょうか？	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
426	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	著しい支障があると客観的に評価される場合で、市が想定している事象は何でしょうか。	著しい支障があると客観的に評価される場合として、定期レビューや臨時協議において協議実施となる基準に関しては、募集要項等公表時にお示しいたします。例えば、不可抗力等により、配水管の物理的損壊は生じないまでも、全体事業費の増加が見込まれるような場合であって、運営権者の経営努力のみでは著しい支障があると客観的に評価される範囲にあっては、定期レビュー又は臨時協議を実施し、適宜適切な対応を図っていくことになるものと考えています。
427	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	一切の経費の増加リスクのうち、物価上昇率の通常想定されるの範囲内とはどれくらいを指すのでしょうか。	
428	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	客観的に評価される場合とは、具体的にどんな評価でしょうか？	
429	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	「例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがある」とあるが、どのような場合が具体的にご教示願います。	
430	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	「客観的に評価される場合」とありますが、「客観的」の基準は具体的に如何なるものなのでしょうか。	
431	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合等とありますが、実施契約（案）において、人件費や資材費の上昇に伴う事業費の変動に対する見直しルールが示されるのでしょうか。	
432	27	第5	1	(5)			事業費の変動	意見	事業費の変動で事業遂行に著しい支障があると客観的に評価されるとありますが、契約書と大きく相違があれば事業費の負担をお願いいたします	
433	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	「通常想定される一切の経費の増加リスクは、原則として運営権者が負担する」とありますが、事業費には、物価変動に伴い変動する費用項目があり、その費用項目に呼応する指標が通常想定される範囲（実施契約に定められる範囲）を超過した際には、臨時改定をされるという理解でよろしいのでしょうか。加えて、事業費を構成している費用項目、の内物価変動に伴い変動する費用項目、に呼応する指標をご教示頂けますでしょうか。	
434	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	「通常想定される一切の経費の増加リスク」について、例えば「新型コロナウイルス感染症」の流行に伴う、物価上昇、工事中断などに伴う経費増は、「通常想定される」ものに含まれるのでしょうか。	
435	27	第5	1	(5)			事業費の変動	意見	市から開示されなかった情報に基づいて事業費が増額した際には、その増額分は市の負担として下さい。	
436	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	募集要項等公表時で開示されなかった情報による経費の増加は、通常想定されるリスクには含まないとの理解でよろしいのでしょうか。	
437	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	公募時に開示されてない情報により事業費の増加は変更いただけますでしょうか。	
438	27	第5	1	(5)			事業費の変動	意見	「本運営事業実施に際して通常想定される一切の経費の増加リスクは、原則として運営権者が負担する。」とありますが、物価変動リスクに対応するのは運営権者にとってリスク過多であるため、物価変動は市負担としていただきたい。	
439	27	第5	1	(5)			事業費の変動	質問	事業費の変動について、リスク分担を確認すると消費税の変更も運営権者の負担となりますが、変更幅、内容によって個別協議が可能との認識でよいのでしょうか。	
440	27	第5	1	(6)			新技術の研究開発、導入	質問	「当該研究により新技術が開発された場合は、原則として運営権者がその利益を享受する。」とありますが、当該技術の導入により収支が増加した部分は全て運営権者に帰する、との意味で宜しいのでしょうか。	
441	27	第5	1	(6)			新技術の研究開発、導入	質問	「市が当該新技術の導入及び使用に係る費用と当該新技術を導入しなかった場合の費用の差額を負担する。」とありますが、具体的な算式の定義などをご提示下さい。	
442	27	第5	1	(6)			新技術の研究開発、導入	質問	新技術の導入の可否判断は？提案書記載の新技術の導入は、優先交渉権者に選ばれた時点で導入可能なのでしょうか？	

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
443	27	第5	1	(6)			運営権者が本運営事業実施に関連する新技術の研究開発を行った場合、相応の検証、市の許可手続きが必要となると想定していますが、その場合の手続き方法、目安の期間についてご教示ください。	No.442の回答をご確認ください。 審査の期間については、これまでの市の実績では、必要な資料等が全て提出された後1か月程度となっており、運営権事業に対しても同程度を見込んでいますが、必要な資料等の準備期間に関しては、仕様検討のための試験施工の実施や資材の仕様の満たすことを示す根拠の整理に複数年を要したこともあるなど、ケースごとに大きく異なりますので、早めの協議をお願いします。	
444	27	第5	1	(6)			開発した製品・システムについて、他都市への展開は自由にしてよいのでしょうか？市職員へのヒアリングを実施する際の費用（拘束時間の人件費、交通費等）も受託者で負担するのでしょうか？	開発した製品、システムの他都市等への展開を禁止するものではありません。原則として全ての費用が運営権者負担となります。	
445	27	第5	1	(6)			開発した製品・システムに関する産業財産権と取扱いに関する考え方をご教示いただきたい。	募集要項等公表時にお示しする予定です。	
446	27	第5	1	(6)			当該新技術を導入しなかった場合の費用の差額を負担とありますが、運営権者が部分的に負担することがないような差額の積算ルールが、実施契約（案）に示されるの理解でよろしいでしょうか。	当該市の負担額決定に関しては、4年毎の定期レビューあるいは臨時協議において、利用料金按分率に反映すると考えております。	
447	27	第5	1	(6)			新技術研究開発、導入について、機能を維持しつつコスト縮減に繋がる技術開発も認められるでしょうか。	認められません。	
448	27	第5	1	(6)			大阪市長が市民の安心安全の確保の観点から新技術の導入を運営権者へ要請とありますが、その目的のもとコンソーシアムに属さない民間事業者が大阪市長へ技術提案を行うことを妨げないと考えますかよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
449	27	第5	1	(6)			「運営得権者は～新技術の研究開発について、原則として自らの費用負担により」との記載がありますが、一般的なPFIの場合、運営権者はSPCであり、実務はSPCより直接業務を受託する構成企業または協力会社です。貴市においては構成会社、協力会社ではなく運営権者つまりSPCが直接新技術の研究開発に取り組み義務を負うと考えてよろしいでしょうか。	本契約においては運営権者に新技術の研究開発に積極的に取り組むことを求めますので、新技術の研究開発に関する取り組みを提案いただきたいと思いますと考えております。	
450	27	第5	1	(6)			「運営権者は～新技術の研究開発について、原則として自らの費用負担により」との記載がありますので、入札価格にその研究開発費も含めると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 一般に、長期的に事業を実施する場合、時代の要請に見合った新技術の導入は、その運営に係る重要事項であり、本運営事業においても、市及び運営権者双方のインセンティブや市民の安心安全確保において同様であるとの趣旨から、市は運営権者に積極的な新技術の研究開発を求めているものです。 当該研究開発に要する費用は、「計画業務等その他会社運営に係る経費」に計上していただくこととなります。	
451	27	第5	1	(6)			「運営得権者は～新技術の研究開発について、原則として自らの費用負担により」との記載があります。貴市は運営権者たるSPCに研究開発部門の設置を求めていると考えてよろしいでしょうか。	本契約においては運営権者に新技術の研究開発に積極的に取り組むことを求めますが、必ずしもSPCに研究開発部門の設置を求めるものではありません。新技術の研究開発に関する取り組みを提案いただきたいと思いますと考えております。	
452	28	第5	2				対象業務における要求水準	質問 P28,29に記載されている要求水準書体系の具体的水準はいつ確定される予定でしょうか。	確定は、実施契約締結時点となります。なお、募集要項等公表以降の事業者選定手続き等を通じて修正する可能性はありますが、基本的には大きな変更を行う予定はございません。
453	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問 特定事業の設計業務費は、会社運営に係る経費となるのでしょうか。それとも、配水管更新工事費に基づき事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額となるのでしょうか。	配水管更新工事に係る設計業務委託費に関しては、工事費に含めることとなります。
454	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問 特定事業の施工業務費は、全て配水管更新工事費に基づき事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額としてよろしいのでしょうか。	特定事業の施工業務費はすべて配水管更新工事費に含まれます。事業期間中の配水管更新工事費から一部負担金を除いた額が、事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額となります。
455	30	第5	3	(1)			水道料金および利用料金の考え方	質問 「事業報酬の額」とありますが、市側は、どのぐらいを想定しているのでしょうか。	「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」（厚生労働省）にもありますとおり、事業報酬に関しては、事業の安定的な実施に要する資本コストを想定しておりますので、この趣旨を助案していただき、応募者の自由な発想に基づくご提案をお願いいたします。
456	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問 事業報酬額の算定基準はありますか？（適正な利益とは？）	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
457	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	按分率を掛けた利用料金は(水道料金等と同じく)毎月、運営権者に支払われるのでしょうか?	利用料金は、実施契約と別途の運営権者との契約に基づき、市が運営権者に代行して水道利用者から徴収します。市から運営権者への送金時期等に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
458	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	水道利用料金按分の市からSPCへの支払時期を含む支払条件を教えてください。	
459	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	運営権者が利用料金を徴収するイメージがわかりません。市が水道料金を徴収し、それとは別に運営権者が利用料金を徴収するということでしょうか? 住民感情としては、二重に徴収されているみたいで、不払いリスクが非常に高いように感じました。	本事業は運営権事業であることから、業務範囲に応じて按分された利用料金については、市ではなく事業を実施する運営権者が債権者となるのが原理原則となっています。そのため、本来は運営権者自身が施設利用者に対し、利用料金を収納等することとなりますが、「PFI法施行令」第4条第1項に基づいた業務委託により、市が運営権者に代わって利用料金の徴収を代行することを想定しています。 市の相当期間の催促によってもなお回収できなかった利用料金については、運営権者が最終的に未回収リスクを負担することとなります。ただし、市は、未納者に対し給水契約の不履行を理由とした給水停止の執行を含め、種々の厳格な対応をこれまで実施してきたことから、水道料金について高い徴収率(99.9%)を維持しており、可能な限り未収金額を減らす取組みを引き続き実質的に継続していくことをご理解のほどお願いします。また、運営権者へ最終的に移管される未収の利用料金は、市が給水契約の当事者・公営企業という立場によって実行できる手段を採ってもなお未収となった債権(破産や無届退去等が主な理由)であることも併せてご理解のほどお願いします。 なお、市の水道料金徴収率に係る実績や料金徴収のフローについては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししていますので、それら収入実績を踏まえたうえで、利用料金按分率をご提案ください。
460	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	「市は、水道の利用者からいただく料金から利用料金を除いた残りの額を水道料金として収受する」とありますが、水道料金債権は、市と比較して運営権者側に優先権があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の記載は、運営権者の収受する利用料金の額を定めるにあたっての考え方を示したものであり、算定された債権額に応じて、市及び運営権者はそれぞれ利用者に対して債権を有することになります。
461	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	運営権者側で計上する無形固定資産の償却期間は何年でしょうか。	残存事業期間となります。(例:4事業年度に無形固定資産を取得した場合は、12年)
462	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	水道料金按分収入は、消費税抜きが対象との理解でよろしいでしょうか。	運営権者が収受する利用料金は税込みの金額となります。消費税率が変更となれば、当該税率変更後の金額となります。
463	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	水道料金按分収入は、消費税込みが対象の場合、消費税率が変更になれば水道料金按分収入も消費税率変更後の金額となるとの理解でよろしいでしょうか。	
464	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	水道料金按分収入は、消費税抜きが対象の場合、仮に消費税率が変更になっても水道料金按分収入には影響がないとの理解でよろしいでしょうか。	
465	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	事業報酬とは運営権者(SPC)の利益との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 具体的には事業継続のための資本コストなどを想定しております。
466	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	経費に事業報酬の額を加味と記載がありますが運営権者の利益と考えて宜しいでしょうか。	
467	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	現状の収受体制及び委託契約内容については開示される時期をご教示下さい。	市の水道料金徴収率に係る実績や料金徴収のフローについては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。なお、市の水道料金徴収率は、種々の取組みにより99.9%以上を維持しております。
468	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	意見	水道料金の収納率の変動や減免調停量の変動の影響を受けないよう(運営権者の実収入額が安定するよう)、按分率は、収納率の変動をうける実料金収入に乗じるのではなく、請求額に乗じることにしていただきたい。	市における水道料金の徴収率に係る実績等については、99.9%以上を維持しており、安定的に料金を徴収しています。詳細については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししており、それら収入実績を踏まえたうえで、利用料金按分率をご提案ください。 また、使用水量の減免を含む水需要の減少リスクは、原則市が負担するとしており、毎年度補正及び定期レビューにより、運営権者が事業実施に要する費用に見合った利用料金を適正に収受できるよう、利用料金按分率を補正することとしております。
469	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	「なお、当該一切の経費額は、配水管更新工事費～」とありますが、建設改良費として計上する費用には附帯事業に該当する費用(給水管接合替等)は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
470	30	第5	3	(1)			水道料金及び利用料金の考え方	質問	事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額には、附帯事業に該当する費用(給水管接合替等)は含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
471	30	第5	3	(1)		水道料金および利用料金の考え方	質問 「水道料金等の額は、水道の利用者の使用実態及び使用水量に変更がない限り、従前と同額になる。」とありますが、本件実施により値下げを企図するものではない、との意味と理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
472	30	第5	3	(1)		水道料金および利用料金の考え方	質問 配水管更新工事費について、(現在、市水道事業会計において、資本的支出の建設改良費として計上している費用)に基づき、とありますが、この「建設改良費として計上している費用」は、入札等の実績価格でなく、市で積算された予定価格で算出されているのでしょうか。 この「建設改良費として計上している費用」の合計額は、素案等で記載されている3,400億円に該当するのでしょうか。 この「建設改良費として計上している費用」には、具体的にどの費用が含まれているか内容についてご説明いただけないでしょうか。(街路樹撤去等の工事に関わる委託費は含まれないと考えて良いでしょうか。)	No.702の回答をご確認ください。 No.267の回答をご確認ください。 街路樹撤去等の工事にかかわる委託費も含まれます。その他「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」でもお示しております。	
473	30	第5	3	(1)		水道料金および利用料金の考え方	質問 「当該一切の経費額は、配水管更新工事費(現在、市水道事業会計において、資本的支出の建設改良費として計上している費用)に基づき事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額」と記載されていますが、  現在、「市水道事業会計において、資本的支出の建設改良費として計上している費用」が、市が積算した予定価格がもとになっているとすると、工事費は素案に示されている3,400億円相当となり、この金額を利用料金の減価償却分及び一部負担金として運営権者が受け取ると、会社運営に係る経費を削減したとしても、市としてVFM10.5%がでないことになると思います。 そこは全事業費に係る運営権対価を見合う額を設定して支払いを求め、VFM10.5%以上を目指されるという理解で良いでしょうか。  上記考え方であると、利用料金算出の基となる「一切の経費」について、運営権対価分の分割支払い分を計上することは認められないということになるかと思いますが、その考えで正しいでしょうか。	No.267の回答をご確認ください。 No.522の回答をご確認ください。 なお、運営権は、対価相当額を無形固定資産として運営権者の資産に計上することとなりますので、当該無形固定資産の減価償却費が「一切の経費」に計上されることとなります。	
474	30	第5	3	(1)		水道料金及び利用料金の考え方	質問 事業期間中に水道料金の減免措置が行われた場合、年間水道料金等調定額が少なくなり、これに応じて運営権者が収受する年間利用料金収入も少なくなるのでしょうか?	市の判断において料金減免を行う場合、ご質問のとおり、年間の料金収入額が減少することになりますが、そのしわ寄せが運営権者に及ぶことのないよう対応してまいります。具体的には、毎年度補正の考え方と同様、利用料金按分率を上昇させることで運営権者が収受する利用料金額が変動しないよう補正を行うなどの措置を想定しています。	
475	30	第5	3	(1)		水道料金及び利用料金の考え方	質問 (1)水道の利用者の使用実態及び水道使用量に変更がない限り、従前と同額とあるが、従前の水道料金等の額と算出根拠は、事前開示していただけるのか。	大阪市水道事業給水条例第26条をご参照ください。	
476	30	第5	3	(1)		水道料金及び利用料金の考え方	質問 「年間水道料金=運営権者と市の収入」ということを考えると、後で見直すことはあっても年間水道料金から市への収入を差し引いた額で事業を運営していかなければなりません。 事業計画を作成する上で、現状での年間水道料金収入を開示していただき、市が見込んでいる収入を提示していただきたい。 現時点での利用金按分率を提示してください。	水道料金等見込額に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
477	30	第5	3	(2)		市からの一部負担金	意見 概念図でも示したいいただいているものの、一部負担金や利用料金按分率の考え方が理解しにくい。事業費=配水管更新工事費+会社運営経費+報酬等=按分率による利用料金+一部負担金という解釈でよいのであれば、応募者は事業費(もしくは年度ごとに細分化した事業費)を示すだけでよいのではないのでしょうか。	PFI法第23条の趣旨に鑑み、応募者には、事業費を算出のうえ、当該事業費に基づく料金按分率を提案していただく予定としております。 ご質問のような疑義が生じないよう、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」において、簡易に計算可能なツールをお示ししておりますので、ご活用ください。	
478	30	第5	3	(2)		市からの一部負担金	意見 運営権者が当初計画で見込んだ配水管更新工事費を算定の基礎として一時負担額を算出するとありますが、工事に実際に費やした費用を元に一時負担額を算出していただくようお願いいたします。	本事業は、運営権事業であり、事業期間における工事内容に関しては、市の要求水準を満たす形で、応募者の創意に基づいて実施していただくものです。通常想定される事業期間中の経営環境・施工条件等の変動リスクは、原則、運営権者の負担となり、当該影響も織り込んだ上で事業提案いただくこととなります。 こういった基本的な考え方に基づき、一部負担金は、運営権者が当初計画で見込んだ配水管更新工事費を算定の基礎としております。	
479	30	第5	3	(2)		市からの一部負担金	質問 市が拠出する一部負担金は特定事業に該当する費用が対象であり、附帯事業(給水管接合管等)に該当する費用は別途支払われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
480	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	事業期間終了時の残存簿価の金額が市と運営権者で異なる場合は、どのように設定されるのでしょうか？	一部負担金は、事業期間終了以降、市の会計で計上する減価償却費の累計額及び残存簿価にかかる除却費の合計額と同額となります。
481	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	本来であれば事業期間終了後も減価償却費が毎年発生するものと考えますが、事業期間終了後の一部負担金について支払い方法をご教示願います。 (例：毎年支払いが継続、事業期間終了時に残存簿価相当を一括で支払い、など)	運営権者は、実施した工事費のうち、一部負担金相当を、工事完了等の年度ごとに市から収受することとなります。
482	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	一部負担金算出に用いられる減価償却の手法は定額法・定率法どちらでしょうか。	定額法になります。
483	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	地方公営企業法施行規則における法定耐用年数は、配水管40年・附属設備30年、一体として償却した場合38年とありますが、償却期間はどのように考えるべきでしょうか。	本市では配水管の耐用年数を継手等の附属設備も含めた一体のものとし、38年(定額法償却率0.027)で設定しております。
484	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	残存簿価にかかる除却費の算出方法についてご教示ください。	更新配水管の帳簿原価の5%になります。
485	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	路面復旧費は一部負担金の対象になりますでしょうか。	路面復旧費は配水管更新工事費に含まれますので、一部負担金の対象になります。
486	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	一部負担金の入金時期はいつを想定されていますか。(当該年度末でしょうか。翌事業年度でしょうか。)	市の一部負担金の支払いについては、工事が完成した年度ごとの支払いを原則とし、支払時期についての詳細は、募集要項等公表時にお示しする予定です。
487	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	16事業年度(最終事業年度)に実施した分の一部負担金の入金時期はいつを想定されていますか。	
488	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	支払条件は「年度毎」との事ですが、支払時期はいつでしょうか。	
489	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	年度毎に、金銭にて運営権者に支払う。支払時期、支払い条件をご教示ください。	
490	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	一部負担金の支払いについて、入金までのスケジュールをご教示ください。	
491	30	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	市からの一部負担金の支払いについて、年度毎に記載されていますが、出来高検査等の金額確定に係る具体的なプロセスを教示ください	No.486の回答をご確認ください。 また、工事完成検査に関しては「要求水準書(案)第5-3-(6)」をご参照ください。
492	31	第5	3	(2)			市からの一部負担金	質問	事業量実績(竣工した工事量等)に応じて確定させた年度毎とあるように、(毎年度、確定させれば)一部負担金は毎年度一回のペースで支払われると考えてよいでしょうか？	No.486の回答をご確認ください。
493	31	第5	3	(2)			市からの一部負担金	意見	市からの一部負担金の精算は、「事業量実績に応じて年度毎に確定させ」と記載されており、運営権者側からすれば、債権の回収に最大1年の期間を要することとなり、金利等を含めると負担が大きなものとなります。 可能であれば、精算時期をもう少し早く設定していただけないでしょうか？	
494	31	第5	3	(2)			市からの一部負担金	意見	「市は、一部負担金の額を、運営権者が実施した配水管更新工事にかかる事業量実績(竣工した工事量等)に応じて確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払う。」とありますが、竣工までに年度を跨いでしまう工事に関しては、年度毎に実施した工事量等に応じて支払っていただくことを、ご検討頂けますでしょうか。	一部負担金の支払いに関しては、原則、竣工ベースで予定しております。
495	31	第5	3	(3)			利用料金等の算定期間	質問	利用料金按分率算定の基となる水道料金等の見込額について、第2期算定期間以降は市と運営権者で協議する場を設けていただけないのでしょうか。	利用料金については、利用料金按分率を毎年市が算定する予算に合わせて自動補正することに加え、当該予算と実績値の乖離を直後の定期レビューで補正することにより、市が必要変動リスクを負担し、運営権者へのリスク転嫁は行わないことを想定しております。 水道料金等の見込額のものに関しては、市会の重要案件になりますので、市が責任を持って算定を行うこととしております。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
496	31	第5	3	(3)			利用料金等の算定期間	質問	なぜ利用料金按分を4年見直しに期間に定めたのかご教示ください。	料金算定期間ごとに運営権者の経営実態を適切に反映するよう、「水道法施行規則」及び「水道料金算定要領(日本水道協会)」を参考に利用料金按分率を、4年の算定期間毎に設定することといたしました。
497	31	第5	3	(3)			利用料金等の算定期間	質問	急激な環境変化には臨時協議ができることにはなっておりますが、基本的には「利用料金や利用料金按分率を4事業年度毎に算定する」とあります。様々なものが目まぐるしく変化する現在において、適正なものなのでしょうか？(運営権者側への負担が大きくないのでしょうか？)	
498	31	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	実施方針条例に示す上限の範囲内において算出することとありますが、上限は算定期間ごとに見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針条例に示す上限として、「運営権者による水道管路更新事業の実施が本市の財政支出の抑制に資することとなる」旨規定しており、この趣旨に従い各算定期間の按分率を提案いただきますことから、原則、算定期間ごとに見直されるものではありません。
499	31	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	配水管更新費には、設計費、仮設管対応費等が含まれているのでしょうか。	設計業務委託費及び仮設管に要する費用は配水管更新工事に含まれます。
500	31	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	利用料金按分率の評価方法について、もし工事単価及び工事の施工から竣工までのタイミングが同じかつ事業量のみ異なる事業者同士の場合、事業量を2,000kmより1,800kmとする事業者の方が、按分率を低く提案できると思われませんが、この場合、各々の提案はどのように優劣がつけられるのかご教示頂けますでしょうか。	本事業の主たる目的は、管路更新を促進し、KPI(「要求水準書(案) 定量的指標」を参照)の達成により、市民の安心安全を確保することであり、こうした観点から事業提案を総合的に判断することとなります。事業者選定の評価方法については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
501	31	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	市が実施方針条例に示す上限の範囲内において算出するとありますが、「実施方針条例」はいつ示されるのでしょうか	ご質問の条例は、「大阪市水道管路更新事業に係る実施方針に関する条例」として、本年3月の大阪府会において議決をいただき、令和2年3月27日に施行されております。第5条第3項をご参照ください。 大阪府公報第5961号(令和2年4月10日発行分) <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000499331.html">https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000499331.html</a>
502	31	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	利用料金の支払いについて、金額確定及び入金までの具体的なプロセス及びスケジュールをご教示ください。	金額確定に関しては、「実施方針」に示す手続きにより、運営権者から市に利用料金按分率を届出いただき、年間水道料金調定額に当該按分率を乗じて年間利用料金収入が算定されます。 入金(市からの送金)に関しては、No.457の回答をご確認ください。
503	31	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	一部負担金は「運営権者が支出した配水管更新工事費のうち、事業期間を超えて発生する減価償却費及び残存簿価にかかる除却費相当額」に限定され、その他一切の経費(資金調達に伴う支払金利を含む)は利用料金で回収する想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
504	31	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	運営権対価は発注者様から固定額を提示頂き、評価は事業者が提案する按分率のみとなる理解でよろしいでしょうか。他に定量的な評価指標があればご教示ください。	
505	31	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	按分率の評価において、時間価値は考慮されますでしょうか。	各応募者の提案内容の評価方式に関しては、募集要項等公表時にお示しいたします。
506	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案【利用料金按分率の提案手続き】	質問	「応募者は、の提案時に各算定期間における利用料金按分率を市に提案する。」とありますが、時期別の複数の按分率を各応募者が提案するならば、各期での按分率への評価方式は如何になるのでしょうか。	
507	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案【利用料金按分率の提案手続き】	質問	「配水管更新工事費を算出」とありますが、工事計画案が策定できないと試算できません。更新計画案は、どのタイミングで作成することになるのでしょうか？同計画作成に必要な資料の開示がないと、プロボの一部であるならば、収支予想も作成できません。	各応募者から提出を受ける事業提案書にて、更新計画をお示しいただくこととなります。各応募者のスムーズな事業スキーム構築に向けて、これまでの市の工事の実績等に係る資料を「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
508	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	意見	2の投下経営資源に関する分析等の資料は工事内容がわかるような情報を提供してください。	「関心表明書提出事業者向け開示資料(令和2年6月作成)」における投下経営資源分析に関する資料では、これまでの市の工事の実績等に係る資料をお示ししております。
509	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	配水管更新業務における投下経営資源に関する分析等資料は、要求水準に示される「市と同等以上の水準で実施」するための必要不可欠な人・工が全ての業務項目について示されると考えてよいのでしょうか？	投下経営資源分析に関しては、過去に市で実施した配水管更新業務に要した費用等の実績を、決算数値をベースとして抽出しお示しするものです。「市と同等以上の水準で実施」するために要する人・工に関しては、投下経営資源分析等、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」を参考に各応募者それぞれの創意によりご提案くださいますようお願いいたします。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
510	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	意見	公表される投下経営資源に関する分析資料に不足があった場合には、按分率改定4年後ではなく、その不足が判明した時点で按分率修正の協議に応じて頂く様にお願いします。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」として、投下経営資源に関する情報を過不足なくお出しいたしました。これらの情報は、あくまでも提案の参考資料としてお示しするものですので、当該開示資料に起因する按分率見直し協議を行うことは想定しておりません。今後とも、必要に応じて、追加の情報開示に努めてまいります。
511	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案【利用料金按分率の提案手続き】	意見	「募集要項等公表時に、市が行った配水管更新業務にかかる投下経営資源(費用、人員等)に関する分析等の資料を開示する。」とありますが、応募前に行う事業の検討において重要な資料と考えますので、6月以降の開示資料の提供の際にご教示をお願いします。	
512	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	ここでは年度ごとの更新計画作成、配水管更新工事費算出を求めています。工事費算出には市内全域の諸条件が記載された詳細データが必要です。事業提案時に応募者がデータ開示を要求した場合、それを提供していただくことは可能でしょうか。それが困難な場合、提案事業費と実際の事業費が大きく乖離する可能性があります。それは事業開始後に変更増額していただけるのでしょうか。	
513	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	2で市が行った分析等の資料を開示するとありますが、仮に貴市の分析に不足があった場合は、双方で協議して見直し、修正していただくことは可能でしょうか。	
514	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案手続き	質問	利用料金按分率算出の参考とするため、募集要項等公表時に資料を開示するとありますがもっと早くならないでしょうか。	
515	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案【利用料金按分率の提案手続き】	質問	2募集要項等公表時に・・・分析等の資料を開示するとなっておりますが、分析結果が不十分な場合は協議対象となるのでしょうか？	
516	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	運営権者による事業計画書の提出に際し、市は当該水道料金等の見込額を見直すことがありますが、この場合は提案時の利用料金按分率も見直しされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
517	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案【利用料金按分率の提案手続き】	意見	「水道料金等の見込額は、市が募集要項等公表時に示す」とありますが、応募前に行う事業の検討において非常に重要な資料と考えますので、6月以降の開示資料の提供の際にご教示をお願いします。	水道料金等見込額に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
518	32	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	「第4-1-(3)-ウに示す運営権者による事業計画書の提出に際し、市は当該水道料金等の見込額を見直すことがある」とありますが、運営権者が提案した按分率に影響するため、提出前に見直し額が示されるとの認識でよろしいでしょうか。	市から示す水道料金等の見込額に関しては、可能な限り最新の数値を用いることが望ましいことから、事業計画書の提出に際し、当該見込額を見直すことがありとしています。この場合、提案時の利用料金按分率も、見直し後の水道料金等見込額をもって修正することとなります。
519	33	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案<4年の算定期間毎の利用料金按分率算定式>	質問	「D:配水管更新工事費に基づき計上する減価償却費見込額」とありますが、この積算根拠となる「配水管更新工事の内容」が判らなると提案金額が作成できません。工事内容等の開示はいつのタイミングとなるのでしょうか。	本事業は運営権事業ですので、事業期間における工事内容に関しては、市の要求水準を満たす形で、応募者の創意に基づきご提案いただくこととなります。提案の参考となる過去実績等の情報に関しては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
520	33	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	質問	事業報酬見込額の考え方、算定方法についてご教示ください。	No.455の回答をご確認ください。
521	33	第5	3	(4)			利用料金按分率の提案	意見	Riの事業報酬見込額には、運営権者が負担する金利コストが含まれているという認識でよろしいでしょうか。その場合、本事業の資金調達は、管路の更新の進捗に従い長期間にわたり分割で行われるため、あらかじめ金利を固定化することが難しく、金利変動リスクが存在するので、事業者が事業計画書で見込んだ水準と上昇した金利の差額については、事業報酬や按分率等で見直すことをご検討いただけますでしょうか。もし事業報酬見込額に金利コストが含まれていないのであれば、金利コストを市が負担するような仕組みをご検討頂けますでしょうか。	事業報酬に関しては、ご理解のとおりです。No.455の回答をご確認ください。金利変動リスクに関しては、No.541の回答をご確認ください。
522	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	「運営権対価は、固定額とし」とありますが、金額については応募者の提案により、年度毎の支払いで金額を変動させないという意味でしょうか。それとも、運営権対価については市が決めた金額を支払う(全応札者同額)という意味でしょうか。	運営権対価額に関しては、市が提示する金額での固定額(全応札者同額)となります。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
523	33	第5	3	(5)			運営権対価	意見	運営権対価の支払いがあるのであればそれを考慮して事業費を検討しなければならないため、固定額を早めに(募集要項公表よりも前に)公表して欲しい。	運営権対価の金額や支払方法等に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
524	33	第5	3	(5)			運営権対価	意見	運営権者からの運営権対価の支払時期を含む支払条件について、資金調達に影響があるため早期にお示し下さい。	
525	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価は固定額とすると示されていますが、その対価の元としては、更新対象範囲1800kmではなく、運営権対象範囲5133kmで積算されると考えておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	
526	33	第5	3	(5)			運営権対価	意見	運営権対価の詳細については募集要項等公表時に示すとのことですが、運営権対価の額によっては多額の資金調達が必要となります。事前準備を開始するためにも運営権対価の算出根拠の早期公表を希望します。	
527	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価を算定する考え方についてご教示ください。運営権対価は固定額とありますが、これは貴市が配水管5200kmを事業期間16年間で減価償却する費用に相当するということでしょうか。	
528	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	詳細については、募集要項公表時に示すとなっておりますが早くならないでしょうか。	
529	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価は、検討の根幹に関わる部分であるので、算定根拠を含めて早期に示していただけないでしょうか。	
530	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価とは、運営権者が本事業を行うことで得られる利益であり、運営権の対価として運営権者が市へ支払う対価と理解しておりますが、これが「固定額」ということは、どのように理解すればよろしいのでしょうか？	
531	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価の支払いは、一括という理解でよろしいでしょうか。	
532	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	運営権対価は事業期間中に支払う分割金のみが想定されており、事業開始時に支払う一括金は想定されていないという理解でよろしいでしょうか。	
533	33	第5	3	(5)			運営権対価	質問	市が想定されているVFM 10.5%に運営権対価分も含まれているのでしょうか。	市のVFM算定に関して、運営権対価は算定に含まれておりません。なお、運営権対価は市から提示する固定額としており、募集要項等公表時にお示しいたします。
534	33	第5	3	(6)			利用料金按分率の規定	意見	運営権者が事業計画に基づき提案した利用料金按分率が上限であれば、単年度の事業計画がフレキシブルに策定できない(道路管理者や他部署との調整)ため、単年度ではなく、算定期間を通して上限を超過しないとのルールとしていただきたい。	通常、予算反映による毎年度補正や臨時協議を除き、4年の算定期間中、按分率の変更はないと考えております。その中で、運営権者には、事業計画の変更を柔軟に行ってもらった想定であり、変更による実績は定期レビューにおいて次期の按分率に反映されることとなります。
535	33	第5	3	(6)			利用料金按分率の規定	質問	「市と運営権者は、・・・当該見直し後の見込額に基づき算定された利用料金按分率)を上限として実施契約に定め、運営権者は、実施契約の上限範囲内で利用料金按分率を市に届出。」とありますが、もし需要変動や定期レビューなどによる補正後の按分率が、実施契約書の上限を超過した際には、市及び運営権者にはどのような手続きが発生するかご教示頂けますでしょうか。	具体的な按分率規定手続に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
536	34	第5	3	(7)	イ		定期レビュー	質問	予算額と調定額の直近5年分の実績値をご教示頂けますでしょうか。	市ホームページにおいて過去の予算及び決算のデータを公表しておりますので、ご参照ください。 ht tps://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3516-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html
537	35	第5	3	(7)	イ		定期レビュー	質問	「当該経費の増加リスクは、原則として、運営権者が負担するものとし、補正の対象外」とあるが、ここで言う当該経費の内容を具体的に教示願います。	事業遂行に関して要する当初計画で見込んでいただいた一切の経費になります。具体的には、配水管更新工事費、計画業務等その他会社運営に係る経費、事業報酬見込額を指します。
538	35	第5	3	(7)	イ		定期レビュー	意見	当該経費の増加リスクは補正の対象外とされていますが、運営権者が安定的に事業を実施するためにも以下の項目については補正の対象としていただけないでしょうか。 ・市の承諾を受けた更新投資時期・更新投資総量の変更による金融コスト(金利、各種フィー等)の増加	本事業は運営権事業ですので、事業期間中の経営環境等の変動によるリスクに関しては、原則、運営権者の負担となります。ただし、更新投資時期や更新投資総量の変更が市の要請に基づき行うものであって、そのことに起因し、運営権者に追加の費用が発生する場合には、当該費用は市の負担となります。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
539	35	第5	3	(7)	イ	定期レビュー	質問	市は、4-(2)-ウに示す外部有識者機関に客観性や専門性の観点から意見を求めるとありますが、各種指標による客観的かつ明確な評価を踏まえて、外部有識者機関にて判断していただく仕組みを構築していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	外部有識者機関に関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
540	35	第5	3	(7)	イ	定期レビュー	質問	補正後の利用料金按分率の規定手続は、(6)と同様とし、市は、市会に対して内容の報告を行うとありますが、報告であり、市会の意見を踏まえて再度見直しされることはないとの理解でよろしいでしょうか。	定期レビュー及び臨時協議における利用料金按分率の見直しに際しては、総事業費の変動を伴うことも想定されるため、市会の意見を踏まえた見直しの可能性もあると考えます。	
541	35	第5	3	(7)	イ	定期レビュー	意見	当該経費の増加リスクは原則運営権者が負担するとし、補正の対象外とあるが、上記第5章1-(5)事業費の変動の事業遂行に著しい支障がある場合は事業費の変動を一部市が負担するるので当該経費の増加リスクは原則運営権者が負担することにはならないと思います。	本事業は運営権事業ですので、通常想定される事業期間中の経営環境等の変動によるリスクは、原則、運営権者の負担となりますので、当該影響も織り込んだうえでご提案ください。ただし、経費増加リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、定期レビューまたは臨時協議の結果、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるとしております。	
542	35	第5	3	(7)	イ	定期レビュー	質問	補正係数KとLの前提条件や算出式を、ご開示頂けますでしょうか。	収益補正係数(K)及び進捗補正係数(L)の計算例に関しては、別紙にてお示しいたします。	
543	35	第5	3	(7)	イ	定期レビュー	意見	「経費の増加リスクは、原則として、運営権者が負担するものとし、補正の対象外」との記載があります。料金徴収費用も経費の一部を構成しますが、料金徴収費用は事業期間中は変更されないと考えてよろしいでしょうか。	利用料金徴収委託に関する取扱いに関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
544	35	第5	3	(7)	イ	定期レビュー	意見	「利用料金は、(1)のとおり、本運営事業の実施に関して、当初計画で見込んだ一切の経費額を算定の基礎とすることから、当該経費の増加リスクは、原則として、運営権者が負担するものとし、補正の対象外とする。」とありますが、経費額は、配水管更新工事費に基づき計上する減価償却費、計画業務棟その他会社運営に係る経費見込額、事業報酬見込額にて構成されており、これらに呼応する指標がある一定割合以上増加した際には、定期レビューもしくは臨時協議により増加分を市が負担することを、ご検討頂けますでしょうか。		
545	35	第5	3	(7)	ウ	臨時協議	意見	「将来的な事業継続が危ぶまれるような急激な事業環境の変動が生じた場合は、定期レビューの実施を待たず、速やかに利用料金等見直しに関する協議を行う。」とありますが、本事業の事業費の内、物価の変動を受ける費用項目及びその費用項目に係る指標を定め、その指標の物価水準が、直近の補正された定期レビュー時もしくは臨時協議時に適用する物価水準(ただし、初回の計算期間については、優先交渉権者選定時に適用する物価水準)と比較して一定割合を超えて変動した場合には、臨時協議を行うと明記頂くことをご検討頂けますでしょうか。	No.426の回答をご確認ください。	
546	35	第5	3	(7)	ウ	臨時協議	質問	運営権者からも、臨時協議の場を設けることを、市に要望できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
547	36	第5	3	(7)	エ	水道料金等の改定	質問	「水道料金等を改定する必要があると市が判断する場合には、従来どおり、給水条例の改正(市会の議決)手続を行う。」とありますが、このときの「按分率」の修正は如何にして行うのでしょうか。運営権者との間でのプロセスをご教示下さい。	市が料金改定を行う場合、定期レビューまたは臨時協議において、運営権者と利用料金按分率の上限改定について協議を行うこととなります。考え方等については、募集要項等公表時にお示しする予定です。	
548	36	第5	3	(7)	エ	水道料金等の改定	質問	水道料金等を改定する必要がある場合の基準をご教示頂けますでしょうか。	一般的には、需要や費用の増減により、料金算定期間における収支が不均衡となり、以降も定期的に続く見込まれる場合には、料金改定を検討することとなります。本市の最近の料金改定としては、高度処理の導入(平成9年)、少量使用者の増加を踏まえた基本水量の見直し(平成27年)などの例があります。	
549	36	第5	3	(7)	エ	水道料金等の改定	質問	「(前略)水道料金等を改定する必要があると市が判断する場合には、(後略)」とあります。水道料金を値下げする場合、運営権者の事情を一切考慮せず、貴市の判断のみで手続を行うのでしょうか。	水道料金の改定は市会の重要案件になりますので、市が責任をもって手続を行います。ただし、本事業実施に伴う水道料金値下げのシナリオは想定しておりません。なお、管路更新につきましては、市民の安心安全を確保するために促進してまいりますので、水需要の減少リスクが本事業に及ばないよう、市が当該リスクを負担することを想定した利用料金按分率の考え方を実施方針にお示ししています。	
550	36	第5	3	(7)	エ	水道料金の改定	意見	「水道料金等を改定する必要があると市が判断する場合には」とありますが、運営権者は水道利用料債権の一部を持っている債権者であること、水道料金改定(値上げの場合)住民反対運動等を巻き起こすリスクに繋がりが事業推進に支障があること、から必ず運営権者と事前協議を経て頂けますようお願いいたします。		
551	36	第5	3	(8)		利用料金の徴収	質問	水道利用料金の収入状況や未収状況の過去実績値をお示し下さい。	No.467の回答をご確認ください。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
552	36	第5	3	(8)			利用料金の徴収	質問	利用料金の徴収は市が行い、かかる費用は運営権者が負担する旨の記載がありますが、徴収した利用料金を市から運営権者に送金する際の費用(手数料)はどちらの負担となるのでしょうか。	利用料金徴収に係る考え方・経費等に関する詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
553	36	第5	3	(8)			利用料金の徴収	意見	貴市が水道料金の徴収を代行する以上、最終的な利用料金債権の回収業務も含めて代行していただくようお願いいたします。(配信動画では「利用料金の徴収は、運営権者からの委託を受け市が代行」となっています)	
554	36	第5	3	(8)			利用料金の徴収	質問	利用料金の徴収については説明ビデオでは運営権者から委託代行で市が徴収の理解ですが、市が直接できない理由があるのでしょうか、ご教示願います。	No.459の回答をご確認ください。
555	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	意見	利用料金徴収にかかる費用は、運営権者が負担することとあるが、業務分掌上合理的でないと考えておりますが、如何でしょうか。	
556	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	意見	利用料金徴収にかかる費用は按分率で負担すべきではないでしょうか？	運営権者は、本来、管路更新事業に係る利用料金相当額の債権を有しており、その徴収を市が代行して行う形となっているため、市と運営権者の双方が、收受代行の業務委託契約に基づきアロケーション相当で応分に負担するものであり、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
557	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	意見	水量料金等には、配水に関連する業務費以外が含まれること、下水道利用料と合わせて徴収することを考えると、運営権者が徴収費用を全て負担することではないのではと考えます。	
558	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	運営権者が負担する、利用料金徴収にかかる費用とはどんな費用でしょうか？	利用料金にかかる測定(水道メーター検針等)、納付書発行・送付、口座振替処理、滞納整理業務等に係る費用が主なものとなります。なお、收受代行業務に係る契約内容については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
559	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	利用料金徴収にかかる費用はSPC負担との事ですが、その費用は市より提示されるとの理解でよろしいでしょうか。提示されない場合は算出方法、これまでの市の負担費用の実績をお示し下さい。	利用料金收受代行業務に係る委託契約の詳細(契約金額を含む。)については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
560	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	利用料金徴収にかかる費用はSPC負担との事ですが、市への支払方法・時期をお示し下さい。	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
561	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	利用料金未収分のSPCへの具体的影響の考え方をお示し下さい。例えば、利用者との契約ベースでは本来100収入があるべきところ98しか収入しなかった場合に、98に対して按分率を掛けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、市の水道料金徴収率に係る実績等については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししており、それら収入実績を踏まえたうえで、利用料金按分率をご提案ください。
562	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	利用料金徴収にかかる費用は運営権者が負担することとありますが、募集要項等の公表時には契約の詳細を示していただけなのでしょうか。	利用料金徴収に係る費用を含む、契約等の詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
563	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	運営権者が負担する利用料金徴収にかかる費用は事業量を踏まえて貴局と運営権者で案分するという理解で宜しいでしょうか。	
564	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	意見	貴市が代行する利用料金の徴収業務にかかる費用を提示していただけますようお願いいたします。	
565	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	「なお、利用料金徴収にかかる費用は、運営権者が負担すること」とあるが、概算費用等教えて下さい。 また、徴収費用のコストダウン等効率化に関する意見を提案等出来るのですか。	
566	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	利用料金徴収にかかる費用は、運営権者が負担することとあるが、これは市が水道料金徴収にかかった総費用に按分比率を乗じた額を運営権者に請求するという趣旨との了解で正しいでしょうか。	
567	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	意見	「利用料金の徴収にかかる費用」については、市が実施する内容および概算費用について具体的に提示されることを希望します。	
568	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	今回コロナウイルス対策として、大阪市は水道と下水道の基本料金を免除しておられますが、今後、同様の措置を講じる事象が発生した場合、免除額相当分は市が負担されると考えてよいでしょうか。	市の政策判断による水道料金等の減免については、運営権者の事業費確保に影響がないよう取り扱うことを想定していますが、リスク等の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
569	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	市は、「水道料金等(水道料金および利用料金)を水道使用者から一括で徴収する。なお、利用料金徴収に掛かる費用は運営権者が負担すること」とありますが、利用料金徴収費用の算出方法とおおよその金額(比率)を教えてください。	利用料金徴収に係る契約等の詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
570	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	料金徴収は市が直営で実施するのでしょうか。それとも再委託されるのでしょうか。	料金徴収業務については、今後も民間への業務委託等を活用しながら実施してまいりますので、利用料金按分率に相当する料金は、市が運営権者を代行して徴収することになります。
571	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	質問	「市は、実施契約とは別に運営権者と締結する契約に基づき、水道料金等を水道の使用者から一括で徴収する。なお、利用料金徴収にかかる費用は、運営権者が負担することとする。」とありますが、徴収するのは貴市と運営権者どちらですか。また、貴市が実施する場合は貴市が要する費用を運営権者が支払うということでしょうか。	利用料金の収受代行業務に係る委託契約に基づき、市が運営権者を代行して、利用料金を徴収します。契約金額については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。徴収費用については、市と運営権者の双方が、収受代行の業務委託契約に基づき応分に負担するものであり、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
572	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	意見	貴市による料金徴収率（または未収率）の現状を詳しく開示ください。	No.467の回答をご確認ください。
573	36	第5	3	(8)	ア		利用料金の徴収	意見	利用料金徴収は実際市が代行すると考えますが、徴収に掛かる費用について実績を開示をお願いします。	
574	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	過去の滞納率、回収期間の直近5年分の実績値をご教示頂けますでしょうか。	
575	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	市の催促等によってもなお未収となっている水道料金は、年度の水道料金収入において、どの程度の額が発生しているかご教示をお願い致します。	
576	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	(8)最終的な利用料金債権の回収は運営権者により行うとあるが、現状市の利用料金未収率は開示していただけるのか。また、取立方法では市の基準を定めているのか。	
577	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	最終的な利用料金債権の回収は、運営権者により行うとのことですが、現状の未納付者の率はどれくらいでしょうか？また大阪市は下水道使用料を水道料金と一括で徴収していますが、万一未回収債権が生じた場合、運営権者は未回収の下水道使用料に対する責任も負うのでしょうか。	No.459の回答をご確認ください。 なお、運営権者が下水道使用料の未収に関する責任を負うことはありません。
578	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	未納の催促、未納に対する措置（給水停止等）は貴市が行うとのことですが、最終的な債券回収リスクが運営権者となっています。運営権者が負う回収リスクは、運営権者が受領予定の按分後の金額だけということでしょうか。	ご理解のとおりです。
579	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	未納時の取り立ては運営権者が実施するものとありますが、通常の利用料金を貴市が徴収する場合は、債権の回収のみ運営権者が実施するというのでしょうか。	No.459の回答をご確認ください。
580	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	水道料金は、本事業以外の運営にも係る、水道事業の運営全般に必要なものであることから、未収リスクは市が負うべきもので、運営事業者が担うことは適当でないと考えます。リスク分担の見直しを要望します。	
581	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	「市の催促等によってもなお利用料金が未収となった場合、最終的な利用料金債権の回収は、運営権者により行うこととする。」とありますが、水道事業者は市に委託することかつ不払いの利用者に対して水道料金を停止する権限は市にあり、運営権者の訴求力は弱いと、市の負担とすることを検討頂けますでしょうか。	
582	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	「市の催促等によっても…運営権者により行うこととする」とありますが、料金の徴収業務は最後まで市で行うべきと考えますが、いかがでしょうか？	
583	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	料金徴収業務についての債権回収は、大阪市側と考えます。運営権者が対策できないことを負担する説明を頂きたい。債権は、民法上の時効もあるのでどのような解釈でしょうか。	
584	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	「～未納者への債権の回収は運営権者により行うこと」とあるが、本件については、本事業の目的趣旨とは違い運営権者に課する事項ではないと考えます。	
585	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	最終的な利用料金債権の回収は、運営権者により行うとありますが、利用料金の徴収は市が行うのであれば、回収責任は市にあるものとして当該事項を見直していただきたい。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
586	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	水道料金等の徴収は市が行うため、市の督促等によっても未収となった場合でも、最終的な回収は市が行い、利用料金は未収に関係なく市が運営権者に支払うべきと考えます。	No.459の回答をご確認ください。
587	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	利用料金債権の回収は、水道料金等を徴収する市が実施すべきで、運営権者のリスクではないと考えます。	
588	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	最終的な利用料金債権の回収は、運営権者により行うとあるが、業務分掌上合理的ではないと考えておりますが、如何でしょうか。	
589	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	水道料金等には、配水に関連する業務費以外が含まれること、下水道利用料と合わせて徴収することを考えると、運営権者が最終的な利用料金債権を回収することではないのではと考えます。	No.459の回答をご確認ください。 なお、下水道使用料の未収に関する責任を運営権者が負うことはありません。
590	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	利用料金徴収にかかる費用を運営権者が負担しており、利用料金が未収となった場合は運営権者により回収を行うとありますが、それにかかる費用負担は市側に請求することは可能でしょうか。	No.459の回答をご確認ください。 最終的な料金回収に係る費用に関し、水道料金債権については市が、利用料金債権については運営権者が、それぞれ負担することとなります。
591	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	利用料の回収、督促は市が行うが、最終的には運営権者により行うことと定められております。利用者（利用料を支払う方）側のことを考えると仕方ないのかもしれませんが、運営権者側のリスクが大きくなります。事業費を算定する（リスク負担）にあたっては、現在の利用料回収状況を開示してください。	No.459、467及び468の回答をご確認ください。
592	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	市の督促等によってもなお利用料金が未納となって、最終的に利用料金債権の回収が運営権者に移行する基準は何になるでしょうか。	市では、未納者に対し、電話や現地訪問等による督促を度々実施し、それでも支払いに応じない方に対しては、給水停止執行等を実施しています。それら厳格な対応により、市は水道料金の徴収率を99.9%以上に維持しています。最終的に未納となるケースについては、主に無届退去や破産等が挙げられ、相当期間の催促後も回収できる見込みがないと判断した案件を運営権者へ移管することとなります。
593	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	最終的な利用料金債権の回収は、運営権者により行うとなっておりますが、未納者に対しての強制執行等の措置が可能でしょうか。	利用料金の債権者は運営権者であるため、運営権者が最終的な手段として法的措置を採ることは可能です。
594	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	「市は、（中略）未納者への督促等を行う。市の督促等によってもなお利用料金が未収となった場合、最終的な利用料金債権の回収は、運営権者により行うこととする。」とありますが、当該債権の回収において生じる費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	利用料金債権の回収に係る費用は、運営権者の負担となります。
595	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	運営権者には給水停止の権限は無いと理解しますが、裁判所に支払督促の申し立てを行ったうえで財産・給料等の差し押さえ等の強制執行を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
596	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	意見	市の督促等によってもなお利用料金が未収となった場合の最終的な利用料金債権の回収についてのリスク分担ですが、利用料金部分のみで使用料部分は貴局の負担という理解で宜しいでしょうか。	運営権者は、利用料金債権の回収にかかるリスクを負担し、市は、水道料金債権の回収にかかるリスクを負担します。
597	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	利用料金については市が実施契約とは別に運営権者と締結する契約に基づき、水道料金等を水道の使用者から一括で徴収するとあり、市が未納者へ督促等を行っても未収となった場合、最終的な利用料金債権の回収は、運営権者により行うこととなっておりますが、この場合、上記委託契約の減額等に応じてもらえるのでしょうか。	市は、利用料金の収受代行業務に係る委託契約に基づき、未収債権に対して市の規定（「大阪市水道局未納整理事務要綱」等）に則って督促を実施し、回収に努めます。それでもなお利用料金の未収が発生した際、当該業務委託の契約金額の減額等に市が応じることは想定しておりません。なお、市の水道料金徴収率に係る実績や料金徴収のフローについては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
598	36	第5	3	(8)	イ		利用料金にかかる未納の取扱い	質問	「最終的な」とありますが、「最終的」とは如何なる状況を指し、誰の判断によるのでしょうか。	「最終的」とは、市から運営権者に対し、利用料金収受の代行業務を移管した時を想定しています。なお、利用料金収受代行業務に係る委託契約の契約書については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、市の水道料金徴収率に係る実績や料金徴収のフローについては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
599	36	第5	3	(8)	イ	利用料金にかかる未納の取扱い	質問	最終的な利用料金債権の回収は運営権者が行うとされています。水道料金未納の現況及び未納者情報等はどの時点で提供されますか。	市の水道料金徴収率に係る実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。なお、市の水道料金徴収率は、99.9%以上を維持しています。また、利用料金の未納状況等については、事業開始後、運営権者に対し適宜情報共有する予定です。	
600	36	第5	3	(8)	イ	利用料金にかかる未納の取扱い	質問	水道料金について水道使用者と紛争が生じたことにより未納となった場合、リスクは全て市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	利用料金徴収に係る、お客さま(水道の使用者)への対応について、まず、収納業務の委託を受けた市が責任をもって担うこととなりますが、それら市の対応によってもなお未収となった利用料金については、債権者である運営権者が最終的に対応することとなります。	
601	36	第5	3	(8)	イ	利用料金にかかる未納の取扱い	意見	催促までは市が実施するとのことですが、催促の具体的方法について、運営権者が最終的な利用料金債権の回収を行う上で参考になりたいため、お示し下さい。	現在、水道料金の未納整理業務においては、電話又は現地訪問等による督促を実施しており、なお未収の場合は、未納者に対し給水契約の不履行を理由に給水停止の執行等を実施しています。また、長期・大口未納者の増加を抑制し、未収金の早期回収を図ることを目的に、未収金回収特別チームを設置し、支払督促等の法的手段も考慮に入れる等、これら種々の厳格な対応を実施してきたことにより、水道料金について高い徴収率(99.9%)を維持しており、可能な限り未収金額を減らす取組みを引き続き実質的に継続してまいります。最終的に未納となるケースについては、主に無届退去や破産等が挙げられ、相当期間の催促後も回収できる見込みがないと判断した案件のみを運営権者へ移管することとなりますので、実質的には運営権者が回収行為を行うのではなく、当該分に相当する未収リスクを負担いただく形になるものと考えます。なお、料金徴収のフローについては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。	
602	36	第5	3	(8)	ウ	利用料金の債権への充当	質問	”運営権者に対する一切の債権を差し引くことができる。”とありますが、運営権者の事由による事象ではありませんので、債権分については、市側の負担と考えますが、如何でしょうか。	運営権者が市に対して支払うべき運営権対価、違約金その他の債務が万一履行されない場合に、市が預かっている運営権者の利用料金債権から当該金額を差し引いてお渡しいたことがあとの趣旨です。	
603	36	第5	3	(8)	ウ	利用料金の債権への充当	意見	「一切の債権を差し引くことができる」との記載がありますが、官民連携においては信義則があつてのことと存じます。一方的に期限の利益等の契約内容、信頼関係を鑑みず、債権を有することのみで差し引く条項はあまりにも不条理であると思料致します。削除いただきたい。		
604	37	第5	4	(2)		運営権者によるセルフモニタリング	意見	セルフモニタリング計画策定にあたり、市の示す「モニタリング計画(案)」を募集要項等公表時より早く開示をお願いします。水道、土木のモニタリングのできる人材にかかわる内容なので事業参加の可否にかかわります。お願いします。	モニタリング計画(案)については、募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、実施方針第5-4-(3)において、モニタリングの計画(案)の概要・骨子等を記載していますので、ご参考ください。	
605	37	第5	4	(2)	ア	運営権者によるセルフモニタリング	質問	「記録を作成、保存する」との記載がありますが、保存時間は事業終了日までと考えてよろしいでしょうか。	事業終了時に、本市又は本市が指定するものに引継ぎまでの間、作成した記録等を適正に保存してください。	
606	37	第5	4	(2)	イ	市によるモニタリング	質問	「業務における計画、設計施工の各段階において…市が承認した場合に運営権者は次の工程に進む」ことができるとされています。市の承認についての「期限」は運営権者が要求できると考えてよろしいでしょうか。仮に承認の「期限」が設けられない場合、運営権者の業務進捗管理に支障となることが考えられます。	全体、中期、半年度の事業計画を達成することができるように、運営権者自身のマネジメントにより、業務の進捗管理を行っていただくこととなりますが、今後、本市の一定の事務処理の標準期間等をお示しする等、運営権者が適正かつ円滑に業務を行うことができるよう努めてまいります。	
607	37	第5	4	(2)	イ	市によるモニタリング	意見	当該事業の目的である「民間事業者のノウハウとマンパワーを最大限に取り込み…」の実現に向けて、市によるモニタリングは必要最小限の範囲で行うべきではないでしょうか。実施方針(案)で示されている内容は、既存制度を明文化した、極めて煩雑かつ複雑な内容であり、当該事業の目的と相反するものと考えます。	運営権事業は、これを担う運営権者が、一定の自由度と裁量のもとで、市の求める要求水準を達成しつつ実施するものです。また、「水道施設運営権の設定に係るガイドライン」において、運営権者が実施する業務の履行状況を網羅的に確認できる測定指標を含む確認事項が含まれていること等、モニタリングを実施することが定められており、市のモニタリングは本ガイドラインに基づいて、業務品質及び事業量等が実施契約書及び「要求水準書」の内容と適合しているかを確認するために行うものです。「実施方針」では、こうしたモニタリングの趣旨をできるかぎり分かりやすく記述したのですが、これに対して、ご質問のような重大なご懸念をお持ちでありましたら、その旨、ご提案の中で、モニタリングに対するお考えをお示しいただければと存じます。いずれにしましても、市としては、運営権者が適正かつ円滑に業務を行うことができるよう、適切なモニタリングを実施していくことを申し添えます。	
608	37	第5	4	(2)	イ	市によるモニタリング	質問	「市が定めた重要管理点」とありますが、具体的には如何なるもので、いつ開示されるのでしょうか。	「要求水準書(案)第5-4 参照文書」及び「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」でお示ししています。なお、「要求水準書(案)」の参照文書については、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者に提供する予定です。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
609	37	第5	4	(2)	イ		市によるモニタリング	意見	運営権者セルフモニタリング設定時に、市のモニタリング計画を反映することは可能でしょうか。	セルフモニタリング計画については、要求水準書及び市が今後お示しするモニタリング計画(案)を踏まえて作成してください。
610	37	第5	4	(2)	イ		市によるモニタリング	質問	各工事現場に関して、全ての業務項目について市の承認作業が入るのでしょうか？	市のモニタリングにおいて、「確認」または「承認」を行います。「承認」に該当するものは、市が承認した場合に、運営権者は次の工程に進むことができますが、全ての業務項目について、市の承認を行うわけではありません。市の承認については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
611	37	第5	4	(2)	イ		市によるモニタリング	質問	市が承認した場合に、運営権者は次の工程に進むことができるとあるが、工程短縮等の観点から、市が要求する確認、検証は従来のそれと比較して簡略化する予定でしょうか。	本事業の業務品質等を確保するため、運営権者は自身のマネジメント、セルフモニタリングにより、市と同等以上の確認、検証をしていただくこととなりますので、その手法については、民間事業者のノウハウやICTの活用等により、業務の効率化、簡素化を図ったご提案をしていただきたいと思います。
612	38	第5	4	(2)	ウ		外部有識者機関によるモニタリング	意見	外部有識者機関とありますが、どのような構成で考えられているのでしょうか。実務経験等を有する、同規模水道事業者、日本水道協会、上下水道コンサルタント協会等、幅広い知識を有した方々で構成した機関として頂けますでしょうか。	外部有識者機関については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
613	38	第5	4	(2)	ウ		外部有識者機関によるモニタリング	質問	外部有識者機関の実施調査等の費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
614	38	第5	4	(2)	エ		国の立入検査等	質問	本事業は国の立入検査において重点検査項目に設定される可能性が高いと考えられますが、事業期間中に何回程度対応が見込まれるでしょうか(5年に1回程度?)。	厚生労働省の立入検査は、不定期に実施されることから、事業期間中に実施される回数につきましては、国の判断によるものになります。
615	38	第5	4	(2)	エ		国の立入検査等	質問	「水道法第39条の規定により、運営権者に対して」とありますが、運営権者が国に対して被監査人となるのでしょうか。	水道法第24条の8により、水道施設運営権者は、運営権事業に関して、同法第39条に基づく厚生労働大臣による報告徴収、立入検査の対象となります。
616	38	第5	4	(3)	ア		業務モニタリング	質問	市はモニタリング体制を確立し、業務モニタリングそのものの業務量を適時、確実に実施されるものと考えます。万一、運営権者の業務進捗に重大な支障となることが予想される場合でも、業務モニタリングが優先して実施されると考えてよろしいでしょうか。そのような場合、結果として運営権者の事業遅延のリスクは市の負担と考えてよろしいでしょうか。	運営権事業は、これを担う運営権者が、一定の自由度と裁量のもとで、市の求める要求水準を達成しつつ実施するものであり、市のモニタリングは、業務品質及び事業量等が実施契約書及び要求水準書の内容と適合しているかを確認するために行うものです。万一、市のモニタリングが、運営権者側に重大な原因がある場合を除き、運営権事業の円滑な進捗に影響を及ぼすものになれば、その本来的趣旨を逸脱するものとなるため、市においては、運営権者が適正かつ円滑に業務を行うことができるよう、ご懸念のようなことが無いようにモニタリングを実施する想定をしております。
617	39	第5	4	(3)	ア	(イ)	設計モニタリング	質問	高水準の管材料及び工法とは具体的にどのようなものでしょうか？	高水準の管材料とは、高い耐震性能、長寿命、水質に悪影響を及ぼさない、既設管との互換性、安定した市場への流通、維持管理性、軟弱地盤にも追従可能な管接合形式等を有しているものです。高水準の工法とは、安全かつ確実な施工、交通渋滞の回避、騒音・振動等の公害防止、断水時間や影響戸数の抑制等を総合的に勘案した合理的な工法のことです。なお、ご質問のいずれの項目も、運営権者のもつ民間ならではの技術を期待する分野であり、そうしたご提案をいただければと存じます。
618	39	第5	4	(3)	ア	(ウ)	施工モニタリング	質問	市が実施している施工監理体制とは、具体的にどのようなものでしょうか？	施工監理体制については、No.34の回答をご確認ください。
619	39	第5	4	(3)	ア	(ウ)	施工モニタリング	質問	現状の遠隔監視はどのような手法を実施しているのでしょうか？	遠隔監視の手法については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
620	39	第5	4	(3)	イ		財務モニタリング	質問	財務等の透明性確保のため、運営権者が市会等に招聘されるケースは想定されますでしょうか？	市会に対しては市が責任を負うべきものであるため、運営権者が招聘されることは想定していません。
621	39	第5	4	(3)	イ		財務モニタリング	質問	財務モニタリングについて、募集要項等で経営指標についての具体的数値目標が定められ、その達成度合によって改善措置等が設けられるのでしょうか。	経営指標に関しては、経年比較や同業比較による運営権者の経営状況の把握を目的としており、経年比較の結果、変動が見られる指標に関しては説明を求め、必要に応じて、改善措置を求めることとなります。
622	39	第5	4	(3)	イ		財務モニタリング	質問	計算書類等の監査は公認会計士に限定しないと考えるのでしょうか。	会計監査人による会社法に基づく会計監査を前提としていますので、計算書類等の監査については、公認会計士が行わない場合は、監査法人において行ってください。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
623	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	意見	本事業は現状、市が行っている工事の倍以上の成果を求められる非常に難易度の高い事業と考えます。地中の状況や地元調整等で当初の計画通りといかない場合も考えられますので、事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、違約金を求めることがあるというのは、運営権者にかかなりの負担となりますので再考をお願いします。	今回、PFI管路更新事業の立ち上げを判断した趣旨は、全国的に見て老朽管率が高いという本市の特段の状況に鑑み、信頼性の高い運営権者を選定し、配水管の更新ペースを倍速化することです。実施契約の適切な履行に基づきつつ、市とパートナーである運営権者との連携関係によって、事業を推進してまいりたいと考えております。そのため、違約金の請求は、市が運営権者に対して業務改善等の指示や催告を再三、行ったにもかかわらず、正当な理由がなく業務改善がなされず、さらに改善が見込めない場合に行うものであると考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。
624	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	意見	本事業は現状、市が行っている工事の倍以上の成果を求められる非常に難易度の高い事業と考えます。地中の状況や地元調整等で当初の計画通りといかない場合も考えられますので、改善が見込めないとし判断した場合には、市は、運営権者事由による実施契約の解除を行うというのは片務的だと考えますので、再考をお願いします。	今回、PFI管路更新事業の立ち上げを判断した趣旨は、全国的に見て老朽管率が高いという本市の特段の状況に鑑み、信頼性の高い運営権者を選定し、配水管の更新ペースを倍速化することです。実施契約の適切な履行に基づきつつ、市とパートナーである運営権者との連携関係によって、事業を推進してまいりたいと考えております。そのため、実施契約の解除は、市が運営権者に対して業務改善等の指示や催告を再三、行ったにもかかわらず、正当な理由がなく業務改善がなされず、さらに改善が見込めない場合に行うものであると考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。
625	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	「事業計画の目標が達成されない、～場合、市は運営権者に対し、業務改善等の指示を行う」とあるが、更新工事が地元の要望や他工事との調整等の運営権者の責によらない場合は、業務改善指示の対象とならないと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。	業務改善指示等の運用に際しては、ご指摘のような個別の事情を考慮することもあります。また、地元要望や他工事等の調整等に要する期間を見込んで、事業の進捗管理を行うことは、運営権者のマネジメントが基本になります。
626	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	事業計画や要求水準とのかい離の程度とは、具体的にどの程度でしょうか？	事業計画等や「要求水準書」とのかい離の程度は、募集要項等公表時にお示しする予定です。
627	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	「事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて」とありますが、市が違約金を求めるかい離の程度をご教示願います。また、かい離発生の原因が地元の要望や他工事との調整等の運営権者の責によらない場合は、違約金は発生しないものと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。	
628	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、運営権者に対して違約金を求めるとありますが、モニタリング計画(案)においてペナルティのルールが示されるのでしょうか。	
629	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	意見	違約金詳細は募集要項等の公表時にお示し下さい。	
630	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、運営権者に対して違約金を求めるとありますが、「かい離」の程度とはどの程度の数値であるかをお示しいただきたい。	違約金については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
631	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	事業計画や要求水準との乖離の程度に応じて、とありますが違約金額の明確な基準がありましたらご開示下さい。	
632	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は運営権者に対して違約金を求めることがあるとありますが、具体的な乖離の程度および違約金算定方法を示してください。また、貴市の都合や募集公告時に公表された情報の不備等により、計画が変更になった場合の措置もお示しください。	
633	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、運営権者に対して違約金を求めることがある。とありますが、具体的な金額等の開示をお考えでしょうか。	
634	40	第5	4	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	「なお、事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、運営権者に対して違約金を求めることがある。」とあるが、乖離の程度や違約金の額は募集要項等で示されるのでしょうか？	
635	41	第5	5	(1)	ウ		運営権の処分	質問	担保権を設定の場合、市と金融機関等との間で締結する協定書における実施契約等に規定する事項とは何でしょうか？	今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
636	41	第5	5	(1)	ウ		運営権の処分	質問	P49の「金融機関又は融資団との協議」と同じと考えて良いでしょうか。	「実施方針第5-5-(1)-ウ(P41)」の市と金融機関等との協定は、運営権者が運営権を担保として借入を行う場合の協定になります。一方、P49の市と金融機関との直接協定は、市が運営権者への安定的な融資を目的に締結する協定になりますので、P41とは、厳密には異なります。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
637	41	第5	5	(2)			運営権者の株式の新規発行及び処分	質問	新規発行株式については、市は関与しないものと定義されていますが、民間事業者からの提案により市に新規株式の購入提案を行うことはできない(市は本運営権に関する株式一切に関与しない)とお考えでしょうか。	本市は、本市が運営権者の株式を保有することを想定していません。
638	41	第5	5	(2)	ア		本完全無議決権株式	質問	本完全無議決権株式は、SPC設立時には本株式の有無を示す必要はありませんでしょうか。また、本株式における内容については、要求水準書に示す業務についても発行可能と考えていますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	本完全無議決権株式の発行については、市は原則、関与しませんので、SPC設立時に、本株式の有無を示していただく必要はありません。なお、「また、」以下のご質問は、質問の趣旨が不明確なため、回答は差し控させていただきます。
639	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	意見	本事業の対象の配水管に関する口径別・布設年度別延長データ等を含むマッピングデータと共に、それに関連する事故履歴等の提供を求めます。	要求水準書No.64の回答をご確認ください。
640	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	意見	6月以降にマッピングデータの閲覧が開始されるとのことですが、管路及び弁栓類データはそのタイミングでデジタル形式で貸与していただきたい。(持ち帰れるようにしていただきたい)	管路情報管理システムに登録されている図形デジタルデータについては、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者にお示しする予定です。
641	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	表の縦の計算が合わないが、耐震管または耐震適合管の中の老朽管がダブルカウントされているという意味でしょうか?今回の管路更新は、老朽管(364+2052=2416km)のうち1800kmという解釈でしょうか?	管材料や継手形式によらず、供用開始後40年を経過した管路を「老朽管」としていることから、老朽管には、耐震管及び耐震適合管が含まれています。管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しています。
642	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	表の耐震管、耐震適合管、老朽管の計が総延長より大きな数字となります。これは、老朽管であるが、耐震管もしくは耐震適合管であるということでしょうか。	管材料や継手形式によらず、供用開始後40年を経過した管路を「老朽管」としていることから、老朽管には、耐震管及び耐震適合管が含まれています。管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しています。
643	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	表の総延長が、耐震管+耐震適合管+老朽管の合計より少ないが、どのような計算式なのでしょう(全体、基幹管路、導・送水管、排水本管、排水支管全て)?	管材料や継手形式によらず、供用開始後40年を経過した管路を「老朽管」としていることから、老朽管には、耐震管及び耐震適合管が含まれています。管路情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しています。
644	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	対象施設が点線で示されていますが、点線外(導送水管)については運営権対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
645	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	水道管の延長は、市の固定資産台帳を基に集計した数値と理解してよろしいでしょうか。	水道管の延長は、管路情報管理システム(GIS)を基に集計した数値であり、固定資産上の数値とも一致しています。資産デューデリジェンスの結果については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しています。
646	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	市の固定資産台帳で管理している水道管の延長と、マッピングシステムで管理している水道管の延長は一致していると理解してよろしいでしょうか。	水道管の延長は、管路情報管理システム(GIS)を基に集計した数値であり、固定資産上の数値とも一致しています。資産デューデリジェンスの結果については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しています。
647	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	市の固定資産台帳で管理している水道管の延長と、マッピングシステムで管理している水道管の延長が一致していない場合は、その程度、差が生じた原因、どちらをどのように管理し利用しているか、運営権者はどのように管理すればよいかを市から指示していただくと理解してよろしいでしょうか。	水道管の延長は、管路情報管理システム(GIS)を基に集計した数値であり、固定資産上の数値とも一致しています。資産デューデリジェンスの結果については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しています。
648	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	基幹管路の耐震適合率100%とするには、配水本管で223kmの更改が必須ということになりますか正しいでしょうか。(本管延長657km-(耐震及び耐震適合 282+152km)=223km)	基幹管路の耐震適合率100%に関し、配水本管の更新として、 ・南海トラフ巨大地震に対しては、約223kmの更新が必要となります。 (平成31年3月末時点の基幹管路の耐震適合率:約67%[南海トラフ巨大地震]) ・上町断層帯地震に対しては、配水本管で約250kmの更新が必要となります。 (平成31年3月末時点の基幹管路の耐震適合率:約64%[上町断層帯地震]) 本運営事業では、上町断層帯地震に対する耐震管路網を構築することを求めているため、約250kmとなります。 なお、本市では、給水分歧の有無に関わらず、400mm以上の配水管を配水本管としています。
649	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	各口径毎の老朽管の延長を示して頂きたい。	要求水準書No.64の回答をご確認ください。
650	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	意見	長期を見据えた万全な人材の確保や資器材の準備等を行う上で必要となる工事内容の把握を行う上で、P43の表に示されている本事業の対象となる老朽管(配水本管と配水支管)の口径別の延長を提示して頂きたい。	要求水準書No.64の回答をご確認ください。
651	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	「耐震管」・「耐震適合管」・「老朽管」の、口径別・建設年度別・地域別の延長をご提示いただけないでしょうか。	本運営事業における「老朽管」の定義は、供用開始後40年を経過している管であり、耐震性能を評価した指標ではありません。従って、例えば40年を経過した直後のダクタイル鋳鉄管も定義上、老朽管に仕分けられますが、耐震性能は管種他、地盤条件や継手形式によって評価されるものと考えています。
652	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	表に示される「老朽管」には、管体のじん性が劣化した「耐震管」あるいは「耐震適合管」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本運営事業における「老朽管」の定義は、供用開始後40年を経過している管であり、耐震性能を評価した指標ではありません。従って、例えば40年を経過した直後のダクタイル鋳鉄管も定義上、老朽管に仕分けられますが、耐震性能は管種他、地盤条件や継手形式によって評価されるものと考えています。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答	
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3					
653	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要	質問	平成31年3月時点での水道管の構成を示していますが、令和元年以降も更新工事を行っていますので、令和元年、2年、3年の更新量（実績・予定）をご教示ください。（口径別の撤去、新設延長）	令和2年2月末時点の管路延長および市が実施する更新の現時点における予定延長について、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししていますので、こちらを参考に検討ください。	
654	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（水道管の構成）	意見	2020年3月末の実績数値をお示しいただきたい。		
655	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（水道管の構成）	意見	2021年3月末の想定数値を数値をお示しいただきたい。		
656	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2020年3月末の基幹管路の耐震適合率実績を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
657	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2021年3月末の基幹管路の耐震適合率想定を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
658	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2020年3月末の管路の耐震率実績を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
659	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2021年3月末の管路の耐震率想定を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
660	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2020年3月末の管路の耐震率実績を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
661	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2021年3月末の管路の耐震率想定を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
662	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2020年3月末の管路の耐震適合率実績を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
663	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2021年3月末の管路の耐震適合率想定を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
664	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2020年3月末の管路の老朽率実績を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
665	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	2021年3月末の管路の老朽率想定を実施方針で表示されているのと同様の方法でお示しいただきたい。		
666	43	第6	1	(1)			施設の所在地及び概要（主な指標）	意見	管路耐震化促進・緊急10か年計画の全容と実施状況をお示しいただきたい。		要求水準書No.77の回答をご確認ください。
667	43	第6	1	(2)			平面図	意見	この平面図では、布設位置、管種、土被り、布設年度、耐震管、耐震適合管ほかの詳細が分かりません。配水支管と合わせて詳細な資料の開示を希望します。		要求水準書No.64の回答をご確認ください。
668	43	第6	1	(2)			平面図	質問	配水管更新計画に当たり、資料を開示すると動画での説明が有りましたが、今後更新しなければいけない配水管マップは、行政区ごとに頂けるのですか。		
669	43	第6	1	(2)			平面図	意見	計画を策定するにあたり、別紙3平面図だけでなく、もう少し詳細な情報（管の状況や口径など）を組み込んだ図面を開示してください。		
670	43	第6	1	(2)			平面図	質問	平面図で示された配水本管について、「耐震管」・「耐震適合管」・「老朽管」別のマッピング（色別）をご提示いただけないでしょうか。		
671	44	第7	1				実施契約に定めようとする事項	質問	実施契約内容が、運営権を検討するうえでは重要であると考えています。特に対象外施設と運営権施設は密接な関係があり、これらを区分して運営を行ううえでは、運営権外施設の運用方法や考え方が必要であります。よって、募集公告公表以前に、実施契約（素案）を公表されると考えていますが、このような理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表より前に実施契約（素案）を公表する予定はございませんので、ご理解のほどお願いします。	
672	46	第8	2	(2)			解除後の措置	質問	利用料金の残年度分や当該年度の一部負担金の扱いはどのようになるのでしょうか。	解除後の措置にかかる利用料金及び一部負担金の取扱いに関しては、募集要項等公表時にお示しいたします。	
673	46	第8	2	(2)			解除後の措置	質問	運営権設定対象施設に関する当該解除時の対応として、竣工済かつ一部負担金未受取の工事に関しては、解除時点の簿価相当額 竣工済かつ一部負担金受領済の工事分に関しては、解除時点の簿価相当額から運営権者が受領済の一部負担金を控除した額 未竣工工事は出来高部分相当額、が市から運営権者に支払われるという理解でよろしいでしょうか。また、もし運営権対価の一括支払いがあるのであれば、解除時点から事業期間終了までの残期間分が返還されるという理解でよろしいでしょうか。	No.672の回答をご確認ください。 なお、運営権対価に関しては、ご理解のとおりです。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
674	46	第8	2	(2)			解除後の措置	質問	運営権者が負担する違約金の算出はどのように行うのでしょうか。	解除後の措置にかかる違約金の取扱いに関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
675	46	第8	2	(2)			解除後の措置	質問	実施契約に定める違約金とありますが、違約金の算定方法、根拠、考え方をご教示ください。	
676	46	第8	2	(2)			解除後の措置	意見	運営権者の帰責により実施契約が解除された場合に発生する違約金について、市に生じた損失は実費で負担することとなっているため、違約金は必要最小限の金額としていただきますようお願いいたします。例えば、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業においては、違約金の根拠として「解除に伴い発生する業務の引継ぎに関する費用負担や運営権者にとっての金銭的ペナルティとしての重みを総合的に勘案して」2.5億円と設定されております。その他の水道コンセッション事業においても同程度の違約金額が設定されており、違約金設定に当たっての考え方に大きく違いはないものと思料されます。本事業においても同様の考え方にに基づき、運営権者に過度な負担（大阪市公共工事標準約款に定める一般競争入札の基準である請負代金額の10分の1等）とならない違約金額を設定いただきますようお願いいたします。	
677	46	第8	2	(2)			解除後の措置	質問	当該解除により運営権者は、残りの事業期間における運営権対価の分割金の支払い義務を負わないとありますが、運営権対価は一括納入でなく、分割となるのでしょうか？	No.523の回答をご確認ください。
678	46	第8	2	(2)			解除後の措置	質問	運営権者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となり解除になった場合において、市の帰すべき事由が生じる事態について、想定しているものを教えてください。	現時点で具体的に想定している事態はございません。
679	47	第8	3	(1)			市事由解除	質問	「特別区制度」により「市」が廃止された場合、当該事業は解除されるのでしょうか。	仮に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき特別区が設置されることになった場合は、同法に基づく特別区設置協定書において市水道事業を承継することとされるものが本契約を承継することとなります。
680	47	第8	3	(1)	ア		解除事由	質問	「運営権者は、市の責に帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合又は実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。」とありますが、一定期間とはどの程度の期間を想定しているかご教示ください。	募集要項等公表時にお示しする予定です。
681	47	第8	3	(1)	ア		解除事由	意見	「運営権者は、市の責に帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合又は実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。」とありますが、一定期間として想定している期間を具体的に明記ください。	
682	47	第8	3	(1)	イ		解除後の措置	質問	利用料金の残年度分や当該年度の一部負担金の扱いはどのようになるのでしょうか。	No.672の回答をご確認ください。
683	47	第8	3	(1)	イ		解除後の措置	質問	「市は、運営権を取り消し、運営権者に対して、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う」とありますが、工事を実施した案件への債権（「減価償却費」相当金額で回収すべき部分＝市からの未回収債権）は市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.672の回答をご確認ください。
684	47	第8	3	(1)	イ		解除後の措置	質問	「業務の引継、運営権者が所有する資産等については、第3-1-(7)-エと同様の取り扱いとする。」とありますが、工事中などの物件の「現状復旧義務」はないとの理解で宜しいでしょうか。	契約解除時には、市又は次期事業者に円滑に事業を引き継ぐことができる状態にしておく必要があると考えており、施工中の工事全てについて必ず現状復旧を求めることまでは想定していませんが、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
685	47	第8	3	(1)	イ		解除後の措置	質問	運営権者の責に帰すべき事由による解除により、運営権者は違約金を負担するため、市の責に帰すべき事由により、解除された場合には、市も違約金を負担するという理解でよろしいですか。	市帰責事由解除の場合は、市における契約の通例にならって運営権者の損失相当額を支払うのみとなります。なお、運営権者帰責事由解除時の違約金の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
686	47	第8	3	(1)	イ		解除後の措置	質問	運営権者に支払われる損失相当額には、本来実施契約が解除されなかった場合に運営権者が得られると見込まれる利益を含んだ額でしょうか。	運営権者に支払われる損失相当額の取扱いに関しては、募集要項等公表時にお示しいたします。
687	47	第8	3	(2)	ア		不可抗力解除	質問	不可抗力により事業継続が不可能または著しく困難であると判明させる手続きをご教示ください。	市と運営権者の双方で協議することを基本とし、実施契約書（案）に示す手続を踏まえて決定することを想定しています。
688	47	第8	3	(2)	イ	(ア)	実施契約を解除した場合	質問	「当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。」とありますが、工事を実施した案件への債権（「減価償却費」相当金額で回収すべき部分＝市からの未回収債権）は市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.672の回答をご確認ください。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
689	47	第8	3	(2)	イ	(ア)	実施契約を解除した場合	質問	利用料金の残年度分や当該年度の一部負担金の扱いはどのようになるのでしょうか。	No.672の回答をご確認ください。
690	47	第8	3	(2)	イ	(ア)	実施契約を解除した場合	質問	「運営権者は、市の選択に従い…相互に損害賠償は行わない」とありますが、市が選択するのであれば、不可抗力によって生じた損失は市が負担すべきと考えますがいかがでしょうか？	不可抗力解除については、市と運営権者の双方で協議することを基本とし、実施契約書(案)に示す手続をふまえて決定することを想定しています。
691	48	第8	3	(3)	ア		解除後事由	質問	「市は」とありますが、「市あるいは運営権者」ではないでしょうか。	市以外のものによる特定法令等変更解除は、市と運営権者双方が管理することができないリスク事象ですが、水道事業に求められる高い公共性と透明性から、事業継続に責任を負う水道事業者として、市が当該リスクによる解除権を行使することとしています。ただし、当該解除権の行使は、市及び運営権者双方の合意を前提としたものであると考えております。
692	48	第8	3	(3)	ア		解除後事由	質問	解除権が市にしか与えられない合理的理由をご教示ください。	
693	48	第8	3	(3)	イ		解除後の措置	質問	利用料金の残年度分や当該年度の一部負担金の扱いはどのようになるのでしょうか。	No.672の回答をご確認ください。
694	48	第8	3	(3)	イ		解除後の措置	質問	「市及び運営権者に生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。」とありますが、工事を実施した案件への債権(「減価償却費」相当金額で回収すべき部分=市からの未回収債権)は市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.672の回答をご確認ください。
695	48	第8	3	(3)	イ		解除後の措置	意見	解除後、生じた損失は各自が負担しとありますが、この場合、市が全額負担すべきではないでしょうか？	市以外のものによる特定法令等変更解除は、市と運営権者双方が管理することができないリスク事象ですが、水道事業に求められる高い公共性と透明性から、事業継続に責任を負う水道事業者として、市が当該リスクによる解除権を行使することとしています。ただし、当該解除権の行使は、市及び運営権者双方の合意を前提としたものであると考えており、特定法令等変更による契約解除により双方に生じた損失は、それぞれが負担するものとしております。
696	48	第8	3	(3)	イ		解除後の措置	質問	「市は、運営権を取り消し、当該特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。」とありますが、別紙2 リスク分担表(案) 1. 共通-法令変更-「公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令・通知等の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの」では、「運営権者のみ不当な影響を及ぼすため、当該リスクを回避するために、運営権事業自体を取りやめるほかに、当該リスクを最もよく管理できる市が負担。」とあります。また、別紙2 リスク分担表(案) P.6 契約解除-「不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除」では、「双方に帰責性のない場合は 双方に生じた損害を各自が負担するとの考え方により、運営権者に生じた追加費用や損害は運営権者が負担。」となっています。これは法令変更が運営権者に不当な影響を及ぼすもので、事業継続できる場合は当該リスクを最もよく管理できる市が管理し、契約解除せざるを得ない場合の法令変更については双方に帰責性がないと判断し各自が損害を負担するというのでしょうか。市が負担する場合と各自が負担する場合の違いについて、ご教授ください。	市による法令等変更と、国や他の地方公共団体による法令等変更でリスク負担の帰結を分けることとし、前者は市の負担、後者は各自負担と考えております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
697	48	第8	3	(3)	イ		解除後の措置	意見	特定法令変更により、市が運営権の取り消しをした場合、相互に損害賠償は行わないとのことですが、運営権者は正式な手続きによって選定されたにも関わらず一方的に解除されること自体が不条理であり、運営権者から市への損害賠償請求権は存続させるべきと考えます。	市以外のものによる特定法令等変更解除は、市と運営権者双方が管理することができないリスク事象ですが、水道事業に求められる高い公共性と透明性から、事業継続に責任を負う水道事業者として、市が当該リスクによる解除権を行使することとしています。ただし、当該解除権の行使は、市及び運営権者双方の合意を前提としたものであると考えており、特定法令等変更による契約解除により双方に生じた損失は、それぞれが負担するものとし、相互に損害賠償は行わないこととしています。 なお、当該特定法令等変更により生じた損失について、運営権者が市以外の第三者に損害賠償を請求することを禁止する想定はございません。
698	48	第8	4	(3)	イ		解除後の措置	質問	市の条例変更により解除された場合の措置は、市事由解除にあたるかと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
699	全般						赤字補填、プロフィットロスシェア	質問	事業収支について、赤字補填またはプロフィットロスシェア等は検討されますでしょうか。もしくは提案として可能でしょうか。	本事業において、赤字補填やプロフィットロスシェアは想定しておりません。本事業は運営権事業になりますので、経営の責任は運営権者にあり、また、本事業における需要変動リスクは市の負担としており、需要変動に起因する利用料金の変動は毎年度補正及び定期レビューにおいて自動補正することで、既に利用料金が需要の影響を受けない仕組みとしております。
700	全般						企画、設計、施工のマネジメント	質問	大阪万博に関する規制や他の埋設管との調整など、マネジメント業務に関する記載が見受けられません。大阪市のノウハウを提供いただけるのでしょうか。	他埋設企業体との調整手順については、優先交渉権者に提供します。

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
701	全般						質問 これまでの素案資料(概要P23)等では、VFMは工事費3,400億円にかかり10%で340億円との表現でしたが、今回、市が想定されているVFMは総事業すべてにかかるのでしょうか。 「(市)現行方式で実施」には、市職員の総務・財務等にかかる人件費や、委託費等も含まれているのでしょうか。	ご理解のとおりです。 戦略会議資料「大阪市水道PFI管路更新事業等の実施について」P7の「(市)現行方式で実施」には、運営経費等が入りますが、「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について(素案)」P77は、改良費のみで運営経費等は含まれておりません。 なお、「素案」にお示しした3400億円の工事費は、「素案」作成時点における過去の実績数値による参考値であり、ご提案に当たっては、改めて検討いただければと存じます。	
702	全般						質問 VFMについて、(市)現行方式で実施 - (民間)PFI方式で実施 = VFM(差額)約10.5%の事業費縮減効果と説明されていますが、「(市)の現行方式で実施」は、工事について市が積算した予定価格が採用されているのが、これまでの入札の実績が採用されているのかどちらでしょうか。	過年度の工事実績等を踏まえ、現行方式の事業費を試算しています。過年度の工事実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」をご確認ください。	